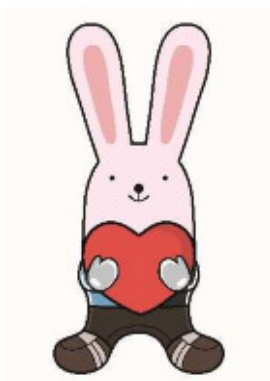


川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(平成29年度版)

—第1次計画のまとめ—



平成30年11月

川崎市健康福祉局

はじめに

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して、年間3万人を超える状況が続いておりました。平成24年以降は年間3万人を下回りましたが、依然として深刻な社会問題となっております。

川崎市においても、近年は減少傾向に転じたものの、現在も毎年150人以上の方が亡くなられている深刻な状況が続いております。

平成25年12月に川崎市議会において、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、同条例第9条1項に基づき、平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定いたしました。

計画期間を平成27年度から平成29年度の3年間とし、身近な地域の多様な主体と協働しながら、安心して暮らせる社会の実現を目指して、取組を進めて参りました。

この自殺対策の推進に関する報告書は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第11条1項に基づき、毎年度作成するもので、今般、第1次計画期間の最終年度である平成29年度の自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに市の自殺の概要についてとりまとめました。

また、本市では、第1次計画に引き続き、平成29年度に第2次計画の策定をいたしました。その中では、国の自殺対策基本法の改正（平成28年）や自殺総合対策大綱の見直し（平成29年）を踏まえつつ、本市の計画を推進してきた中で新たに生じた、地域における未遂者支援の体制の構築や自殺や精神保健に関する啓発及び周知の多層的な実施などの課題に対応し、更なる対策の推進に向けていくこととしております。

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」で、年間自殺者数は減少傾向にありますが、深刻な状況はいまだ続いています。今後も自殺に追い込まれない社会の実現を目指し、「ひとりでも多くのいのちを守る」ために積極的に対策を進めてまいります。

本書を御覧いただきまして、本市の自殺総合対策の現状や取組について御理解いただければ幸いです。

2018年11月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

第 1 章 川崎市における自殺の概要

- 1 自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 警察統計における生前居住地が川崎市である者について・・・・・・・・・・ 6
- 3 人口動態統計を活用した地域における自殺の実態分析例・・・・・・・・・・ 7
- 4 自損事故による救急搬送事例調査(要旨)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 川崎市こころの健康に関する意識調査(要旨)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 2 章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

- 1 川崎市における自殺対策の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 自殺対策総合推進計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 自殺対策総合推進計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について・・・・ 20

第 3 章 平成 29 年度の自殺対策の実施状況

- 1 3つの会議体の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について・・・・ 22

方針 1 自殺の実情を知る

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供・・・・ 22
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

方針 2 自殺防止のためにつながる

- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上・・・・・・・・・・ 23
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備・・・・ 24
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実・・ 25
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援・・・・・・・・・・ 26

方針 3 自殺防止のために支える

- (7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備・・・・・・・・ 26
- (8) 自殺未遂者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

目次

第4章 平成29年度における目標の達成状況と評価

- 1 自殺対策総合推進計画の定量的目標について・・・・・・・・・・ 28
- 2 定量的目標の達成状況と評価について・・・・・・・・・・ 28
- 3 自殺対策の定性的な評価について・・・・・・・・・・ 28

第5章 第1次川崎市自殺対策総合推進計画の総括

- 1 第1次川崎市自殺対策総合推進計画の概要・・・・・・・・・・ 30
- 2 第1次川崎市自殺対策総合推進計画の達成状況と成果・・・・・・・・ 30
- 3 第2次川崎市自殺対策総合推進計画の策定及び推進に向けた課題・・ 34

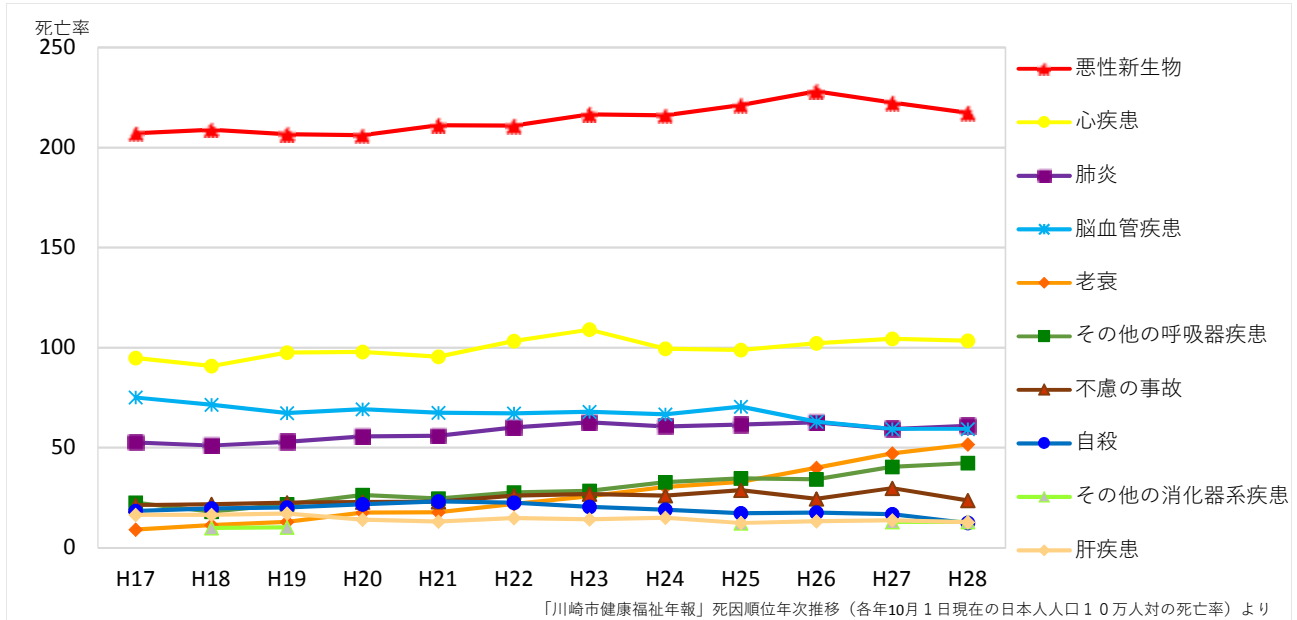
参考

- 1 計画の取組項目の29年度における実施状況について・・・・・・・・ 38
- 2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見・・・・・・・・ 83
- 資料1 川崎市自殺対策の推進に関する条例・・・・・・・・・・ 86
- 資料2 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱・・・・・・・・ 89
- 資料3 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱・・・・・・・・ 91
- 資料4 川崎市自殺対策評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 95

第1章 川崎市における自殺の概要

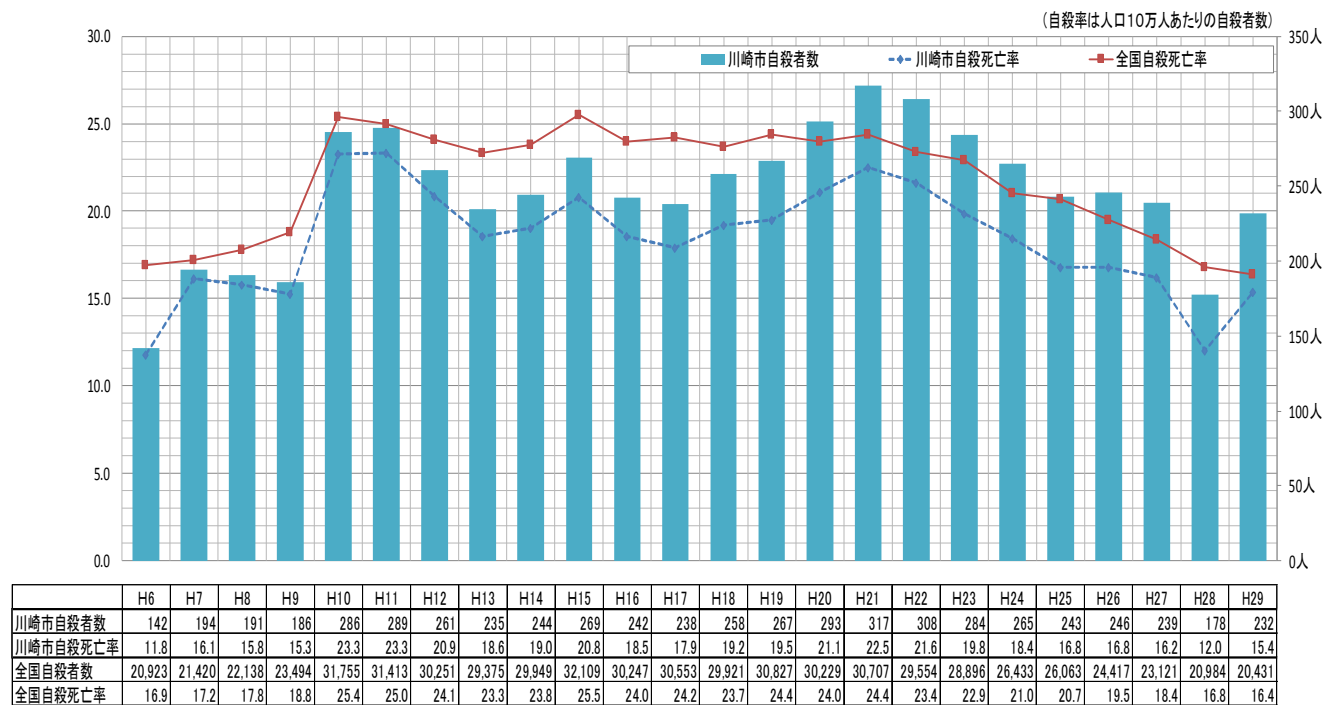
1 自殺の現状

図1. 川崎市における死因別死亡率の推移（人口動態統計）



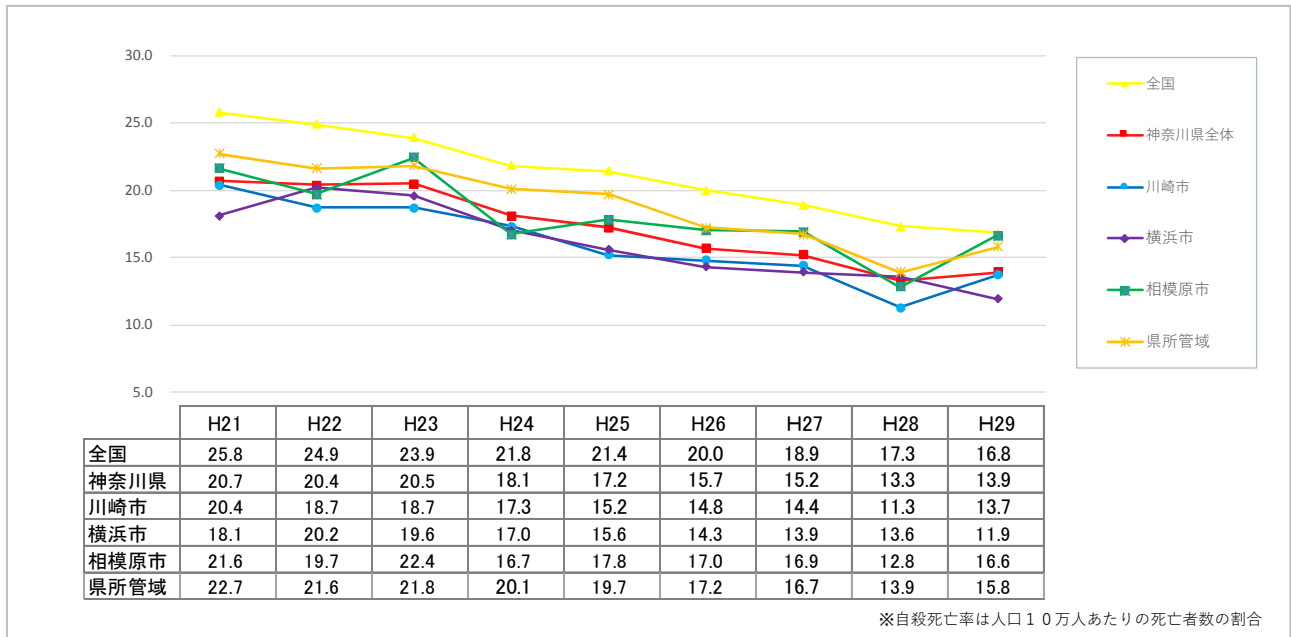
川崎市における死因別死亡率の年次推移では、自殺は、平成17年以降6位または7位で推移し、平成23年から平成27年は8位、平成28年は10位であった。

図2. 川崎市と全国の自殺死亡率の推移（人口動態統計）



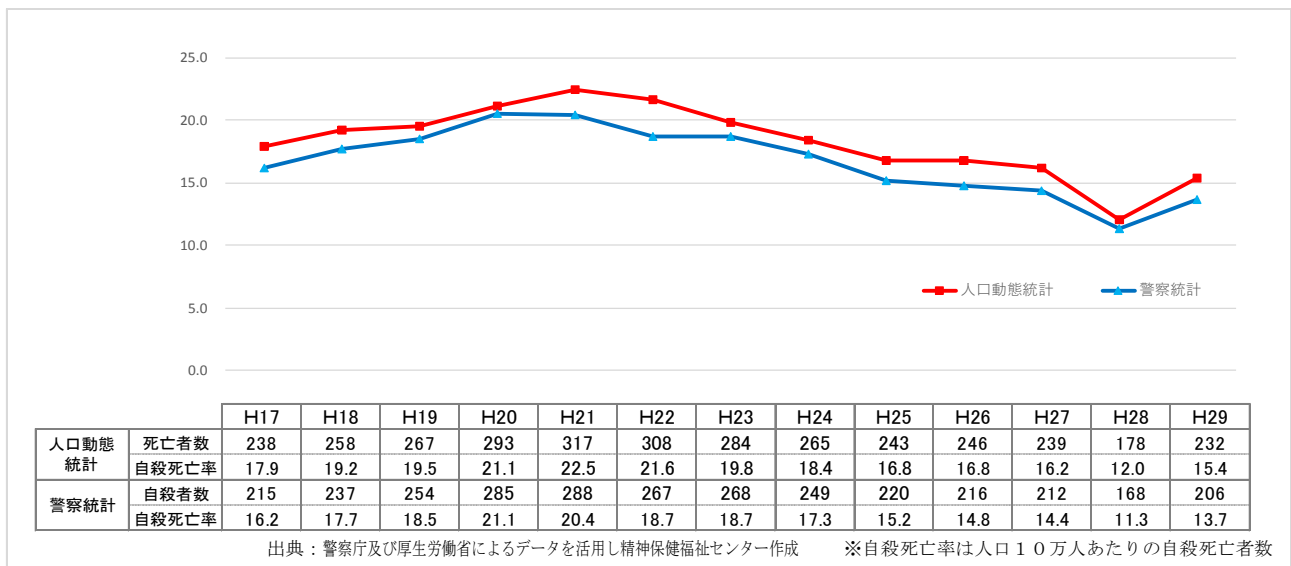
川崎市の自殺死亡率は、平成10年の自殺者数の急増以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、平成17年を下げ止まりとして一旦上昇に転じた。その後、平成21年をピークに再度減少しているが、平成27年から平成29年にかけて大きな減少と増加がみられた。

図 3. 全国・神奈川県及び 3 政令市の自殺死亡率の推移（警察統計）



自殺死亡率は、平成 21 年以降、全国、神奈川県、川崎市とも減少傾向にある。神奈川県、川崎市、相模原市、神奈川県所管域では、平成 27 年から平成 29 年にかけて大きな減少と増加が見られた（横浜市は単調に減少）。

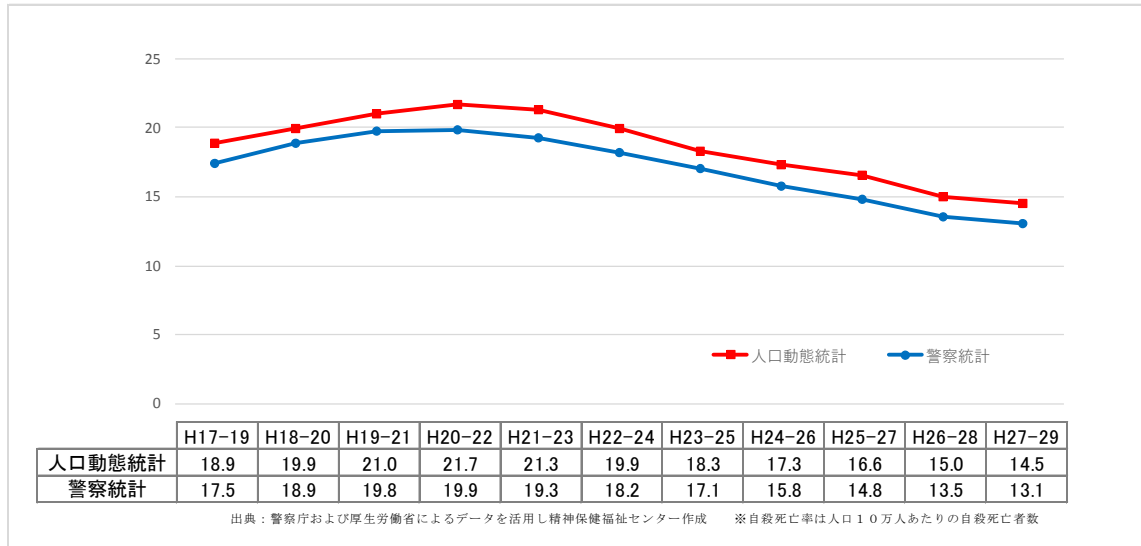
図 4. 川崎市における自殺者数・自殺死亡率の年次推移



警察統計、人口動態統計とも、自殺死亡率は平成 21 年以降減少傾向にあるものの、両者とも平成 27 年から平成 29 年にかけて大きな減少と増加がみられた。

なお、人口動態統計の自殺者数が警察統計の自殺者数を上回る原因については、「川崎市の住民票を持っていて川崎市外で自殺する人の数」が「川崎市の住民票を持たずに川崎市内で自殺する人の数」に比べ、大きいことなどによると考えられる。

図5. 人口動態統計、警察統計による川崎市の自殺死亡率の推移（3年平均）



第2次川崎市自殺対策総合推進計画では、定量的目標として3年平均の自殺死亡率を使用することとした。このため、平成17-19年以降の3年平均の自殺死亡率の推移を表にまとめた。警察統計、人口動態統計ともに平成20-22年以降減少が続いている。

表1. 年齢階級別・男女別の自殺者数の推移（警察統計）

(1) 年齢階級別自殺者数と割合 (%)

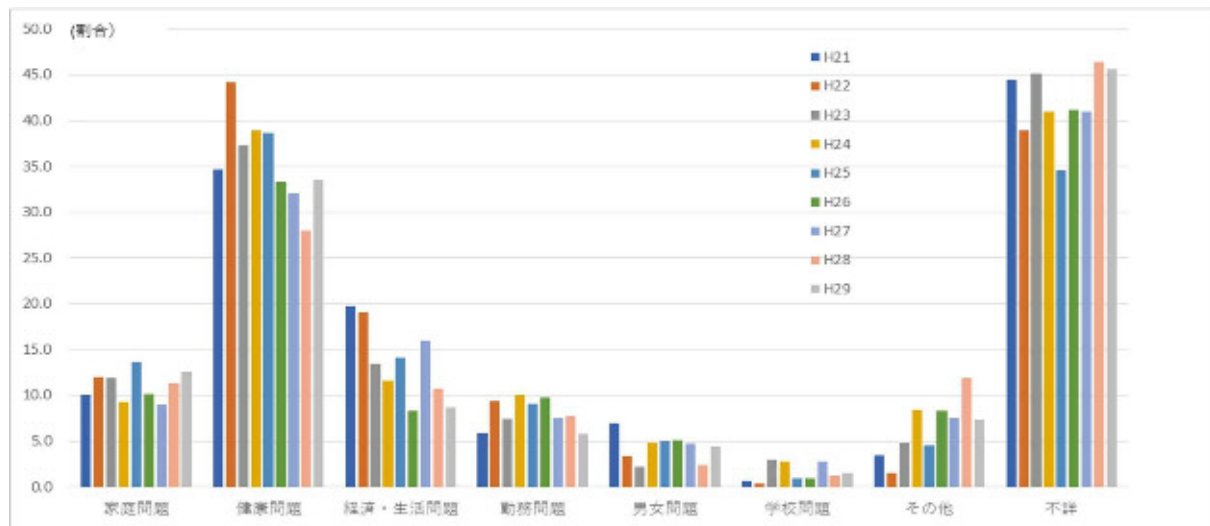
	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
～19歳	5	1.7	6	2.2	10	3.7	6	2.4	4	1.8	3	1.4	7	3.3	4	2.4	6	2.9
20～29歳	37	12.8	28	10.5	39	14.6	48	19.3	28	12.7	31	14.4	30	14.2	27	16.1	29	14.1
30～39歳	53	18.4	36	13.5	51	19.0	35	14.1	44	20.0	37	17.1	36	17.0	25	14.9	34	16.5
40～49歳	58	20.1	56	21.0	51	19.0	50	20.1	47	21.4	42	19.4	35	16.5	29	17.3	27	13.1
50～59歳	45	15.6	48	18.0	40	14.9	30	12.0	28	12.7	38	17.6	40	18.9	30	17.8	30	14.6
60～69歳	49	17.0	48	18.0	40	14.9	40	16.1	36	16.4	30	13.9	23	10.8	27	16.1	34	16.5
70～79歳	28	9.7	26	9.7	25	9.3	31	12.4	19	8.6	20	9.3	27	12.7	17	10.1	30	14.6
80歳以上	13	4.5	18	6.7	12	4.5	9	3.6	13	5.9	14	6.5	14	6.6	9	5.3	16	7.8
総数	288	100.0	267	100.0	268	100.0	249	100.0	220	100.0	216	100.0	212	100.0	168	100.0	206	100.0

(2) 男女別自殺者数と割合 (%)

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男	199	69.1	180	67.4	184	68.7	177	71.1	166	75.5	134	62.0	147	69.3	119	70.8	142	68.9
女	89	30.9	87	32.6	84	31.3	72	28.9	54	24.5	82	38.0	65	30.7	49	29.2	64	31.1
総計	288	100.0	267	100.0	268	100.0	249	100.0	220	100.0	216	100.0	212	100.0	168	100.0	206	100.0

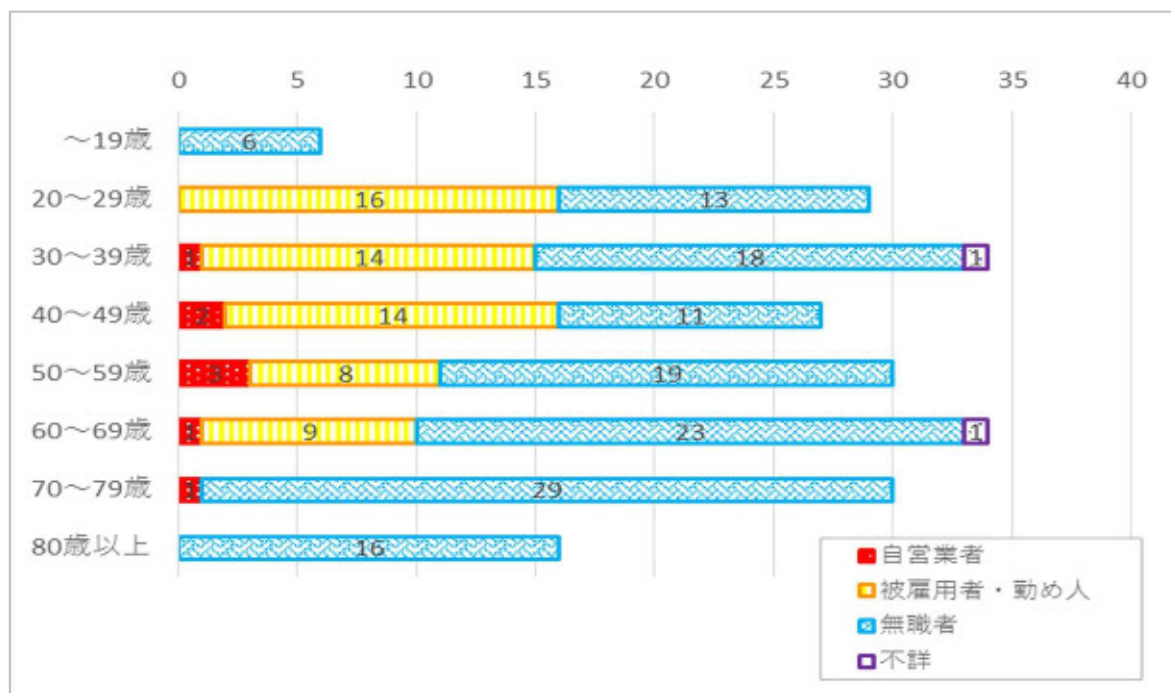
年齢階級別では、それぞれの年で変動はあるものの、「40歳未満」、「40歳以上60歳未満」、「60歳以上」がそれぞれ3分の1程度を占めている。平成27年から平成28年の減少には、30代、50代、70代の減少が大きく、平成28年から平成29年の増加には、30代、60代、70代、80歳以上の増加の影響が大きかった。男女比はおよそ7対3で変化はなかった。

図6. 自殺者数における原因・動機別の割合の推移（警察統計）



自殺の原因・動機は、不詳を除くと、最も多いのは「健康問題」で、約3割を占め、「家庭問題」「経済・生活問題」「その他」「勤務問題」「男女問題」「学校問題」と続く。平成27年から平成29年の変化を見ると、「健康問題」の変動が大きく、「家庭問題」は増加、「経済・生活問題」は減少している。

図7. 年齢階級別、職業別の自殺者数（警察統計）



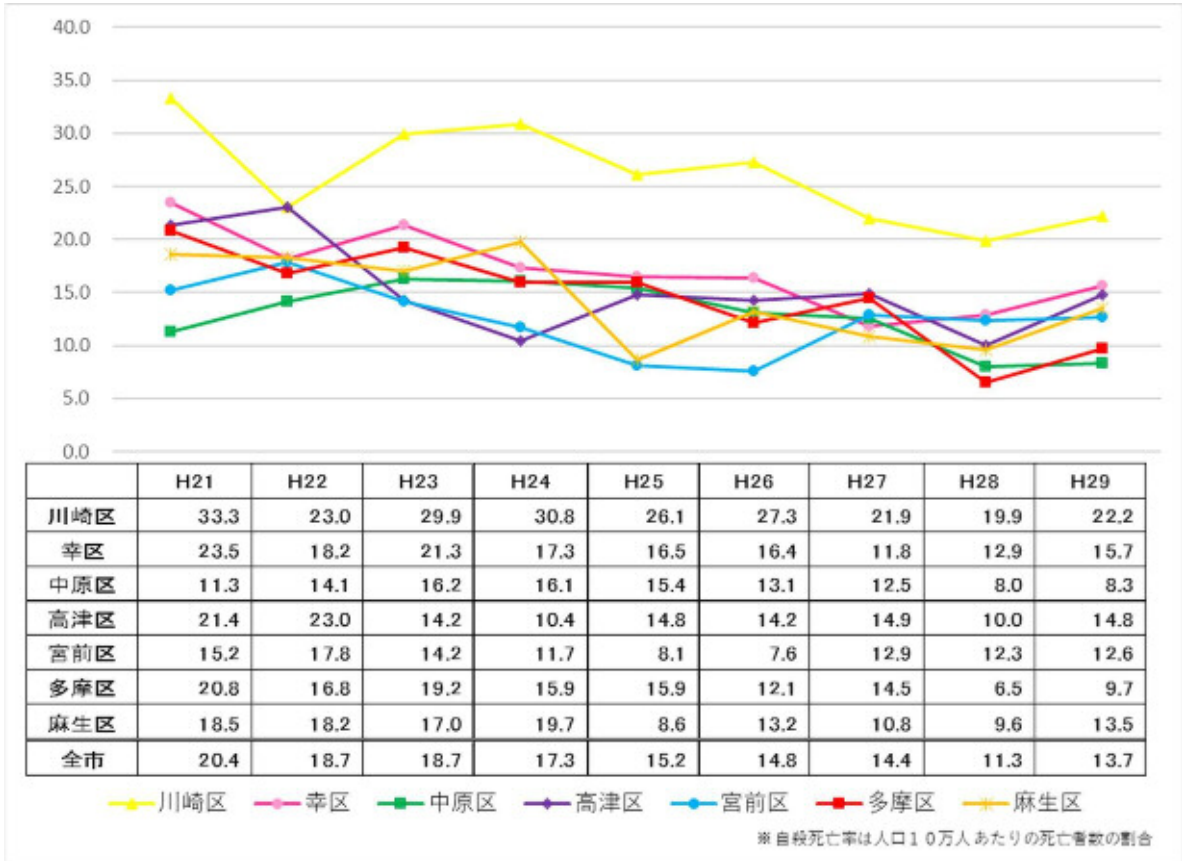
すべての年齢階級で無職者の割合は高い。「被雇用者・勤め人」または「自営業者」の有職者は、20～29歳、30～39歳、40～49歳では5割前後、50～59歳、60～69歳では3割前後となっている。

表 2. 自殺未遂歴の状況（警察統計）

自殺未遂歴の有無	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
未遂歴あり	54	18.8	48	18.0	54	20.1	55	22.1	53	24.1	53	24.5	53	25.0	31	18.5	43	20.9
未遂歴なし	165	57.3	146	54.7	153	57.1	138	55.4	132	60.0	129	59.7	128	60.4	101	60.1	132	64.1
不詳	69	24.0	73	27.3	61	22.8	56	22.5	35	15.9	34	15.7	31	14.6	36	21.4	31	15.0

自殺者のうち、自殺未遂歴のない者は6割程度、ある者は2割程度である。

図 8. 自殺死亡率の区別年次推移（警察統計）



区別の自殺死亡率は、平成21年から平成29年の全ての年で、川崎区が最も高い（平成22年は高津区と同率）。平成27から平成29年については、平成28年に幸区を除く6区で減少し、平成29年には全ての区で増加した。

2 警察統計における生前居住地が川崎市である者について

平成22年から平成29年までの8年間に、神奈川県内で自殺した川崎市に住民票があった者について、性別・年齢階級別の自殺者数、職業別の自殺者数、自殺の原因・動機、自殺未遂歴の有無について検討した。

その結果として、平成22年から平成28年においては、その数は従来の発見地と生前居住地での統計数はほとんど変わらない、あるいは発見地の方が多い傾向であるが、平成29年においては、生前居住地が川崎市的人数が、発見地が川崎市的人数より6人多かった(図9)。年齢階級別では、平成27年から平成28年の減少には、30代、50代、70代の減少が大きく、平成28年から平成29年の増加には、30代、60代、70代、80歳以上の増加の影響が大きかった(表3)。原因・動機については、発見地の統計と同様に「健康問題」で大きな減少と増加がみられた。

総じて、生前居住地が川崎市である者についても、警察統計による発見地の集計と同様の傾向がみられた。

図9. 発見地、生前居住地別自殺死亡率の推移

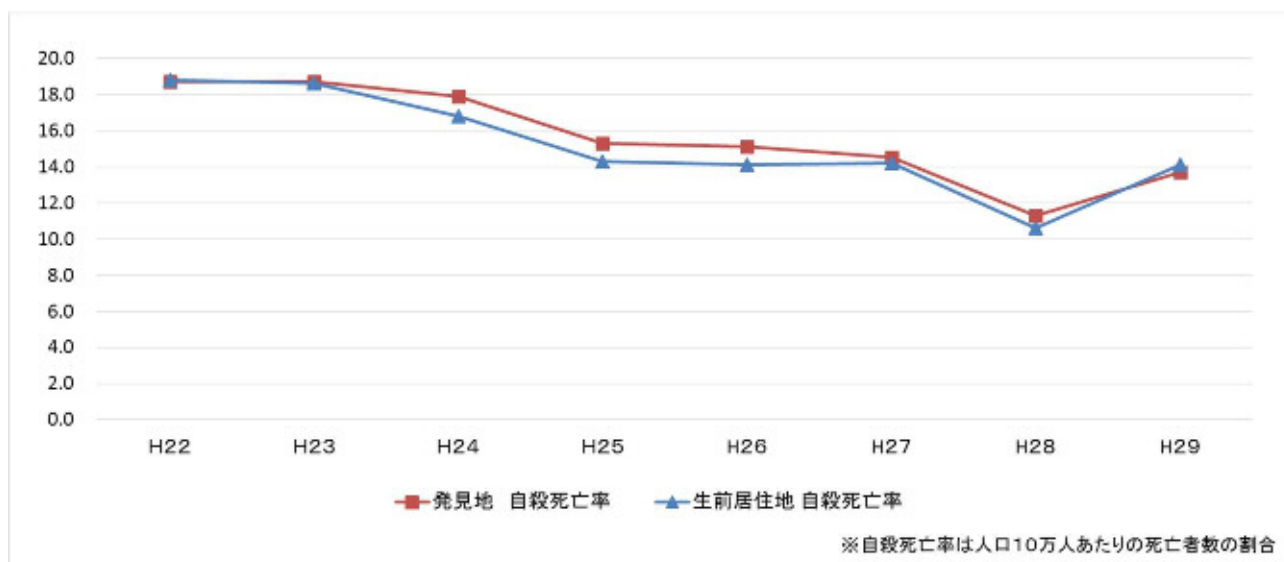


表3. 生前居住地が川崎市である者の年代別自殺者数(人)と割合(%)

	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
～19歳	7	2.6	11	4.1	6	2.5	4	1.9	4	1.9	7	3.3	3	1.9	6	2.8
20～29歳	32	11.9	36	13.5	45	18.6	28	13.2	29	13.7	30	14.4	26	16.5	29	13.7
30～39歳	37	13.8	50	18.8	33	13.6	43	20.3	39	18.4	37	17.7	24	15.2	35	16.5
40～49歳	53	19.8	51	19.2	48	19.8	43	20.3	41	19.3	36	17.2	28	17.7	28	13.2
50～59歳	43	16.0	39	14.7	34	14.0	29	13.7	37	17.5	38	18.2	31	19.6	29	13.7
60～69歳	52	19.4	41	15.4	36	14.9	35	16.5	28	13.2	22	10.5	22	13.9	37	17.5
70～79歳	25	9.3	25	9.4	32	13.2	17	8.0	19	9.0	26	12.4	16	10.1	30	14.2
80歳以上	19	7.1	13	4.9	8	3.3	13	6.1	15	7.1	13	6.2	8	5.1	18	8.5
総数	268	100.0	266	100.0	242	100.0	212	100.0	212	100.0	209	100.0	158	100.0	212	100.0

3 人口動態統計を活用した地域における自殺の実態分析例

人口動態統計を活用した地域における自殺の実態分析として、人口動態調査における川崎市の自殺死亡事例について、以下2つの情報とのリンケージを行った。

- 1) 障害者総合支援法を根拠法とする「自立支援医療（精神通院医療）」の利用の有無
- 2) 精神保健福祉法を根拠法とする「精神障害者保健福祉手帳（以下、手帳とする）」の所持の有無

そのうえで、平成25年から平成27年までの3年間において、自立支援医療利用の有無・手帳所持の有無別の自殺死亡数及び死亡率（人口10万人対）を算出した（表4）。死亡率算出の分母は、対応する川崎市総人口を用いた。

年度を問わず、自殺死亡者は自立支援医療・手帳ともに利用がない者で最も多かった。その一方で、自殺死亡率は低く、12.8～13.8で推移していた。

自殺死亡率については、総じて自立支援医療の利用あり・手帳の所持ありの者で高かった。

手帳所持ありで自立支援医療の利用なしの者は自殺死亡数並びに母集団人口ともに相対的に少なく、その自殺死亡率も0.0～168.7と年度によって大きく変動していた。

以上の結果から、川崎市において、自立支援医療利用の有無・手帳所持の有無によって、自殺死亡者数及び死亡率は大きく異なっていた。より長期の動向を確認するとともに、自殺事例についての検討を行い、自殺予防の取組に反映していくことが望まれる。

表4. 自立支援医療利用の有無・手帳所持の有無別の自殺死亡者数及び死亡率

【平成25年】				
死亡数		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	21	29	50
	利用なし	0	197	197
合計		21	226	247
人口				
		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	7,114	11,055	18,169
	利用なし	1,729	1,433,529	1,435,258
合計		8,843	1,444,584	1,453,427
死亡率(10万人対)				
		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	295.2	262.3	275.2
	利用なし	0.0	13.7	13.7
合計		237.5	15.6	289

【平成26年】				
死亡数		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	20	27	47
	利用なし	1	199	200
合計		21	226	247
人口				
		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	7,730	11,607	19,337
	利用なし	1,889	1,445,218	1,447,107
合計		9,619	1,456,825	1,466,444
死亡率(10万人対)				
		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	258.7	232.6	243.1
	利用なし	52.9	13.8	13.8
合計		218.3	15.5	257

【平成27年】				
死亡数		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	28	20	48
	利用なし	4	186	190
合計		32	206	238
人口				
		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	8,196	12,163	20,359
	利用なし	2,371	1,458,453	1,460,824
合計		10,567	1,470,616	1,481,183
死亡率(10万人対)				
		精神保健福祉手帳		合計
		あり	なし	
自立支援医療 (精神通院)	利用あり	341.6	164.4	235.8
	利用なし	168.7	12.8	13.0
合計		302.8	14.0	249

※自殺死亡者数及び死亡率は、厚生労働省より提供を受けた人口動態調査に係る調査票情報による

※人口は各年の翌年4月1日時点のもの

※自立支援医療（精神通院）及び精神保健福祉手帳利用者数は、平成20年度以降、川崎市において利用者として履歴がある者の数字

4 自損事故による救急搬送事例調査（要旨）

（１） 目的

川崎市内で発生した自損事故による救急搬送事例の調査を前方視的に行い、川崎市における自殺未遂者の実態並びに支援の現状を把握することで、自殺未遂者並びにその家族をより効果的に支援するための基礎資料とすることを目的とした。

（２） 方法

川崎市各消防署からの救急車出動において、平成29年1月1日から同年12月31日までの間に自損事故により救急搬送となった事例のうち、川崎市立川崎病院、日本医科大学武蔵小杉病院、聖マリアンナ医科大学病院の3病院のいずれかに救急搬送された412件について、多施設共同による救急搬送記録並びに診療記録を利用した観察研究を行った。本調査は、帝京大学医学部倫理委員会並びに3病院の倫理委員会による承認を得て実施した。

（３） 結果及び考察

救急搬送事例調査412件の性別は、男性150件（36.4%）、女性262件（63.6%）であった。平均年齢は43.3±18.4歳で中央値は41.0歳であった。男性は40～49歳までが30件と最も多いものの、幅広い年齢層で20件を超えていた。女性は20～29歳までが81件と最も多く、30～39歳までが57件、40～49歳までが50件と若年層が多かった。自損手段については、延べ510件の報告があり、「向精神薬」167件（40.5%）、「飛び降り」63件（15.3%）、「刃器」60件（14.6%）、「縊首」59件（14.3%）、「その他」45件（10.9%）、「その他の処方薬」41件（10.0%）、「市販薬」39件（9.5%）などであった。救急搬送された412件の救急科における転帰は、「退院」229件（55.6%）、「死亡」86件（20.9%）、「外来のみ」41件（10.0%）、「転科」37件（9.0%）、「転院」19件（4.6%）であった。

自損事故の発生・搬送状況からは、自損患者の住所地と搬送先病院の関係は、川崎市南部、中部、北部と、比較的明確なキャッチメントエリアを構成していることが明らかになった（図10）。この事実は自殺未遂者対策における3病院と地域支援体制の連携を進めるうえで有利であろう。

死亡事例を除いた326件の9割近くが院内精神科の介入を受けていた。自損患者に精神疾患のある者が多いことを考えると優れた対応と言えよう。自損の原因・動機には、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「健康問題」、「勤務問題」などがあり（図11）、自損行為後もつらい気持ちが続いている者も少なくなかった。自損患者は、身近な人間関係も含めて、複雑な状況に陥って自損事故に至っていることが推察される。

その一方、地域との連携において、主要な相談相手・支援者は医療者（精神科／心療内科）と家族が多くを占め、相談機関の利用も少なかった。本調査の結果を踏まえ、自殺企図患者について、地域におけるフォローアップを行いつつ、必要な支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る地域の支援体制の構築が望まれる。

(4) 結論

消防と医療機関のデータリンクージュによる自損事故救急搬送事例の分析は、わが国で初めての取組であり、救急搬送となる自殺未遂者の実態並びに支援の現状を把握する方法に大きな一歩を築いたものと言える。また、この調査を通して、川崎市自損事故救急事例検討会を組織することができたことも、今後の自殺未遂者対策の推進に大きな意義を持つ。本調査の成果を踏まえ、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における自殺未遂者対策を進めること、特に自殺未遂者の支援体制の構築が望まれる。

図10. 自損行為の発生地区と搬送先病院

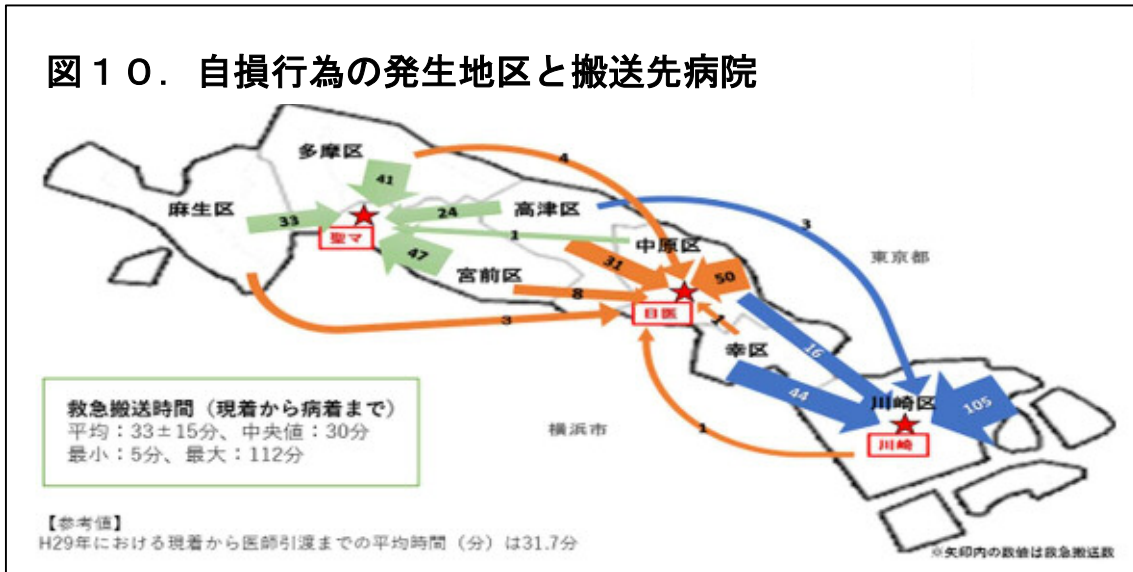
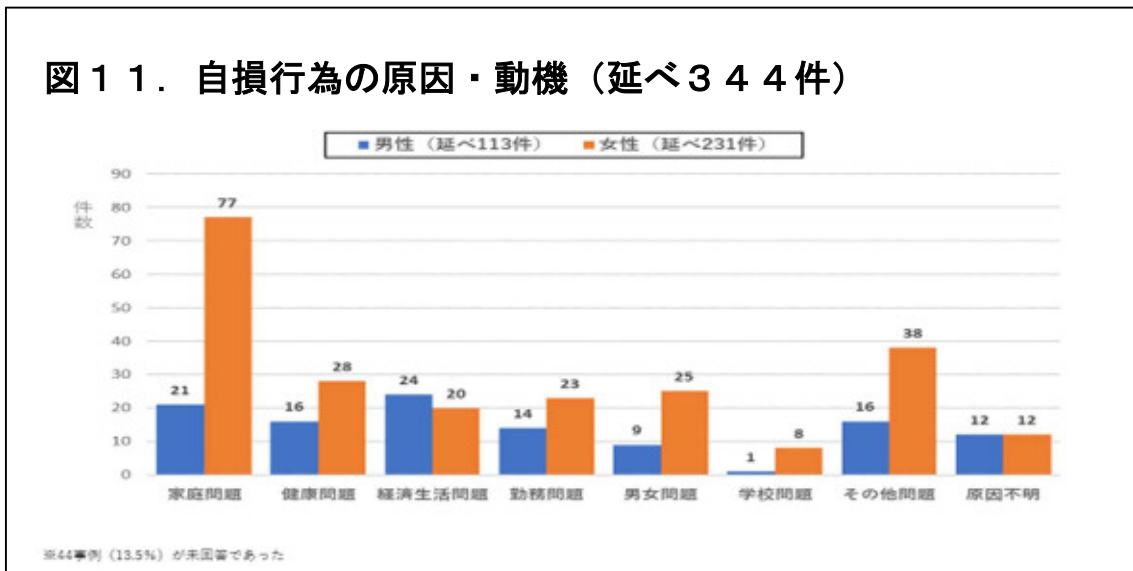


図11. 自損行為の原因・動機（延べ344件）



「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査報告書」

川崎市自損事故救急事例研究会

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000098674.html>

5 川崎市こころの健康に関する意識調査（要旨）

（１） 目的

自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図るため、市民の精神保健や自殺対策に対する意識を明らかにすることを目的とした。

（２） 方法

川崎市の各区から18歳以上の男女500人（合計3,500人）を無作為抽出し、郵送による質問紙調査を行った。調査内容は、1）回答者の属性、2）市民のこころの健康及びそれに対する関心度、3）こころの健康に対する保健行動、4）自殺に関する意識と理解であった。

（３） 結果及び考察

3,489票が郵送され有効回答数は1,113（31.9%）であった。回答者の8割がこころの健康に「関心がある」または「やや関心がある」と回答した。またWHO-5精神健康状態表簡易版（S-WHO-5-J）の結果からは、回答した市民の約15%は「精神的健康悪化の状態」と考えられた。これらのことから、こころの健康問題への市民の関心は高いと考えられた。

悩みやストレスを抱えた時の相談相手としては「家族や親族」が約7割、続いて「友人・同僚」が約6割と多く、医療機関は1割程度、行政機関はさらに少なかった。市民はまず身近な人に相談し、医療機関や行政機関はそのバックアップまたは緊急時の対応を担うと考えられた。

日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレス等を解消する方法としては、約8割の回答者が「睡眠」を「よくする」または「ときどきする」と回答し、睡眠への関心が高いことが示唆された（図12）。その一方、ストレスあり群では、「ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた」について不良の割合が有意に高かった。睡眠研究の成果はセルフケアに役立てるようわかりやすくまとめられていることから、睡眠をテーマにしたこころの健康教育が重要と考えられた。

自殺対策に社会で取り組むべき理由としては、「すべての人にとって身近に存在する問題だから」と「自殺した人の家族や周囲に大きな悲しみや困難をもたらすから」を6割以上が選択した。

WHO（世界保健機関）が平成26年に発表した世界自殺レポート「自殺を予防する—世界の優先課題」に掲載されている自殺に関する俗説については、「精神疾患のある人だけが自殺する」や「自殺の危機にある人はその後もずっと自殺の危機から逃れられない」という俗説が誤りであるとの回答が多数であったものの、「ほとんどの自殺は予兆なく突然に起こる」や「自殺の危機にある人は死ぬ決意をしている」を半数前後の回答者が俗説を誤りと回答していなかった（図13）。これらのことから、自殺問題の重要性については認識されているものの、自殺についての正しい理解や、悩みやストレスを抱えた人への対応については啓発を進める必要があると考えられた。

(4) 結論

川崎市民のこころの健康への関心は高く、こころの健康問題を抱えている市民も少なくない。悩みやストレスを抱えたときの市民の対処行動を踏まえた相談体制づくりが望まれる。市民への普及啓発に関しては、睡眠への関心の高さを踏まえて、こころの健康づくりの一環として取り組んでいくことが望まれる。また、それにあわせて自殺予防のゲートキーパー研修を行い、市民の自殺問題への理解と悩みやストレスを抱えた人への対応を啓発していくとともに、地域におけるこころの健康づくりと自殺対策をつなげていくことが望まれる。

図 1 2. 日常の悩み・不満・ストレス等の解消方法

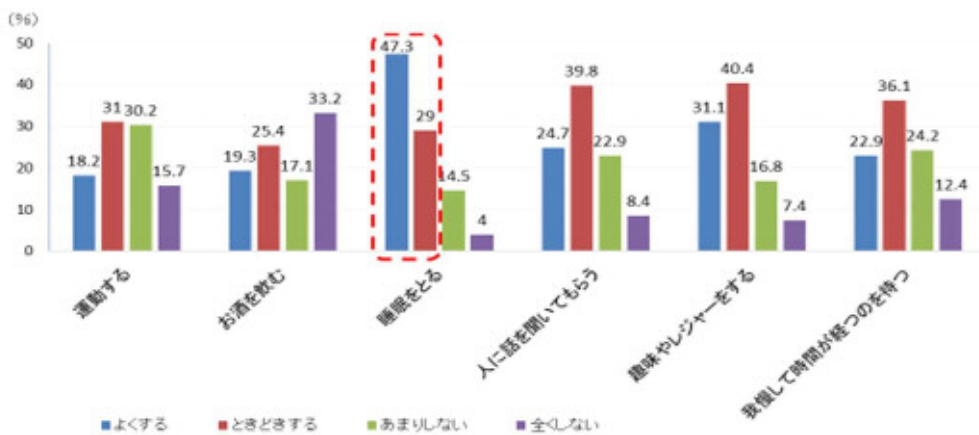
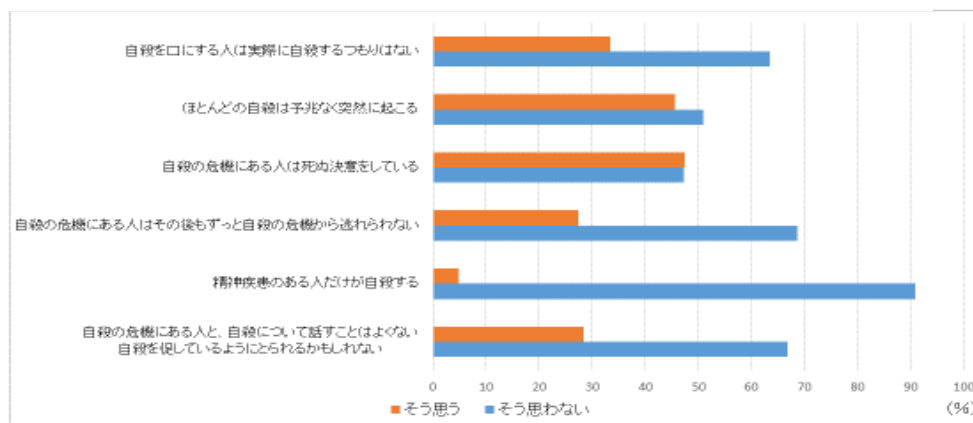


図 1 3. 自殺に関する俗説



WHO世界自殺レポート「自殺を予防する－世界の最先課題」より

「川崎市こころの健康に関する意識調査」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000100851.html>

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯

全国と同様、川崎市においても平成10年に自殺死亡率は急増した。川崎市においては平成14年の精神保健福祉センター設置以降、うつ病の相談並びに家族セミナー等を実施し、平成17年度には市民意識実態調査にこころの健康というテーマで自殺に関する設問を設けた。

平成18年度には、事前対応に関わる事業として、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等の理解を促進することを目的に、市民を対象とする「こころの健康セミナー」を開始した。

平成19年度には、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討を行うことを目的に、司法・医療・福祉・民間・行政関係機関等から構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県内3県市共同^{*1}により設置した。また、首都圏内8都県市共同^{*2}による自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置した。なお、平成22年に政令指定都市に移行した相模原市が加わり、それぞれ神奈川県内4県市共同、首都圏内9都県市共同となった。さらに、庁内の自殺総合対策に係る関係課等の密接な連携と協力を図るため、川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置した。その他に、事後対応に関わる事業として、神奈川県と合同で自死遺族の相談支援を目的とする自死遺族の集いを開始した。

平成20年度には、自殺総合対策の推進を図るため、川崎市の自殺に関する統計分析を多角的に行い、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、自殺総合対策の基礎資料を作成することを目的とする川崎市自殺対策統計分析の業務委託を開始した。また、事前対応に関わる事業として、うつ病について診断や治療技術の向上を図り、うつ病の早期発見・早期治療につなぐことを目的に、身体科医師を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修委託事業」を開始したほか、自殺問題の知識や自殺念慮者、自死遺族への支援に関する理解の促進を目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援基礎研修を開始した。さらに、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、自殺対策に係る普及啓発に関する情報の共有並びに協議、連携することを目的とするかながわ自殺対策会議普及啓発部会を神奈川県・横浜市と共同で設置した。

平成21年度には、事前対応に関わる事業として、自殺予防の取り組みを周知することを目的とする自殺予防街頭キャンペーンを「かながわ自殺対策会議」の普及啓発活動の一環として開始するとともに、支援の実際を学び、自殺関連相談技術を向上させることを目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援技術研修を開始した。また、危機介入に関わる事業として、川崎区をモデル地区とし、高齢者を対象としたうつ病のスクリーニングや民生委員等を対象とした普及啓発事業を開始した。さらに、事後対応に関わる事業として、孤立しがちな自死遺族の相談を受け、適切な支援につなげることを目的とする川崎市自死遺族ホットラインを設置し、平成19年度から神奈川県と合同で開催していた自死遺族の集いを川崎市単独の開催とした。また、これらの事業を効率的に進めるため、精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置した。

平成22年度には、事前対応に関わる事業として、自殺関連相談技術の向上やゲートキーパー^{※3}という役割への理解の促進を目的に、保健、医療、福祉等機関の従事者を対象とする自殺予防セミナーの実施や、自殺予防の考え方を中心とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的とする市内学校の教職員を主な対象とする自殺対策に関する学校出前講座を開始した。また、危機介入に関わる事業として、自殺未遂者への適切な対応が自殺企図防止に有効となるため、今後の効果的な自殺未遂者対策の推進及び自殺未遂者対策を行う上での基礎資料の作成を目的とする川崎市における自殺企図患者・自傷行為患者に関する対応事業を開始した。

平成23年度には、川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」が誕生し、普及啓発資材を作成するなど、自殺対策に係る普及啓発活動を進めた。

このように平成19年度に庁内外との連携のための3つの会議体を設置して以降、平成23年度までに自殺総合対策を推進する事業を主に他縣市との協調や委託により整備した。

平成25年度には、健康福祉委員会から発議の提案がなされたことをきっかけに、条例を制定し、平成26年4月に施行した。また、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていく必要性の高まりから、平成20年度より設置していた神奈川県内4縣市共同のかながわ自殺対策会議の普及啓発部会を解消し、各縣市に地域部会を設置した。

平成26年度には、条例を踏まえ、平成20年度より設置していた川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、新たに庁内体制として川崎市自殺対策総合推進会議を設置した。また、条例に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議を中心に、川崎市自殺対策総合推進計画（以下「計画」という。）を平成27年3月に策定した。

平成27年度には、この計画に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議に加えて、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議と川崎市自殺対策評価委員会を設置し、現在の推進体制となった。（P17図14参照）また、評価委員会委員の協力を得て、帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業と連携して実施している自殺及び防止対策の実態把握の一つとして、川崎市消防局の協力のもと、1年間に救急搬送を実施した事例の実態調査である「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」を行い、報告書を取りまとめた。

平成28年度には、条例及び計画に示された課題の中で未着手であった自殺未遂者に対する支援に対応するため、前年度に実施した実態調査の結果をもとに、自損救急搬送データと3次救急を担う川崎市内3病院の医療記録のレコードリンケージによる分析を行う自損事故救急搬送事例調査を開始した。また、自損事故救急搬送事例調査を進める一方で、川崎市中部地区の医療機関及び行政機関の関係者に有識者を交えて、自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始した。さらに、地域包括ケアシステムに関係する行政・団体職員等を対象に地域包括ケアシステムの中で自殺対策の一層の推進を図ることを目的とし、「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」を開始した。

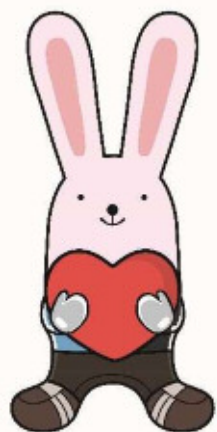
平成29年度には、これまでの取組と自殺対策評価委員会等の3つの会議体における意見等を踏まえ、川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、平成30年3月に第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

このように、川崎市の自殺の実態を踏まえ、自殺対策の推進に取り組んでおり、今後も計画に基づき、必要な施策を講じていく。

※1 神奈川県・横浜市・川崎市

※2 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

※3 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り、自殺につながりそうなことにストップをかける「命の門番」となる人のこと



名前：うさっぴー

川崎市自殺対策推進キャラクターです。
自殺を防ぐゲートキーパー（ゴールキーパー）で
うさぎの大きな耳で、悩みをよく聴き、こころ
（ハート）を受け止めます。

表5 川崎市における自殺対策の経緯

年	取 組
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター設置 ・うつ病の相談並びに家族セミナーの開催を開始
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識実態調査(現市民アンケート)を実施
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回こころの健康セミナーを開催
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と合同で自死遺族の集いの開催を開始 ・神奈川県・横浜市と共同でかながわ自殺対策会議を設置 ・8都県市※¹共同で八都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置 ・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を設置 ・川崎市医師会へかかりつけ医うつ病対応力向上研修会の委託を開始 ・自殺対策相談支援基礎研修を開始 ・帝京大学医学部附属溝口病院への統計分析業務委託を開始
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防街頭キャンペーンを開始 ・自殺対策相談支援技術研修を開始 ・川崎区モデル地区とした事業を川崎市地域自殺対策ハイリスク者への対応事業委託事業として開始 ・川崎市自死遺族ホットラインを設置 ・自死遺族の集いの開催を市単独での開催に変更 ・精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策に関する学校出前講座を開始 ・帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業の一環として、従事者支援向けの自殺予防セミナーを開始 ・帝京大学医学部附属溝口病院への未遂者支援事業委託を開始
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺対策キャラクターうさっぴー誕生
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市フロンターレ市政記念試合にうさっぴー登場
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を解消 ・川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、川崎市自殺対策総合推進会議を設置 ・自殺対策総合推進計画策定
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議設置 ・自殺対策評価委員会設置 ・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を実施
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・自損事故救急搬送事例調査を開始 ・川崎市中部地区における自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始 ・地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を開始
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第2次川崎市自殺対策総合推進計画策定

※1 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

2 自殺対策総合推進計画の推進体制

川崎市においては、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と精神保健福祉センターが事務局となって、川崎市自殺対策総合推進会議、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議、川崎市自殺対策評価委員会という3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進している。(P 17 図14 参照)

川崎市自殺対策総合推進会議は、平成26年4月に設置され、副市長が議長を務め、16名の関係部局の局長・区長で構成されており、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や市内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。この会議には課長級の幹事会を設けている。

川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議は、平成27年4月に設置され、自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成されており、自殺対策に係る総合計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。

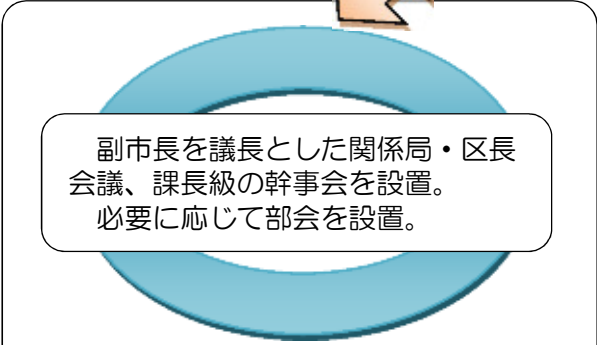
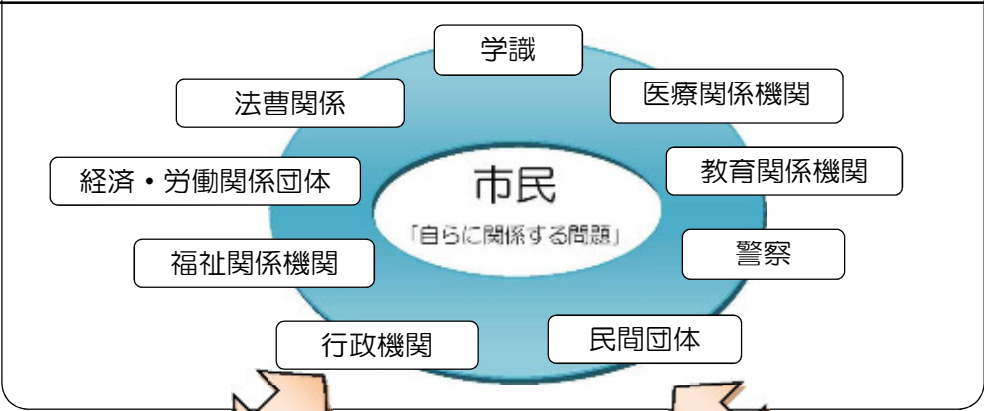
川崎市自殺対策評価委員会は、平成27年4月に設置され、学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。



図14 推進体制

川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議

自殺予防に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体等が自殺予防に関する共通認識を持ち、連携内容を検討確認し、事業実施における実務担当者間の連携促進をめざします。



川崎市自殺対策総合推進会議（庁内体制）

- 各部署における実施体制を整備します。
- 地域に応じた自殺対策を総合的、多角的に推進していきます。

学識経験者と、医療、保健福祉などの各分野の委員により構成。

川崎市自殺対策評価委員会

自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況についての評価を行います。

健康福祉局精神保健課・精神保健福祉センターが、事務局として対策を推進していきます。

3 自殺対策総合推進計画の概要

計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を参考に、自殺を個人的な問題のみではなく社会全体で取り組む問題としてとらえ、市民一人ひとりが自らと無関係ではない事として意識すること、また、身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現をめざして、平成27年3月に策定した。

計画では、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念、「ひとりでも多くのいのちを守る」という計画の目標を実現するために、

方針1「自殺の実情を知る」

方針2「自殺防止のためにつながる」

方針3「自殺防止のために支える」

という3つの基本方針を掲げている。

また、条例第9条第1項に規定された

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- (7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (8) 自殺未遂者に対する支援
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援

という9つの事項に関して必要な取組を進めることとしている。

自殺対策の数値目標については、平成29年の自殺者数を、平成25年の人口動態統計における自殺者数243人（自殺死亡率16.8）より減少させるよう、自殺者減少傾向を維持することを目指すとしている。

また、計画の期間は、平成29年度までの目標達成に向けて、平成27年度からの3年間としている。

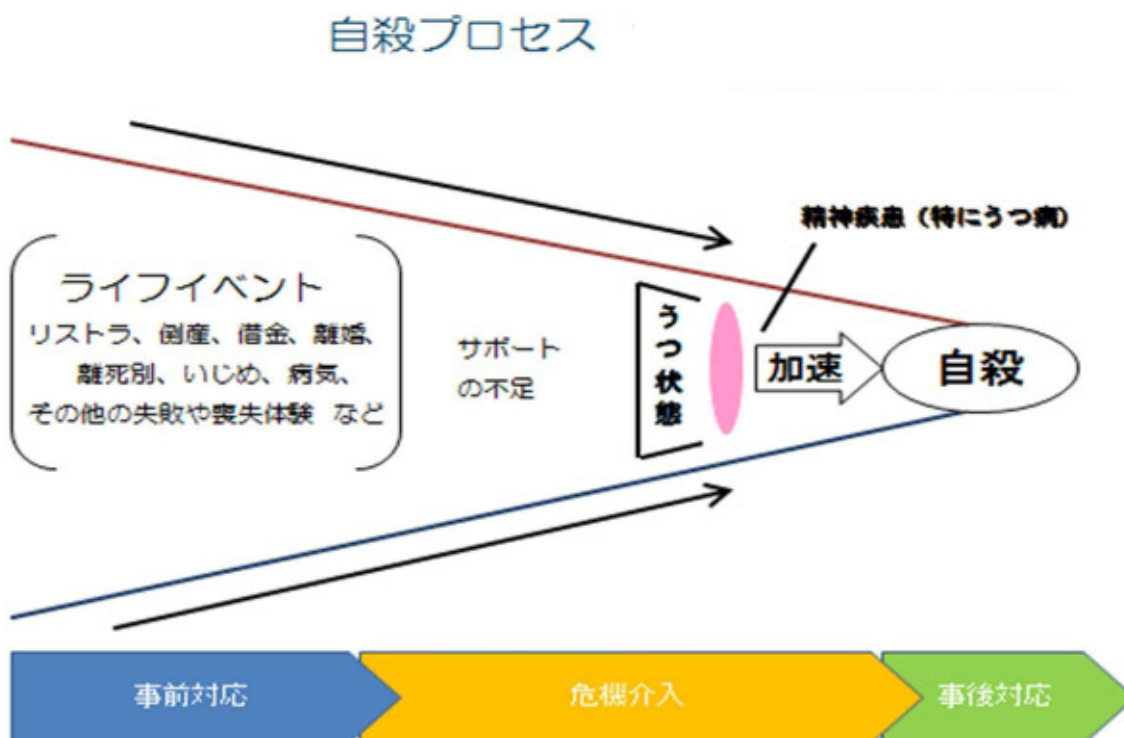
4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識

自殺はある日突然に起こるわけではなく、無意識のうちに自殺に追い込まれてしまうプロセス（自殺プロセス）があり、その途中の段階で、悩みの解決や、困難な状況に至る前の助け合いや相互扶助関係、自分自身を大切にできる自己肯定感の醸成までを含めた、総合的対策が必要であるとの考え方を基本に置いている。（図15参照）

また、自殺対策を進めるにあたっては、自殺プロセスの考え方にのっとり、検討すべき領域、段階、対象者のライフステージごとに検討を進めることとしている。

検討すべき領域としては、生活している地域の中での「周囲の人々による支援領域」と、医学的治療を含む「専門的支援領域」の2つを考慮し、具体的に介入していく段階を「事前対応」、「危機介入」、「事後対応」の3つの段階にとらえ、ライフステージを「小児期」、「思春期」、「成人期」、「高齢期」に大別し、対策を進めている。

図15 自殺プロセス図



作成：帝京大学医学部附属溝口病院
精神神経科教授 張 賢徳

5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について

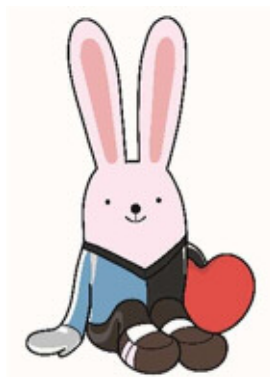
川崎市では、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

また、推進ビジョンにおいては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」という基本理念を掲げ、これを達成するための基本的な視点等を設定している。

川崎市自殺対策総合推進計画では、この推進ビジョンを上位概念として、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念を掲げている。この基本理念を達成するため、「自殺や精神疾患に関する啓発、地域や各組織における互助意識の醸成による、相談への抵抗軽減と孤立の防止」、「支援者間、および組織の連携強化による相談のアクセシビリティ向上と支援の包括的提供」により、市民が安心して生活し、その結果として、自殺者数および自殺死亡率が減少することを目指すとしている。

また計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、推進ビジョンの概念に同調し、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめとする計画と連携を図り、また本市の新たな総合計画策定において整合性を図ることとしている。

このように、計画における取組の進捗が、自殺者の減少のみならず、「地域包括ケアシステム」の構築につながるよう進めている。



第3章 平成29年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況

(1) 川崎市自殺対策総合推進会議

平成29年度は、第1回を平成29年10月に開催し、平成28年度川崎市自殺対策の推進に関する報告書案の確認及び第2次川崎市自殺対策総合推進計画案について報告を行った。

第2回は平成30年3月に開催し、平成29年度川崎市自殺対策の推進状況について確認を行った。また、各局の自殺対策に係る具体的な取組について共有化する時間を設け、教育委員会事務局から報告を行った。

(2) 川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議

平成29年度は、第1回を平成29年10月に開催した。前年度の会議で決定した川崎市独自の新たな自殺プロセス図の作成について、図の構成や各団体の活動内容の関連について意見交換を行った。その上で、青少年層（30歳未満）、中高年層（30～64歳）、高齢層（65歳以上）の階層別に自殺予防プロセス図を作成した。

また、「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」の策定に向けた骨子について、意見交換を行った。さらに、川崎市と参加団体である川崎いのちの電話、商工会議所それぞれと共催で行うセミナーについて紹介し、参加・協力を依頼した。

第2回を平成30年1月に開催し、「第2次川崎市自殺対策総合推進計画案」及び計画改定にともなうパブリックコメントの結果をもとに、意見交換を行った。また、平成29年7月に実施した「川崎市こころの健康に関する意識調査」の結果をもとに、意見交換を行った。

さらに、平成29年9月に実施した「自殺予防街頭キャンペーン」及び、川崎市と参加団体である川崎いのちの電話、商工会議所それぞれと共催で行ったセミナーについて報告を行った。

(3) 川崎市自殺対策評価委員会

平成28年度より開催回数を1回から2回に変更し、平成29年度も同様に2回開催した。

第1回は平成29年8月に開催し、平成28年度「川崎市自殺対策の推進に関する報告書案」について説明し、主に自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価等について意見を諮った。

また、「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」の策定に向けた骨子について説明し、構成等について意見を諮った。

第2回は平成30年2月に開催し、「第2次川崎市自殺対策総合推進計画案」について、意見を諮った。また、平成28年度「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」に掲載予定の統計・実態分析について説明し、分析内容について意見を諮った。

その後、各評価委員の協力も得ながら進めた自殺及び防止対策の実態把握に関する2つの研究「自殺既遂に関する統計分析」と「精神障害・自殺の労災認定事案の分析及び若年

被雇用者の自殺死亡の特徴に関する分析」について、共有を行った。また、評価委員より帝京大学医学部附属溝口病院への委託研究について、評価報告を受けた。

最後に「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」における川崎市自殺対策評価委員会の活動の方向性について、意見を諮った。

2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について

(取組の所管等詳細については、P38以降参照)

方針1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

- 自殺の防止等に関する情報の分析として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計及び厚生労働省の人口動態調査のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。(取組番号1)
- 人口動態調査と、自立支援医療(精神通院)及び精神保健福祉手帳の各利用者との突合作業を行い、その利用者における自殺者の割合を明らかにした。(取組番号1)
- 自殺の防止等に関する情報の提供として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計の基本集計などを記載した川崎市自殺対策の推進に関する報告書(平成28年度版)について、報道への提供や精神保健福祉センターのホームページへの掲載を行った。ホームページには自殺についての基本的認識や相談に関する案内も掲載した。(取組番号2)
- 自殺の防止等に関する情報の収集として、川崎市こころの健康に関する意識調査として単独調査を実施した。(取組番号3)
- 川崎市における自殺未遂者の実態並びにその支援の現状を把握することで、自殺未遂者並びにその家族をより効果的に支援するための基礎資料とする目的で「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査」を実施した。(取組番号4)

(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- 普及啓発事業として、メンタルヘルスや自殺についての正しい理解、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、啓発物の配布等を行った。(取組番号6、9)
- 自殺対策強化月間に合わせて、「こころの健康」をテーマにラジオ放送を実施するなど普及啓発の取組を実施した。(取組番号6、7)
- 産業保健分野への普及啓発事業として、冊子「かわさき労働情報」に、こころの健康に関する記事、及び相談窓口等の案内を掲載し、こころの健康障害などに起因する自殺を未然に防ぐための啓発を行った。(取組番号6、8)
- 子どもの自尊感情や豊かな人間関係を育むため、各学校において「かわさき共生*共育プログラム」を実施するとともに、学校の取組を支援する研修会等を行った。(取組番号5)

方針2 自殺防止のためにつながる

(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 児童・思春期の支援に関する事例検討や全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築と地域リハビリテーションセンターの整備を踏まえ、川崎市における自殺対策の一層の推進を図ることを目的とした研修、医療・保健・福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、希死念慮や自殺関連行動に関するグループワークを行った。加えて、自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査等の結果を通して、消防本部、救急救命医療機関と、自殺未遂者支援について意見交換を行い、その内容を研修に反映した。また、ゲートキーパー養成講座のうち、保健・医療・福祉・教育関係職員対象等の研修会については、未遂者支援、自殺再企図防止の視点も盛り込んだ。(取組番号13、16、18、25)
- 川崎市内の小中高等学校の教職員に向けたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座や新任課長研修、自死遺族電話相談「ほっとライン」の相談員研修におけるメンタルヘルス・自殺予防に関する講義、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割等に関する講座を行った。(取組番号14、15、16、17)
- 自殺未遂をした本人及び家族に対する支援の在り方や対処方法の検討、支援体制の構築に関する関係団体や有識者を交えての意見交換会、高齢者の支援に関する事例検討会、4縣市(神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市)協調でかかりつけ医等の医師を対象に、早い段階でうつ病等の精神的疾患に気づき、治療につながるための研修を行った。(取組番号21、22)
- 自殺総合対策推進センターの主催する研修への職員の派遣、日本うつ病センターが実施した自殺防止対策事業「ワンストップ支援のための情報プラットフォームづくり」への協力、事後対応に係る支援者向け手引きの作成に向けた個別検討や関係団体との情報交換会を行った。(取組番号19)
- 母子保健に携わる職員のスキルアップを図るための研修や保護者との相談の中で、精神疾患や精神的不調の端緒をつかみ、対応する方法や遺児へのケアについて学ぶための研修を行った。(取組番号10、23)
- 人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成を目的に、様々なライフステージに応じた研修にて人権尊重教育に係る講演や、各校の人権尊重教育推進担当者を対象にした講演を行った。(取組番号11)
- 児童生徒の心の健康問題に対処するため、養護教諭等が行う健康相談に対する精神科医等による援助や講演会を行った。(取組番号12)
- 神奈川県私立中学校協会では、協会加盟校の教職員を対象にいじめ等防止に関する研修会を行った。(取組番号26)
- 地域のがん診療に関わる医師・医療従事者向けに身体症状を緩和するためのスキル習得やがん患者とその家族の心のケアのための研修会を行った。(取組番号20)
- 平成28年度に作成したリーフレット「大切な人を亡くされた方へ」を関係各所へ再度送付するとともに、神奈川県警を通じて市内8署の警察署へ新たに配布した。(取組番号24)

(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備

- 商工会議所との共催による職場の安心・安全セミナー、アルコール問題に悩む家族のためのセミナー、うつ病治療中の患者の家族にうつ病の基礎知識や療養中の対応方法を学んでもらう「うつ病家族セミナー」を行った。また、市内公立学校の児童・生徒に対する自殺予防を目的とした出前講座を行える体制を引き続き確保した。(取組番号27、30、32、35)
- アルコール関連問題に関する支援者からの相談への対応やこころの健康や病気の悩みに関する市民を対象とした匿名電話相談、社会的ひきこもりの状態にある人やその家族が抱える精神保健的課題について支援を行った。(取組番号32、33、34)
- 神奈川メンタルヘルス会議における情報共有、アルコール依存症・健康飲酒についての基礎知識を掲載したリーフレット、相談窓口を案内する相談カードの作成、配布を行った。(取組番号30、32)
- 各区役所において、社会福祉職・保健師による精神保健福祉に関する相談事業や精神科嘱託医による精神保健相談クリニックを行った。(取組番号41)
- 各区役所において、こころの健康づくりやこころの健康に影響する身体の状態の健康保持について、主に市民を対象とした講座を行った。(取組番号29)
- 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に一般介護予防事業を行った。(取組番号36)
- 介護予防・生きがいづくりの観点から、各区役所と協力して、外出機会の確保、地域との交流等に支援を必要とする要援護高齢者で、要介護認定を受けていない方を対象としたデイサービスの提供や老人いこいの家での事業を行った。(取組番号37、38)
- 川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画に基づき、心の健康増進・予防対策(1次予防対策)として、快適な職場環境づくりとして安全衛生委員会等での取組やセルフケアに関する研修を行った。また、早期発見・早期対応・療養支援(2次予防対策)として、管理監督者研修、相談体制の充実、適切な療養支援の取組を行った。さらに復職支援・再発予防(3次予防対策)を職場・関係部署等と連携して取り組んだ。(取組番号28)
- がん患者とその家族の日常の悩みや不安の相談の場としてがんサロンの開催、生活や経済面に対する不安等の相談の場として面接や電話によるがん相談を行った。(取組番号31)
- 区・教育担当のもとにスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える児童生徒の支援を行った。(取組番号39)
- 市立中学校にはスクールカウンセラーを全校配置、市立小学校及び特別支援学校は要請に応じて、高等学校へは週1回程度、学校巡回カウンセラーを派遣し、児童生徒、保護者、教職員に対する相談やアセスメント、コンサルテーションを行った。(取組番号40)
- 学校こころの緊急支援事業については、専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重複するため、平成27年度にはこれらを統合した。(取組番号42)
- 神奈川産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルスに関する各種研修や小規模事業場へのメンタルヘルス対策実施支援、地域産業保健センターにおける相談を行った。(取組番号43)

(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実

- 川崎市における自殺対策を包括的に進めることを目的に、様々な関係機関や民間団体、行政機関と協議及び検討を行う川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を開催した。(取組番号62)
- 失業を中心に、住まい、債務、こころの病気など生活困窮者の複合的な課題に対応するため、だいJOBセンター(生活自立・仕事相談センター)において、相談面接とともにハローワーク、行政窓口や病院等の関係機関への同行を行うなど、寄り添い型の相談支援を行った。(取組番号55)
- 協力事業者と行政機関、関係機関等で見守りネットワークの構築に取り組み、事業活動の中で支援を必要している方を発見した場合に相互連携を図った。(取組番号58)
- 市内9箇所の福祉事務所において、生活保護専門の面接相談員を配置して生活相談に応じ、相談者個々の相談内容に即した助言を行った。(取組番号56)
- 各区役所・関係機関において、認知症等により要介護となった人の家族を対象とした介護教室の開催や家族からの相談への対応を行った。(取組番号59)
- 各区役所において、市職員及び市民相談員が相談の総合案内や日常生活での困り事等の相談に応じる市民相談や、弁護士、司法書士、専門相談員等が専門知識の必要な相談に応じる特別相談を行った。(取組番号49)
- 悩みを抱える女性の総合相談として、電話、面接による相談や弁護士による法律相談を行った。また、男性のための電話相談を常設化した。(取組番号51)
- 各児童相談所や各区役所の保健福祉センター、各支所の健康福祉ステーションにおいて、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難について、保護者や子どもへの相談を行った。また、児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を行った。(取組番号44、47)
- 若年無業者等の職業的自立に向けて、国事業である「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、本市独自の事業を併せて総合的な支援を行う「コネクションズかわさき」や川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談など就労を支援する取組を行った。(取組番号48、53)
- 消費生活全般に関する苦情や問合せといった消費者からの相談の受付や弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員による多重債務者特別相談会を行った。(取組番号52)
- 経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業に対するセーフティネット保証(中小企業信用保険法)の申請受付及び認定や中小企業の経営、融資等に関する相談、支援を行った。(取組番号54)
- 鉄道駅舎におけるプラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的に、条件を満たす駅舎へのホームドア等の設置費用の一部に対する補助制度を設け、1件の補助を行った。(取組番号57)
- 匿名のこども専用の電話相談やインターネット上の問題に関する電話・メール相談を実施した。また、市立学校の全児童生徒への電話相談窓口カードの配布やインターネット上でのトラブル防止のための取組として、学校裏サイト、掲示板等の常時監視を行った。(取組番号45、46)

- 相談の窓口となり、教室をはじめ校内を巡回するなどして、課題を早期に発見し、支援を行うことで課題の改善を図る「児童支援コーディネーター」を全市立小学校に専任化した。(取組番号60)
- 子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談及び救済の申立てに対する対応を行った。また、子ども教室の実施や市内の小・中・高等学校の全児童生徒への相談カードの配布、高校生対象の人権学習の実施等の広報・啓発を行った。(取組番号50)
- 社会福祉法人川崎いのちの電話では、電話相談事業として毎月10日のフリーダイヤル事業や24時間の電話相談を行った。(取組番号61)

(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

- 神奈川県内の自殺対策を多角的に検討し、総合的な対策として推進していくため、様々な関係機関、民間団体や行政機関により構成される「かながわ自殺対策会議」を4県市協同で運営した。(取組番号63)
- 川崎いのちの電話と共催で市民を対象に、こころの健康や精神疾患、自殺予防に関する「こころの健康セミナー」を行った。(取組番号64)
- 電話相談事業を行う社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び相談員ボランティアの資質の向上を図るため補助や活動の周知等のために行うチャリティイベントや相談員募集講座、定期刊行物の広報協力を行った。(取組番号65)

方針3 自殺防止のために支える

(7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

- 4県市(神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市)協同でかかりつけ医等身体科医師を対象に、早い段階でうつ病等の精神的疾患に気づき、早期の段階で治療につながるための研修を行った。(取組番号66、取組番号22再掲)
- 精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、4県市(神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市)協同で、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介及び確保について、24時間365日の体制で取り組んだ。(取組番号68)
- 各区役所において、社会福祉職・保健師による精神保健福祉に関する相談事業や月に数回だが精神科嘱託医による精神保健相談クリニックを行った。(取組番号67、取組番号41再掲)
- 自殺未遂者も含む市内全救急事案に対して、27隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制で対応した。(取組番号69)

(8) 自殺未遂者に対する支援

- 各区役所において、社会福祉職・保健師による精神保健福祉に関する相談事業や月に数回だが精神科嘱託医による精神保健相談クリニックを行った。(取組番号70、取組番号41再掲)
- 4県市協同で精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介及び確保について、24時間365日の体制で取り組んだ。(取組番号71、取組番号68再掲)

- 救急搬送の現場や、救急搬送を受け入れた医療機関で活用できる自殺未遂者及び家族に渡すリーフレットの必要性について検討を行った。(取組番号73)
- 各区役所の精神福祉相談において、自殺未遂者やその家族への支援を行った。また、「川崎市における自損事故救急搬送事例調査」の実施を通して消防本部や各消防署、三次救急医療機関等との連携を深めた。加えて、自殺企図による救急搬送事例の検討を行うことにより、自殺未遂者や家族の地域支援を行う上での課題や地域連携支援モデルの構築について意見交換を行った。(取組番号74)
- 各児童相談所において、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関する保護者や子どもへの相談を行った。また、学校や家庭で自殺企図があった児童について、保護者、学校や教育委員会との連携の下、再企図の防止を図った。(取組番号72)

(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援

- 大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語ることのできる場を提供することを目的とする自死遺族の集いの開催や自死遺族の集いを定期的で開催した。自殺により遺された人等が安心して話ができ、必要な情報を得る機会を提供し、遺族の孤立を防止することを目的に自死遺族電話相談「ほっとライン」を実施した。(取組番号79、80)
- 川崎市職員を対象に遺族支援のリーフレット等を準備するとともに、自殺予防の啓発やポスター掲示を行った。(取組番号78)
- 各区役所において、弁護士による法律全般の相談に応じた。(取組番号77)
- スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やその親族等への心のケアの実施や必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用して関係機関と連携した支援を行う体制をとった。(取組番号76)
- 各児童相談所において、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関する保護者や子どもへの相談を行っており、その中で遺児に関する相談も受けている。また、施設入所や、里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と、児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行う体制をとっている。(取組番号76)
- 学校こころの緊急支援事業については、専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」に統合した事業とした。(取組番号75、取組番号42再掲)

第4章 平成29年度における目標の達成状況と評価

1 自殺対策総合推進計画の定量的目標について

計画では、平成29年の自殺者数を、平成25年の厚生労働省の人口動態統計における自殺者数243人（自殺死亡率16.8）より減少させるよう、自殺者減少傾向を維持することを目指すとしている。

本市の自殺者数は平成10年の自殺者激増後は減少傾向にあった。しかし、平成17年を下げ止まりとして反転し、平成21年まで上昇の傾向が見られていたが、平成22年からは減少傾向であった。

このような経過を勘案し、平成22年からの減少傾向を維持し、平成26年の条例施行の前年にあたる平成25年の自殺者数243人より平成29年の自殺者数を減少させることを目標としている。

2 定量的目標の達成状況と評価について

人口動態統計概数によると、平成29年の自殺者数は232人^{※1}（自殺死亡率15.4^{※2}）となっており、計画に定める定量的目標を達成した。

今後も減少傾向を維持し、自殺者を一人でも少なくすることを目指して、「ひとりでも多くのいのちを守る」ために総合的な対策を推進していく。

なお、改定後の第2次計画では、自殺死亡率の単年度における変動の大きさを考慮すると、3年平均の自殺死亡率を指標とすることが適切と考え、目標を設定した。

※1 「平成29年人口動態統計（確定数）の概況」による。

※2 「平成29年人口動態統計月報年計（確定数）の結果」による。

3 自殺対策の定性的な評価について

計画に定められている目標は定量的な目標のみであり、定性的な目標は定められていないが、「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方に基づき対策を進めることとしており、川崎市自殺対策評価委員会における提案を踏まえ、定性的な評価も行った。

自殺対策においては、自殺に関連する要因が複雑であることを踏まえ、人々が抱える困難な状況を解決するために、地域での助け合い等も含めた総合的な対策が推進される必要がある。

この点は、本報告書の第3章及び参考資料に記載のとおり、精神保健福祉センターを中心に、庁内各局そして庁外の関係機関・団体の多岐にわたる取組を実施していることから明らかのように、前年度からも引き続き総合的な対策の推進が図られている。

また、平成27年度に対策を進める中で浮かび上がった5つの課題等への対応を図ってきた。

<平成27年度に対策を進める中で浮かび上がった5つの課題>

- ・ 会議体の相互連携
- ・ 自殺防止に関する調査研究
- ・ 自殺防止に関する人材の確保、養成、資質の向上
- ・ 自殺未遂者支援
- ・ 「地域包括ケアシステム」の構築との連携

平成28年度に引き続き、自殺対策のために設置している3つの会議体相互間の連携強化については、各会議体の取組に関する情報共有を進めるとともに、地域自殺総合対策推進連絡会議の活動促進に向けた取組を実施し、その内容を参加者で共有した。

自殺防止等に関する調査研究については、平成29年1月から調査を開始した自損事故による救急搬送事例調査を実施し、救急搬送となる自殺未遂者の実態並びに支援の現状を把握した。

自殺防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上については、地域包括ケアシステムに関係する行政・団体職員等を対象に地域包括ケアシステムの中で自殺対策の一層の推進を図ることを目的とした「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」を開催した。また、職域との連携を目的とした商工会議所と共催のセミナーを開催した。

自殺未遂者への支援については、川崎市中心部地区の医療機関及び行政機関の関係者に有識者を交えて、自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開催した。また、市内の三次救急医療機関に受診した自殺未遂患者等に対して、地域におけるフォローアップ支援を提供するモデル事業の準備を行った。

また、第2章の5「地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について」に記載しているとおり、計画における取組の進捗が、自殺者の減少のみならず、「地域包括ケアシステム」の構築につながるよう進めた。

また、自殺・精神保健の問題へのスティグマ（他者や社会による差別や不利益）が、支援につながる大きな妨げとなることから、各種の計画や事業の中に、自殺予防、精神保健の問題がテーマとして含まれるように働きかけを行った。

さらに、自殺で亡くなった人のほとんどが精神保健の問題を抱えていることが明らかになっていることを踏まえ、精神科医療体制の確保の取組を進めるとともに、地域における継続支援のため、精神保健福祉センターと障害者センターの連携強化に取り組んだ。

以上の点については、第2次川崎市自殺対策総合推進計画策定の際に、基本理念及び主要な課題の中に取り入れ、自殺対策をより推進できるように整理を行った。

第5章 第1次川崎市自殺対策総合推進計画の総括

1 第1次川崎市自殺対策総合推進計画の概要

第1次川崎市自殺対策総合推進計画（以下、第1次計画）は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、平成26年4月施行の「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づく計画として策定された。策定に当たっては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の概念に同調し、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめ、その他関係する計画と連携を図り、本市の総合計画とも整合性を図っている。

第1次計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間であり、基本理念として、学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を掲げた。計画の目標は、平成29年の自殺者数を243人（平成25年の人口動態統計より。なお、平成25年の自殺死亡率は16.8.）より減少させるよう、減少傾向を維持することを目指すとした。

2 第1次川崎市自殺対策総合推進計画の達成状況と成果

第1次計画の3年間の評価に当たって、定量的評価として第1次計画に掲げられた数値目標の達成状況、定性的な評価として第1次計画策定前との比較、第1次計画の3年間の取組、最後にそこから示された課題をまとめた。

（1）第1次計画に掲げられた数値目標の達成状況

人口動態統計における自殺者数、自殺死亡率とも、平成21年以降減少している。平成25年以降の人口動態統計による自殺者数は、平成25年243人、平成26年246人、平成27年239人、平成28年178人、平成29年232人であり、平成29年の自殺者数は平成25年のそれよりも少ない。また、自殺者数は、過去10年を振り返っても、平成21年の317人をピークに減少しており、第1次計画に掲げられた目標は達成された。しかし、計画期間の3年間を見ると、平成27年からの3年間は毎年50人を超える大きな変動があり、この要因を分析しておく必要がある。このため、以下の検討を行った。

人口動態統計における、平成19年以降の国、神奈川県圏域、横浜市、相模原市の自殺者数及び自殺死亡率の推移との比較を行った。その結果、国では、そのような大規模な変動はないものの、神奈川県圏域、相模原市では同様の変動が確認された。その一方、横浜市では確認されなかった（P2図3参照）。

第2次川崎市自殺対策総合推進計画（以下、第2次計画）の目標に掲げられた、人口動態統計における3年間の自殺死亡率の平均の推移（平成19－21年から平成27－29年までの平均の推移）を観察した。その結果、平成22年以降、単調な減少を示していた（P3図5参照）。

神奈川県警察本部から提供された自殺統計データベースをもとに、住所地が川崎市であるものについて、平成22年から平成29年までの8年間について、性別・年齢階級別の自殺者数、職業別の自殺者数、自殺の原因・動機について検討した。その結果、年齢階級別では、発見地の統計と同様、平成27年から平成28年の減少には、30代、50代、70代の減少の影響が大きく、平成28年から平成29年の増加には、30代、60代、

70代、80歳以上の増加の影響が大きかった。男女比はおよそ7対3で変化はなかった。原因・動機は、発見地の統計と同様、「健康問題」で大きな減少と増加がみられた（P6表3参照）。平成27年から平成29年の大きな変動については、その背景となる要因が明確でないため、川崎市自殺対策評価委員会や関係機関の協力を得て検討する必要がある。

（２） 定性的な評価について

① 第1次計画策定前との比較

第2章「1 川崎市における自殺対策の経緯」に記載のとおり、平成14年の精神保健福祉センター設置を契機に、自殺対策の本格的な取組を開始した。その内容は、普及啓発を中心に事業を展開するとともに、専門機関への統計分析の委託を通して、川崎市の自殺の実態把握を進めるものであった。これらの取組は、平成26年4月に施行された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」によって加速された。

第1次計画によって、川崎市の自殺の現状を踏まえた自殺総合対策を推進する上での基本的認識をもとに、取り組むべきことが明確になり、5つの主要な課題を設定することができた。加えて、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項に規定された9つの事項をもとに、各所管において行っている取組を分類・整理することができた。また、既にあった川崎市自殺対策総合推進会議（庁内体制）に加え、地域における連携促進を目的として川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議及び、自殺対策（事業、施策）の評価を行う川崎市自殺対策評価委員会が設置され、推進体制の整備を行うことができた。

以上のことから、第1次計画策定前と策定後では、自殺対策を総合的に推進する体制に大きな変化があり、第1次計画の策定を通じて自殺総合対策の推進基盤の整備が大きく進んだと言える。

② 第1次川崎市自殺対策総合推進計画における3年間の取組に対しての成果と課題

第1次川崎市自殺対策総合推進計画に挙げられた5つの主要な課題について成果と課題をまとめた。

主要な課題
自殺の危険度の高い対象者や集団への対策の必要性
主要な課題を踏まえた重点的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂者実態把握【取組番号4】 ・自殺未遂者及びその家族への支援【取組番号74】 ・アルコール関連問題への対策【取組番号32】
成果
<p>【取組番号4】については、市内三次救急医療機関及び消防局等と連携し、川崎市自損事故救急搬送事例研究会を組織し、自殺未遂者等に対する地域での支援の必要性について明らかにするための川崎市における自損事故救急搬送事例調査を行い、自損事故患者の救急搬送と支援の実態を明らかにした。</p> <p>【取組番号74】については、川崎市中部地区（中原区・高津区・宮前区）において自殺未遂者及びその家族への支援について定期的な事例検討を行うとともに、自殺未遂者対策に取り組んでいる滋賀県や大阪府堺市の職員を招き、研修と意見交換を行った。</p> <p>【取組番号32】については、各区役所保健福祉センターにてアルコール関連問題への相談支援を行うとともに、精神保健福祉センターにて川崎市版SMRPPとして認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」を継続的に実施した。</p>
課題
自殺未遂者支援については【取組番号4】で得られた調査結果及び、【取組番号74】で構築された医療機関等との協働体制を生かし、自殺未遂者等が居住する地域での支援体制の構築を検討していく必要がある。アルコール関連問題への対策については、【取組番号32】を続けるとともに、アルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づく減酒支援へのニーズがあることや、ギャンブル等依存症対策基本法による国や県の依存症対策の広がりを踏まえ、取組を充実させていく必要がある。

主要な課題
若年層への対策の必要性
主要な課題を踏まえた重点的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防に関する普及啓発事業【取組番号6】 ・学校出前講座（教職員対象）の実施【取組番号14】
成果
<p>【取組番号6】については、若年層に向けた啓発として、映画上映前広告によって、メンタルヘルスや自殺についての相談窓口の情報提供を行った。また、成人式において、映像をとおして相談窓口の情報提供を行った。</p> <p>【取組番号14】については、学校からの要請に基づいて実施してきた。実施にあたっては、学校からの希望を基にテーマを設定し、教職員を対象としつつも、保護者も参加できるようにした。</p> <p>なお、重点的な取組には挙げていないが、児童支援コーディネーターの専任化の推進【取組番号60】については、全市立小学校（113校）において専任化され、全市的な、児童一人ひとりの悩みや困難な状況の解消に向けた相談支援体制が確保された。</p> <p>また、主たる対象が若年層である社会的ひきこもり相談【取組番号34】では、当事者本人だけでなく、家族からの相談にも応じることにより、個別支援を密に行ってきた。</p>
課題
普及啓発やゲートキーパー教育の機会は増加しつつある。直接若年層に対して行うもの、若年層に関わっている人々に対して行うものなど、対象に応じた効果的な取組について、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議等の場で検討していく必要がある。

主要な課題
共に支え合える組織づくり、地域づくり
主要な課題を踏まえた重点的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自殺対策の連携に向けた人材育成【取組番号19】 ・自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置【取組番号62】
成果
<p>【取組番号19】については、日本うつ病センターによる「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き」の作成に協力するとともに、同手引きを活用し、自殺対策相談支援研修（【取組番号16】）を行った。研修は、基礎知識から具体的な連携場面に至る実践的な内容で実施した。</p> <p>【取組番号62】については、保健、医療、福祉等の連携の場として、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を平成27年度から設置し、関係機関相互の情報共有や意見交換を行った。会議の中では、ライフステージ別の危険因子・保護因子を踏まえ、青少年層、中高年層、高齢層に分けた自殺対策を検討し、自殺予防プロセス図を作成した。また、委員の所属する組織団体の活動を互いに紹介し、それぞれがどういった機能を持つ機関や団体なのか、自殺予防のためにどのように連携できるのか、意見交換を行った。</p>
課題
<p>地域連携を目的とした研修や会議は、自殺予防のための支援の具体的な方向性を共有し、地域の中で共に支え合える関係性を構築するため、今後も継続して実施する必要がある。特に、平成29年度に作成された自殺予防プロセス図は、地域の中で自殺対策についての基本的認識を浸透させていくのに役立つことから、あらゆる場面で普及を図っていく必要がある。</p>

主要な課題
早期対応の人材の育成・支援・活用の必要性
主要な課題を踏まえた重点的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー講習の実施【取組番号17】 ・自殺未遂者支援についての研修【取組番号25】
成果
<p>【取組番号17】については、自殺につながる要因に気づき、必要な支援につなぐことができる人を増やすよう、平成27年度から平成29年度の3年間で延べ2,686人のゲートキーパーを養成した。これによって、ゲートキーパーとしての知識を身につけた人を、医療、福祉の専門職だけでなく、一般の市民にも広げることができた。</p> <p>【取組番号25】については、川崎市中部地区（中原区・高津区・宮前区）において自殺未遂者及びその家族への支援について、定期的な事例検討を行うとともに、自殺未遂者対策に取り組んでいる滋賀県や大阪府堺市の職員を招き、研修と意見交換を行った。</p>
課題
<p>市民の方と接する機会が多い、区役所職員をはじめとした市職員に対してのゲートキーパー講習は必要性が高いと考えられる。一般市民を対象にしたゲートキーパー講習は、市民の関心の高い睡眠などをテーマにしたこころの健康づくりの普及啓発と重ねて進めることが効果的と考えられる。これらの対象を含めて、それぞれの対象に応じたゲートキーパー研修を企画し、計画的に実施していく必要がある。</p> <p>自殺未遂者支援についての研修は、自殺未遂者実態把握（【取組番号4】）や自殺未遂者及びその家族への支援（【取組番号74】）と連携させ、地域における連携支援が具体化するよう、医療機関等の地域の関係機関と共に進めていく必要がある。</p>

主要な課題
地域ごとの自殺対策の必要性
主要な課題を踏まえた重点的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区における普及啓発【取組番号9】 ・モデル地区における支援者の育成【取組番号21】 ・かわさき市民アンケートの定期的な実施【取組番号3】
成果
<p>【取組番号9】や【取組番号21】については、自殺や自損事故による救急搬送の実態分析、事例検討を行ったことにより、地域の特徴に応じた自殺対策推進の基盤づくりを進めた。</p> <p>【取組番号3】については、平成29年度は当該アンケートの制度が利用できなかったため、精神保健福祉センターが「川崎市こころの健康に関する意識調査」として独自に行った。市民のこころの健康及びそれに対する関心度、こころの健康に対する保健行動、自殺に関する意識と理解について区ごとに集計され、市民に睡眠への関心が高いことが明らかになるなど、市民を対象にした普及啓発の推進に役立つ基礎資料を得ることができた。</p> <p>また、川崎市南部・中部・北部や区別の自殺の実態を分析することにより、地域に応じた自殺対策に取り組む必要があることを明らかにした。</p>
課題
<p>主要な課題「自殺の危険度の高い対象者や集団への対策の必要性」同様、川崎市内の自殺の状況について分析を進め、それぞれの地域についての特徴の把握を進めたが、その特徴に応じた具体的な取組を進めていく必要がある。</p> <p>また、自殺死亡率が持続的に高い地域には、その事実の認識共有を進め、市民の関心や意識に応じた具体的な取組を区と一体となって進めていくことが必要である。</p>

(3) 第1次川崎市自殺対策総合推進計画における成果のまとめ

第1次計画において成果は、第1次計画に掲げた定量的な目標を達成したことに加え、第1次計画期間中における自殺者数について減少傾向を維持することができたことである。

また、定量的な目標の達成以外に、大きく3つの成果を得ることができた。

1つ目は、本市として自殺対策を総合的に推進する体制の整備ができたことである。既存の川崎市自殺対策総合推進会議（庁内体制）に加え、地域における連携促進を目的として川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議及び、自殺対策（事業、施策）の評価を行う川崎市自殺対策評価委員会がそれぞれ設置された。

2つ目は、川崎市自殺対策総合推進計画に基づく取組を通して、庁内において、自殺対策は特定の部署のみが関係するものでなく、さまざまな部署が関係するという認識が広まったことである。

3つ目は、必要性がありながら取組を進めることができなかった自殺未遂者支援について、医療機関等と連携しながら取り組むことができる関係を構築できたことである。

3 第2次川崎市自殺対策総合推進計画の策定及び推進に向けた課題

第1次計画の計画期間最終年度であった平成29年度に、第2次計画の骨子から計画内容の詳細まで、更なる自殺対策の充実のため、3つの会議体において検討し、第1次計画

期間中の課題を整理した。この整理によって、川崎市の自殺対策は、地域包括ケアシステムの中で、自殺の危険因子を少なくし、保護因子を増やす取組を進めること、各ライフステージにおいて全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進めることで、総合的な自殺対策の推進を図る必要性を確認した。

以上の経過や第1次計画で課題となった点を踏まえ、第2次計画における主要な課題と、その課題を踏まえて行う取組を以下のとおり整理した。

※第2次計画における主要な課題

- (1) 自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等の対策の充実
- (2) ライフステージ別の対策の必要性
- (3) 地域ごとの自殺対策の必要性
- (4) 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり
- (5) 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成
- (6) 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少
- (7) 地域精神医療体制の確保

以下、主要な課題ごとに設定した理由を記載する。

(1) 自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等の対策の充実

これらの対象の自殺のリスクは高く、また総合的な支援を必要としている可能性が高いことから、総合的な支援体制の構築を進める必要がある。

(2) ライフステージ別の対策の必要性

第1次計画推進時に作成した自殺予防プロセス図を参考に、若年層、中高年層、高齢層というライフステージの抱える課題に応じ、直接対象者に行うもの、支援者等に対して行うものなど、効果的な取組を進める必要がある。

(3) 地域ごとの自殺対策の必要性

引き続き、自殺の実態分析を進め、地域ごとの特徴を把握し、その地域の特徴に応じた取組を進める必要がある。

(4) 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり

かわさきパラムーブメントの理念に協調し、個々人が社会の中で居場所がある感覚を持てるよう、自殺予防の支援の方向性を各会議や研修等で共有し、地域の中で共に支え合える組織、地域づくりを進める必要がある。

(5) 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成

自殺予防においてゲートキーパーの役割は重要であることから、市職員はもちろん、相談機関の職員や市民にもその役割を理解し、担ってもらうことが必要である。そのため、対象に応じたゲートキーパー研修を実施するとともに、支援者・組織間の連携支援を具現化していく必要がある。

(6) 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少

第2次計画から新たに加わった主要な課題である。支援を求めることへのスティグマ、自殺情報への曝露などは、支援へのアクセスを妨げる要因となるため、正しい知識の普及啓発等の取組を進める必要がある。

(7) 地域精神医療体制の確保

第2次計画から新たに加わった主要な課題である。自殺に至る直前には何らかの精神疾患を抱えていることが多く、身近な地域で適切な相談支援を受けられることや精神症状の状況に応じた受診ができるように、関係機関等との連携支援のネットワーク構築をはじめとした体制の確保が必要である。

以上の主要な課題を踏まえ、以下の第2次計画における主要な課題を踏まえて行う取組を設定した。これらの進捗状況は次期3年間の進捗を報告していくことが望まれる。

※第2次計画における主要な課題を踏まえて行う取組

- (1) 自殺対策に関する調査研究
- (2) 自殺未遂者実態把握
- (3) 自殺予防に関する普及啓発事業
- (4) 市職員の人材育成
- (5) ゲートキーパー講習の実施
- (6) 自殺未遂者支援についての研修
- (7) アルコール関連問題への対策
- (8) 心のバリアフリーに向けた取組
- (9) 多重債務を含む消費生活相談
- (10) 児童支援活動の推進
- (11) 生活困窮者への支援
- (12) 精神科医療体制の整備
- (13) 自殺未遂者及びその家族への支援

参 考

1 計画の取組項目の29年度における実施状況について

※ 区役所実施の取組

方針	取組番号	取組名称	所管課名	区(※)	ページ	
方針1 自殺の実情を知る	1	自殺対策に関する調査研究	健康福祉局精神保健福祉センター		41	
	2	自殺関連情報の提供			41	
	3	かわさき市民アンケートの定期的な実施			42	
	4	自殺未遂者実態把握			42	
	5	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会事務局企画課		43	
	6	自殺予防に関する普及啓発事業	健康福祉局精神保健福祉センター		43	
	7	かわさき健康づくり21関連事業	健康福祉局健康増進課	○	44	
	8	産業保健分野への普及啓発	経済労働局労働雇用部		44	
	9	モデル地区における普及啓発	健康福祉局精神保健福祉センター	○	45	
方針2 自殺防止のためにつながる	10	母子保健事業	こども未来局こども保健福祉課		45	
	11	教職員の資質向上	教育委員会事務局総合教育センター		46	
	12	教職員向け心の健康相談支援事業	教育委員会事務局健康教育課		46	
	13	児童・思春期事例検討会の開催	健康福祉局精神保健福祉センター		47	
	14	学校出前講座(教職員対象)の実施			47	
	15	市職員の人材育成			48	
	16	自殺対策相談支援研修			48	
	17	ゲートキーパー講習の実施		○	49	
	18	関係機関との連携のための事例検討会の実施			49	
	19	地域における自殺対策の連携に向けた人材育成			50	
	20	緩和ケア研修会の開催		井田病院地域医療部がん相談支援センター		50
	21	モデル地区における支援者の育成		健康福祉局精神保健福祉センター	○	51
	22	かかりつけ医うつ病対応力向上研修			51	
	23	遺児支援者向け研修	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		52	
	24	事後対応に係る支援者向け手引きの作成	健康福祉局精神保健福祉センター		52	
	25	自殺未遂者支援についての研修			53	
	26	教職員向け研修の開催	神奈川県私立中学高等学校協会		53	
	27	学校出前講座の実施(児童・生徒対象)	健康福祉局精神保健福祉センター		54	
	28	川崎市職員メンタルヘルス対策	総務企画局職員厚生課		55	
	29	かわさき健康づくり21関連事業(再掲)	健康福祉局健康増進課	○	56	
	30	地域・職域連携推進事業	健康福祉局精神保健福祉センター		56	
	31	がん患者やその家族への支援の取組	井田病院地域医療部がん相談支援センター		57	
	32	アルコール関連問題への対策	健康福祉局精神保健福祉センター	○	57	
	33	こころの電話相談			58	
	34	社会的ひきこもり相談			58	
	35	うつ病家族セミナー			59	
	36	介護予防関連事業		健康福祉局健康増進課		59
	37	いこい元気広場事業			60	
	38	高齢者ふれあい型デイサービス事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課		60	
	39	スクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局教育改革推進担当	○	61	
	40	スクールカウンセラーの配置	教育委員会事務局総合教育センター		61	

※ 区役所実施の取組

方針	取組番号	取組名称	所管課名	区(※)	ページ	
方針2 自殺防止のためにつながる	41	各区精神保健相談	健康福祉局精神保健課	○	62	
	42	学校こころの緊急支援事業	教育委員会事務局健康教育課		62	
	43	中小企業における産業保健活動への支援	神奈川産業保健総合支援センター		63	
	44	子ども・子育て支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○	63	
	45	子ども専用・いじめ電話相談	教育委員会事務局総合教育センター		64	
	46	インターネット問題相談			64	
	47	児童・青少年電話相談	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		65	
	48	コネクションズかわさき	経済労働局労働雇用部		65	
	49	市民相談の実施	市民文化局市民活動推進課		66	
	50	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当		66	
	51	男女共同参画センターにおける総合相談	市民文化局人権・男女共同参画室		67	
	52	多重債務を含む消費生活相談	経済労働局消費者行政センター		67	
	53	キャリアサポートかわさき	経済労働局労働雇用部		68	
	54	中小企業の融資相談	経済労働局金融課		68/	
	55	生活困窮者への支援	健康福祉局生活保護・自立支援室		69	
	56	生活保護制度による支援		○	69	
	57	ホームドア等の設置支援	まちづくり局交通政策室		70	
	58	地域見守りネットワーク事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域包括ケア推進室		70	
	59	介護者への支援	健康福祉局地域包括ケア推進室	○	71	
	60	児童支援コーディネーターの専任化の推進	教育委員会事務局指導課		71	
	61	自殺予防ののちの電話	健康福祉局精神保健課		72	
	62	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置	健康福祉局精神保健福祉センター		72	
	63	かながわ自殺対策会議の設置			73	
	64	市民向け講演会の共催			73	
	65	川崎いのちの電話運営補助	健康福祉局精神保健課		74	
	66	かかりつけ医うつ病対応力向上研修(再掲)	健康福祉局精神保健福祉センター		74	
	67	各区精神保健相談(再掲)	健康福祉局精神保健課	○	75	
	方針3 自殺防止のために支える	68	精神科医療体制の整備	健康福祉局精神保健福祉センター		75
		69	自殺未遂者の救急搬送	消防局救急課		76
		70	各区精神保健相談(再掲)	健康福祉局精神保健課	○	76
		71	精神科医療体制の整備(再掲)	健康福祉局精神保健福祉センター		77
		72	自殺企図児童に対する支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		77
		73	自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布	健康福祉局精神保健福祉センター		78
74		自殺未遂者及びその家族への支援	○		78	
75		学校こころの緊急支援事業(再掲)	教育委員会事務局健康教育課		79	
76		遺児支援における連携	教育委員会事務局企画課		80	
76			こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		80	
77		自死遺族に対する市民法律相談	市民文化局市民活動推進課	○	81	
78		自死遺族支援リーフレット等の配布	総務企画局職員厚生課		81	
79		自死遺族の集いの開催	健康福祉局精神保健福祉センター		82	
80		自死遺族電話相談「はっとライン」の実施	健康福祉局精神保健福祉センター		82	

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
取組番号	1	取組名称	自殺対策に関する調査研究
取組目的	自殺の実態を把握し、自殺に至る状況や要因を明らかにし、自殺予防の対策をはかることを目的とする。		
平成27年度		平成28年度	
<p>●自殺統計の分析 神奈川県警察本部より提供された、平成26年の自殺統計の基本集計を行った。</p> <p>●人口動態調査の分析 厚生労働省にて行っている人口動態調査のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。また、福祉サービス等の利用状況との関連の分析のための目的外使用申請の準備を進めた。</p>	<p>●自殺統計の分析 「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警察本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警察本部集計データの提供を受け、平成27年度の自殺統計の基本集計を行った。</p> <p>●人口動態調査の分析 厚生労働省にて行っている人口動態調査のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。また、自殺死亡者の生前の状況について把握することにより、集団ごとの相対的な危険度を分析し、予防介入の手立てを検討することを目的に、福祉サービス等の利用状況との関連について、詳細な分析をするために情報利用の準備を進めた。</p>	<p>●自殺統計の分析 「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警察本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警察本部集計データの提供を受け、平成28年の自殺統計の基本集計を行った。</p> <p>○川崎市の自殺の状況 川崎市自殺者数は168人(男119人・女49人)、自殺死亡率は11.3。平成21年より減少傾向にあり、前年の平成27年(212人)より大きく減少している。 年齢階層別では、50代が30人、40代が29人、20代が27人の順になっている。職業別では、無職者が101人と60.1%を占め、自殺の原因・動機では10代を除きどの年代でも健康問題が第1位となっている。</p> <p>●人口動態調査の分析 「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定するための基礎資料として、自殺死亡率を同定させるために警察庁の統計との突合作業を行い、その結果「『川崎市の住民票を持っていて、川崎市外自殺する人の数』が『川崎市の住民票を持たずに川崎市内で自殺する人の数』に比べ多いことなどによると考えられる」ことが明らかとなった。 また、自立支援医療(精神通院)及び精神保健福祉手帳の各利用者との突合作業を行い、その利用者における自殺者の割合を明らかにした。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
取組番号	2	取組名称	自殺関連情報の提供
取組目的	自殺の実態に関すること、また自殺予防につながる情報を提供し、自殺対策について普及啓発を進めることを目的とする。		
平成27年度		平成28年度	
<p>●報道資料提供 自殺統計の基本集計などをもとに報道発表を行った。</p> <p>●ホームページ掲載 精神保健福祉センターのホームページに集計結果を掲載した。また、自殺についての基本的認識や相談機関に関する情報を掲載した。</p>	<p>●報道資料提供 「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警察本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警察本部集計データの提供を受けて行った川崎市内の状況についての集計結果を基に、「自殺者数・自殺率の推移、年代別・男女別、職業別等の統計や、自殺の原因・動機、未遂歴、区別自殺者数」等の統計について平成28年6月28日に報道発表を行った。</p> <p>●ホームページ掲載 精神保健福祉センターのホームページに、川崎市の自殺者の状況についての集計結果を掲載した。また、自殺についての基本的認識や相談機関に関する情報を掲載した。</p>	<p>●報道資料提供 川崎市自殺対策の推進に関する報告書(平成28年度版)について、平成29年11月17日に報道発表を行った。 第1章に、川崎市における自殺の概要(1.自殺の現状、2.自損事故による救急搬送事例調査(中間報告)、3.川崎市の自殺の実態からみた今後の取組み)を掲載した。</p> <p>●ホームページ掲載 精神保健福祉センターのホームページに、川崎市自殺対策の推進に関する報告書(平成28年度版)を掲載した。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
取組番号	3	取組名称	かわさき市民アンケートの定期的な実施
取組目的	こころの健康や病氣、自殺についての市民の意識を明らかにすることにより、自殺対策の普及啓発や、対策の手段、内容について検討を進める基礎資料とする。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●かわさき市民アンケートの設問内容の検討</p> <p>かわさき市民アンケートは、市政に対する市民の意識を多面的に調査することにより、市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として、20歳以上の住民のうち、性別、年齢構成を考慮した無作為抽出した3,000名を対象とした調査である。かわさき市民アンケートにおける、こころの健康や病氣、自殺についての設問内容を検討した。</p>		<p>●かわさき市民アンケートの設問内容の検討</p> <p>かわさき市民アンケートは、市政に対する市民の意識を多面的に調査することにより、市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として、20歳以上の住民のうち、性別、年齢構成を考慮し、無作為抽出した3,000名を対象とした調査である。かわさき市民アンケートに、こころの健康や、自殺についての調査項目を組み込むべく検討した。</p>	
平成29年度		<p>●川崎市こころの健康に関する意識調査</p> <p>各区から18歳以上の男女500人(合計3,500人)を無作為抽出し、郵送による質問紙調査を行った。</p> <p>○調査内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市民のこころの健康及びそれに対する関心度 2) こころの健康に対する保健行動、 3) 自殺に関する意識と理解、 4) 対象者の属性 <p>○調査期間</p> <p>平成29年8月1日から平成29年9月8日</p> <p>○考察</p> <p>こころの健康と睡眠について分析したところ、市民のこころの健康への関心は高いが、ストレスを感じている人はそうでない人に比べてぐっすりと眠れていない感覚を持っており、睡眠教育への関心が高いと思われた。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
取組番号	4	取組名称	自殺未遂者実態把握
取組目的	自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者について、自殺企図に至る状況や自殺未遂者への対応状況を把握することにより、再度の自殺企図を防ぐための支援策をはかることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査</p> <p>川崎市における自殺未遂者支援構築の示唆を得る目的で、川崎市における自損行為による救急搬送事例の実態を調査した。川崎市消防局が平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に救急出動を行った事例のうち、事故種別が自損行為によるもので、救急搬送を実施した事例441件のデータ提供を受けて分析を行った。なお川崎市消防局年報によると平成26年の出動は64,897件あり、そのうち自損事故による搬送人員は471件(77.9%)であった。本調査ではほぼ全数のデータ提供を受けたことになる。</p>		<p>●「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査」の実施</p> <p>自殺未遂者支援構築を図るため、川崎市で発生した自損事故による救急搬送事例の調査を前方視的に行い、川崎市における自殺未遂者の実態ならびにその支援の現状を把握することで、自殺未遂者ならびにその家族をより効果的に支援するための基礎資料とすることを目的として平成28年1月1日から調査を開始した(平成29年12月31日まで)。</p> <p>○調査開始に向け、川崎市内8カ所の消防署に周り、調査の説明と依頼を消防局担当部署とともに行った。また、調査対象である三次救急医療機関(市立川崎病院、日本医科大学武蔵小杉病院、聖マリアンナ医科大学病院)へのヒアリングおよび調査の説明と依頼を行った。</p> <p>○平成29年2月から、研究協力者によるデータの吸上げ作業を月1回、帝京大学溝口病院(消防データ分)および3病院で開始した。</p> <p>○平成29年2月に関係機関協力者による、進捗状況の報告及び今後に向けての打合せ会議を開催した。</p>	
平成29年度		<p>●「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査」の実施</p> <p>自殺未遂者支援構築を図るため、川崎市で発生した自損事故による救急搬送事例の調査を前方視的に行い、川崎市における自殺未遂者の実態ならびにその支援の現状を把握することで、自殺未遂者ならびにその家族をより効果的に支援するための基礎資料とする目的で実施した。</p> <p>○調査対象期間は平成29年1月1日～平成29年12月31日。</p> <p>○平成29年6月、川崎市内8カ所の消防署を周り、新規採用や部署異動等で初めて調査に協力する救急隊員もいることから研究の概要を改めて説明するとともに、平成29年1月～平成29年5月までの5か月分の進捗報告を行った。</p> <p>○関係機関協力者による会議を開催。平成29年5月及び9月に、進捗状況の報告や情報共有・確認、平成30年3月には調査結果を報告し、今後に向けての説明を行った。</p> <p>○調査対象である三次救急医療機関(市立川崎病院、日本医科大学武蔵小杉病院、聖マリアンナ医科大学病院)へ平成30年2月に、協力の御礼と今後についての報告を行った。</p> <p>○調査結果について、報告書にまとめた。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組番号	5	取組名称	「いのち、こころの教育」の推進
取組目的	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を活動を通じて伝える。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●活動状況</p> <p>○豊かな人間関係を育むための「かわさき共生*共育プログラム」全ての市立小・中学校で実施。 高等学校及び特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて実施。</p> <p>○「かわさき共生*共育プログラム」の「効果測定」を児童生徒理解に活用するための研修 担当者研修会 2回 採用前研修会 1回 訪問研修を実施(36校)</p> <p>○「いじめ被害者のご家族を招いて話を聞く取組」</p> <p>○「赤ちゃん、お母さんとふれ合う学習」</p> <p>○「動物愛護センターの方々の話を聞き、動物のためにできることを話し合う学習」</p>	<p>●取組の概要</p> <p>○「子どもの権利学習派遣事業」:子どもの権利条令第7条に基づき、小学校において、子ども達が暴力や権利侵害から自分を守るための参加型学習を行う講師を学校に派遣している。平成28年度から、新たに中学校でも実施している。</p> <p>●活動状況</p> <p>○豊かな人間関係を育むための「かわさき共生*共育プログラム」全ての市立小・中学校で実施。 高等学校及び特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて実施。</p> <p>○「かわさき共生*共育プログラム」の「効果測定」を児童生徒理解に活用するための研修 担当者研修会 2回 採用前研修会 1回 訪問研修を実施(29校)</p> <p>○「子どもの権利学習派遣事業」の実施 小学校32校、中学校4校で実施</p> <p>○「赤ちゃん、お母さんとふれ合う学習」</p> <p>○「動物愛護センターの方々の話を聞き、動物のためにできることを話し合う学習」</p> <p>○思いやり、公德心、生命尊重等の「道德教育」の実施 ◇多様な体験活動等の実施 人間関係にかかわる体験活動 (例)幼稚園・保育園交流会、高齢者施設交流会等 地域の特色を生かした活動 (例)自然体験、伝統、高齢者、外国の人々との交流等 ボランティア活動や自然体験活動など(例)地域をきれいに、自然を生かした探求活動、飼育活動等 ◇日常生活や学習活動の中での道德教育の充実 ◇学校や学級が思いやり、公德心、生命尊重等が感じられるような教育環境づくりを工夫</p>	<p>●取組の概要</p> <p>○「子どもの権利学習派遣事業」:子どもの権利条令第7条に基づき、小学校、中学校において、子ども達が暴力や権利侵害から自分を守るための参加型学習を行う講師を学校に派遣している。平成29年度は、特別支援学校でも実施している。</p> <p>●活動状況</p> <p>○豊かな人間関係を育むための「かわさき共生*共育プログラム」全ての市立小・中学校で実施。 高等学校及び特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて実施。</p> <p>○「かわさき共生*共育プログラム」の「効果測定」を児童生徒理解に活用するための研修 担当者研修会 2回 採用前研修会 1回 訪問研修を実施(36回)</p> <p>○学校での取組を支援する「かわさき共生*共育プログラム」資料集の改訂と配布</p> <p>○「子どもの権利学習派遣事業」の実施 小学校30校、中学校6校、特別支援学校1校で実施</p> <p>○「赤ちゃん、お母さんとふれ合う学習」</p> <p>○「動物愛護センターの方々の話を聞き、動物のためにできることを話し合う学習」</p> <p>○思いやり、公德心、生命尊重等の「道德教育」の実施 ◇多様な体験活動等の実施 人間関係にかかわる体験活動 (例)幼稚園・保育園交流会、高齢者施設交流会等 地域の特色を生かした活動 (例)自然体験、伝統、高齢者、外国の人々との交流等 ボランティア活動や自然体験活動など(例)地域をきれいに、自然を生かした探求活動、飼育活動等 ◇日常生活や学習活動の中での道德教育の充実 ◇学校や学級が思いやり、公德心、生命尊重等が感じられるような教育環境づくりを工夫</p>	
所管課	教育委員会事務局企画課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組番号	6	取組名称	自殺予防に関する普及啓発事業
取組目的	自殺予防やこころの健康保持についての正しい認識と、相談窓口等支援情報への関心を高め、自殺につながるリスクを抱えた人への気づき、相談へのつなぎなど自殺予防活動への基盤とすることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●概要</p> <p>市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける啓発物の配布等を行った。</p> <p>●実施状況</p> <p>鉄道車内広告 2回 映画上映前広告 2カ所各1回 アゼリア街頭モニター 2回 アゼリア展示コーナー 1回</p> <p>○世界自殺予防デー街頭キャンペーン 平成27年9月10日に、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、かながわ女性会議、川崎いのちの電話、消費者行政センター、川崎フロンターレのといった関係機関の協力を得て、啓発物、相談や講演会の案内を川崎駅前にて配布した。</p> <p>○成人式 平成28年1月11日の成人の日を祝うついで会場にて、相談勧奨映像の放映とともに、会場前広場にて、メンタルヘルスや健康飲酒についての啓発物を配布した。</p>	<p>●概要</p> <p>市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける啓発物の配布等を行った。</p> <p>●実施状況</p> <p>○鉄道車内広告(JR東日本南武線・鶴見線車両) 年間2回実施(平成28年9月:中刷り2週間掲出、平成29年3月:窓上1か月間掲出)</p> <p>○映画上映前広告:2カ所各1回 普及啓発グッズの配布(平成29年3月18日:先着1,000部、15秒間の普及啓発CM放映:1週間)</p> <p>○アゼリア街頭モニター(アゼリアビジョン) 年間2回実施(①平成28年9月9日~9月15日、②平成29年3月3日~3月16日)</p> <p>○アゼリア展示コーナー(自由通路) 年間2回実施(①平成28年9月2日~9月16日、②平成29年3月3日~3月16日)</p> <p>○世界自殺予防デー街頭キャンペーン 平成28年9月9日(金)に、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、かながわ女性会議、川崎いのちの電話、消費者行政センター、川崎フロンターレ等の関係機関の協力を得て、市長も参加し啓発物、相談や講演会の案内を川崎駅前にて配布した。</p> <p>○成人式 平成29年1月9日(月)の「成人の日を祝うついで」会場において、相談窓口の情報映像を放映した。また、平成28年12月上旬に成人式対象者に送付されたパンフレットに普及啓発広告を掲載した。</p> <p>○川崎市民まつり 平成28年11月4日(金)の市民まつり開会式に自殺予防対策キャラクター「うさびー」が参加し普及啓発活動を行った。</p> <p>○介護いきいきフェア 平成28年12月1日(木)に高津市民館で開催された「介護いきいきフェア」で、クリアファイル等の啓発物の配布を行った。</p> <p>※自殺対策キャラクター「うさびー」の着ぐるみをドーム型の仕様で作成した。 ※差別解消法の内容も盛り込んだ啓発付箋を作成した。</p>	<p>●概要</p> <p>市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける普及啓発グッズの配布等を行った。</p> <p>●実施状況</p> <p>○鉄道車内広告(JR東日本南武線・鶴見線車両) 年間2回実施(①平成29年9月18日から2週間中刷り掲出、②平成30年3月1日から1か月間窓上掲出)</p> <p>○映画上映前広告:2カ所各1回 普及啓発グッズの配布(平成29年3月17日:先着1,000部、15秒間の普及啓発CM放映:1週間)</p> <p>○アゼリア街頭モニター(アゼリアビジョン) 年間2回実施(①平成29年9月8日~9月14日、②平成30年3月2日~3月22日)</p> <p>○アゼリア展示コーナー(自由通路) 年間2回実施(①平成29年9月1日~9月15日、②平成30年3月16日~3月30日)</p> <p>○世界自殺予防デー街頭キャンペーン 平成29年9月11日(月)(自殺予防週間)に、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、かながわ女性会議、川崎いのちの電話、消費者行政センター、川崎フロンターレ等の関係機関の協力を得て、普及啓発グッズ、相談や講演会の案内3,000個を川崎駅前にて配布した。当日は自殺対策推進キャラクターの「うさびー」他、「ふるんた」「てるみ～や」のマスコットも参加した。</p> <p>○ラジオ放送 平成30年3月7日、FMかわさきの番組「かわさきホット☆スタジオ」(行政提供番組)にて、自殺予防やメンタルヘルス、休養・こころの健康に関する啓発、相談の呼びかけをした。</p> <p>○広報掲示板へのポスター掲示 市内563カ所の広報掲示板に、平成29年9月と平成30年3月に2週間ずつ自殺予防啓発ポスターを掲示した。</p> <p>○「かわさき労働情報」への記事掲載 市内中小企業3,000カ所へ発送の労働関係情報誌(平成29年9、10月号)に、啓発記事を掲載した。</p> <p>○他機関での普及啓発グッズの配布 区役所や関係機関からの要請に応じ普及啓発グッズを提供、イベントや研修で配布していただいた。(約4,000個)</p> <p>○自殺対策推進キャラクターの「うさびー」の貸出 関係機関からの要請に応じ、地域のイベントにうさびーの貸出を行った。(5カ所)</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組番号	7	取組名称	かわさき健康づくり21関連事業
取組目的	積極的に休養し、ストレスを上手に解消することを目標に掲げ、十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等について推進し、休養・こころの健康について普及啓発する。また、働き世代へのこころの健康についても普及啓発する。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度
<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話を各区役所保健福祉センターが実施。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体の状態保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>●実施回数</p> <p>○年代を特定しない衛生教育 592回 (テーマ：がん、健康増進、栄養、歯科等)</p> <p>○主に40～64歳を対象とした健康づくり事業 99回 (テーマ：栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等)</p>	<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話を各区役所保健福祉センターが実施。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体の状態保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>3月の自殺対策強化月間に合わせて、かわさきFMで「こころの健康」をテーマにラジオ放送を実施するなど普及啓発の取組を実施した。</p> <p>●実施回数</p> <p>○年代を特定しない衛生教育 492回 (テーマ：がん、健康増進、栄養、歯科等)</p> <p>○主に40～64歳を対象とした健康づくり事業 209回 (テーマ：栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等)</p>	<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話を各区役所保健福祉センターが実施した。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体の状態保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>3月の自殺対策強化月間に合わせて、かわさきFMで「こころの健康」をテーマにラジオ放送を実施するなど普及啓発の取組を実施した。</p> <p>●実施回数</p> <p>○年代を特定しない衛生教育 812回 17,690名 (テーマ：がん、健康増進、栄養、歯科等)した。</p> <p>○主に40～64歳を対象とした健康づくり事業 833回 1,338名 (テーマ：栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等)</p> <p>○学齢期向けに行う思春期教育 25回 3,804名</p> <p>●その他</p> <p>職域では、健康づくりの推進について覚書を交わしている、協会けんぽ神奈川支部と連携し、市内事業所の保健担当者向けにこころの健康についての講話を実施し、76名の参加があった。</p>	
所管課	健康福祉局健康増進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組番号	8	取組名称	産業保健分野への普及啓発
取組目的	各個人が抱えるこころの悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市内企業の労働者にこころの健康に関する正しい知識を伝える。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度
<p>●掲載した記事の内容</p> <p>毎月1回発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法についての記事、及び相談窓口等の案内を掲載した。特に、平成27年はストレスチェック制度の施行年であるため、正しい知識を伝えることにより、こころの健康障害等に起因する自殺を未然に防ぐための啓発を実施した。</p> <p>【記事のタイトルと主な内容】</p> <p>○あなたのこころお元気ですか？(ストレス、睡眠、食欲、酒量、うつ病等の説明。不調を早めにキャッチし、気分転換や休息等により回復することを勧め、相談用電話窓口を案内)</p> <p>○労働相談Q&A(メンタルヘルス関連相談と回答解決案を3例紹介)</p> <p>○ストレスチェックの実施が義務になります(ストレスチェック制度開始の情報提供)</p> <p>○9月10日は世界自殺予防デー(睡眠、酒量と飲み方、依存症等の説明と相談方法、こころの健康セミナーのお知らせ)</p> <p>○平成27年度「全国労働衛生週間」が実施されます(心とからだの健康推進運動について、事業者の義務としてのストレスチェック制度の概要、面接指導実施等の案内)</p> <p>○電話相談窓口「こころほっとライン」が開設されました(ストレスチェック制度の情報提供、及び健康障害等の相談窓口の案内)</p> <p>○事業者向けに「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の配布が開始されました(制度の概要、機能、配布方法の紹介)</p> <p>●掲載回数 7回</p>	<p>●掲載した記事の内容</p> <p>毎月1回発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法についての記事、及び相談窓口等の案内を掲載した。</p> <p>【記事のタイトルと主な内容】</p> <p>○平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果が公表されました(労働基準関係法令の違反が疑われる事業所に対して実施した監督の結果の要点を発表)</p> <p>○カラダとココロのエネルギー(休息やリフレッシュの大切さについて伝え、併せて「こころの電話相談」を紹介)</p> <p>○9月10日は世界自殺予防デー(睡眠、酒量と飲み方、依存症等の説明と相談窓口の案内。こころの健康セミナーのお知らせ)</p> <p>○平成28年度「全国労働衛生週間」が実施されます(全国労働衛生週間についての概要、事業者の義務としてのストレスチェック制度の概要、実施方法の案内)</p> <p>○長時間労働の削減に向けて(長時間労働による過労死に関する労災認定例、働き方改革に向けた取組みの紹介)</p> <p>○「折れない心の育て方～逆境から立ち直る方法ってあるの?～」講座の開催(講座案内)</p> <p>○労働相談Q&A(メンタルヘルス関連相談と回答解決案を紹介)</p> <p>●掲載回数 7回</p>	<p>●掲載した記事の内容</p> <p>毎月1回、4,000部発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。</p> <p>【記事のタイトルと主な内容】</p> <p>○カラダとココロのエネルギー(休息やリフレッシュの大切さについて伝えるとともに、「こころの電話相談」窓口を紹介。)</p> <p>○世界自殺予防デー(飲酒や依存症等の説明、相談窓口、及びセミナーの紹介)</p> <p>○全国労働安全週間(全国労働安全週間の概要、労働衛生に関わる国等の支援メニュー、及び相談窓口の紹介)</p> <p>○過労死防止啓発月間(過労死等の説明、過労死等防止のための取組、及び相談窓口の紹介)</p> <p>○職場のハラスメントについて(ハラスメントの意義や防止対策等について、社会保険労務士が執筆)</p> <p>○健康的に過ごせる職場をつくるために(従業員の健康や精神疾患に関する留意点等について、社会保険労務士が執筆)</p> <p>○労働相談Q&A(労働に関する各種相談とその回答を掲載)</p> <p>○労働相談会の案内(市内各地で開催される労働相談会の案内)</p> <p>●掲載回数 8回</p>	
所管課	経済労働局労働雇用部		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組番号	9	取組名称	モデル地区における普及啓発
取組目的	自殺者が多い南部地域において、こころの健康や自殺予防に関する情報を提供することにより、自身の対策とともに、身近な周囲の人の自殺予防をはかることを目的とする。自殺未遂者については三次救急医療機関で精神科入院病床のない中部地区において、再企図防止の観点から地域連携モデルの構築をはかることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●概要</p> <p>地域のコミュニティスペースとして、高齢者を対象に開催されている「まちのえんがわ」にて、こころの健康講座を実施した。こころの健康保持やうつ病、自殺、調子の波や不調時の対処について、参加者自身や身近な人の日常生活を振り返りながら学習を進めた。</p> <p>●実施回数及び参加人数</p> <p>実施回数 1回 参加人数 7人</p>	<p>●事業概要</p> <p>南部地区において、地域のコミュニティスペースとして高齢者を対象に開催されている「まちのえんがわ」にて、こころの健康講座を実施した。こころの健康保持やうつ病、自殺、調子の波や不調時の対象について、参加者自身や身近な人の日常生活を振り返りながら学習を進めた。</p> <p>川崎市中部における地域連携支援モデル活動構築に向けた意見交換を行い、自殺企図による救急搬送事例の検討を通して中部地区における自殺企図患者の特色や地域支援を行う上での課題等の共有を進めた。</p> <p>●地域課題に応じたリーフレットの配布</p> <p>○「大切な人を亡くされた方へ」を改定し、5,000部作成した。 ○「あなたに知ってほしい」の平成28年度版を5,000部作成し、自殺予防街頭キャンペーン（平成28年9月9日開催）で3,000部配布した。</p>	<p>●事業概要</p> <p>自殺予防街頭キャンペーンを、南部地域中でも往來の多い川崎駅東口東西自由通路において実施した。また、広報コーナー（アゼリア地下通路）を活用した、普及啓発のためのポスター掲示などの広報活動を行った。</p> <p>川崎市中部地区における地域連携支援モデル活動構築に向けた意見交換を行い、自殺企図による救急搬送事例の検討を通して中部地区における自殺企図患者の特色や地域支援を行う上での課題等の共有を進めた。</p> <p>●地域課題に応じたリーフレットの配布</p> <p>○「あなたに知ってほしい」の平成29年度版を5,000部作成し、自殺予防街頭キャンペーン（平成29年9月11日開催）で3,000部配布した。</p> <p>●広報コーナーにおける広報活動</p> <p>○平成29年9月1日～9月15日及び平成30年3月16日～3月31日の期間に広報コーナー（アゼリア地下通路）にて、ポスター掲示等を行った。</p> <p>●自殺未遂者支援においては、中部地区（中原区・高津区・宮前区）を対象とした年6回の意見交換会の開催し、事例検討や自殺未遂者支援における意見交換を行った。また、平成29年12月18日には、滋賀県や大阪府堺市の職員を講師に取組報告や意見交換を実施した。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	10	取組名称	母子保健事業
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、産後うつ等の困難を抱えた周産期の母親の相談に対応するための人材を養成し、その資質を向上させる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●研修内容</p> <p>母子保健に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための研修を実施した。</p> <p>●母子保健指導者研修会開催回数及び延べ参加人数</p> <p>開催回数 2回 参加人数 23人</p>	<p>●研修内容</p> <p>母子保健に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための研修を実施した。</p> <p>●母子保健指導者研修会開催回数及び延べ参加人数</p> <p>開催回数 4回 参加人数 73人</p>	<p>●研修内容</p> <p>母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための研修を実施した。</p> <p>●母子保健指導者研修会開催回数及び延べ参加人数</p> <p>開催回数 2回 参加人数 29人</p>	
所管課	こども未来局こども保健福祉課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	11	取組名称	教職員の資質向上
取組目的	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を指導する人材を養成し、その資質を向上させる。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容</p> <p>○ライフステージに応じた研修</p> <p>初任者研修、2校目異動者研修、10年経験者研修、15年経験者研修、教頭研修、校長研修において、人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行った。</p> <p>○人権尊重教育推進担当者研修</p> <p>各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、生命尊重をテーマとした講演、人権尊重教育研究推進校の研究報告会への参加等の研修を行った。また、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画、推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。</p> <p>●回数及び延べ参加人数</p> <p>ライフステージに応じた研修 6回 延べ1,029名</p> <p>人権尊重教育推進担当者研修 4回 延べ690名</p>		<p>●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容</p> <p>○ライフステージに応じた研修</p> <p>初任者研修、2校目異動者研修、10年経験者研修、15年経験者研修、教頭研修、校長研修において、人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行った。</p> <p>○人権尊重教育推進担当者研修</p> <p>各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、生命尊重をテーマとした講演、人権尊重教育研究推進校の研究報告会への参加等の研修を行った。また、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画、推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。</p> <p>●回数及び延べ参加人数</p> <p>ライフステージに応じた研修 6回 延べ1,119名</p> <p>人権尊重教育推進担当者研修 4回 延べ712名</p>	
平成29年度		<p>●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容</p> <p>○ライフステージに応じた研修</p> <p>初任者研修、2校目異動者研修、10年経験者研修、15年経験者研修、教頭研修、校長研修において、人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行った。</p> <p>○人権尊重教育推進担当者研修</p> <p>各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、生命尊重をテーマとした講演、人権尊重教育研究推進校の研究報告会への参加等の研修を行った。また、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画、推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。</p> <p>●回数及び延べ参加人数</p> <p>ライフステージに応じた研修 6回 延べ1,145名</p> <p>人権尊重教育推進担当者研修 4回 延べ671名</p>	
所管課	教育委員会事務局総合教育センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	12	取組名称	教職員向け心の健康相談支援事業
取組目的	児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実を目的とする。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●支援及び啓発活動の内容</p> <p>(1) 心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の電話・面接相談を実施する。</p> <p>(2) 心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。</p> <p>(3) 相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施する。</p> <p>(4) その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。</p> <p>●専門家等の援助回数</p> <p>専門医による電話・面接相談 2件</p> <p>専門医による学校訪問 15校</p> <p>●事例検討会・シンポジウムの開催回数及び延べ参加人数</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業シンポジウム</p> <p>日時 平成28年1月7日(木)14:00~16:30</p> <p>会場 総合教育センター 第1研修室</p> <p>題目 専門性を生かした支援体制の構築</p> <p>～学校における心の健康相談の充実と連携を図るために～</p> <p>内容 日常の健康相談の充実と保護者および関係諸機関との連携による支援体制の構築について</p> <p>参加人数 44名</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業事例検討会</p> <p>日時 平成27年10月15日(木)14:30~16:30</p> <p>会場 総合教育センター第5研修室</p> <p>名称 川崎市心の健康相談支援事業「平成27年度事例検討会」</p> <p>内容 ①心の問題に起因する諸問題に対しての学校より事例報告</p> <p>②事例報告を基に、学校での対応について検討</p> <p>参加者数 21名</p>		<p>●支援及び啓発活動の内容</p> <p>(1) 心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の電話・面接相談を実施する。</p> <p>(2) 心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。</p> <p>(3) 相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施する。</p> <p>(4) その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。</p> <p>●専門家等の援助回数</p> <p>専門医による学校訪問 16校</p> <p>●事例検討会・シンポジウムの開催回数及び延べ参加人数</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業シンポジウム</p> <p>日時 平成29年1月19日(木)14:00~16:30</p> <p>会場 高津市民館 大会議室</p> <p>題目 専門性を生かした支援体制の構築</p> <p>～学校における心の健康相談の充実と連携を図るために～</p> <p>内容 日常の健康相談の充実と保護者および関係諸機関との連携による支援体制の構築について</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業事例検討会</p> <p>日時 平成28年10月13日(木)14:30~16:30</p> <p>会場 中原市民館第1会議室</p> <p>名称 川崎市心の健康相談支援事業「平成28年度事例検討会」</p> <p>内容 ①心の問題に起因する諸問題に対しての学校より事例報告</p> <p>②事例報告を基に、学校での対応について検討</p>	
平成29年度		<p>●支援及び啓発活動の内容</p> <p>(1) 心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の面接相談を実施する。</p> <p>(2) 心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。</p> <p>(3) 相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施する。</p> <p>(4) その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。</p> <p>●専門家等の援助回数</p> <p>専門医による学校訪問 5校(延べ6回)</p> <p>●事例検討会・シンポジウムの開催回数及び延べ参加人数</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業講演会</p> <p>日時 平成30年3月1日(木)14:00~16:30</p> <p>会場 会館とどろき けやきの間</p> <p>題目 子供の心の荒波をささえること</p> <p>～だれにでも潜むいじめのころを中心に～</p> <p>内容 いじめ問題について一緒に考えていく</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業事例検討会議</p> <p>平成29年度は休止した。</p>	
所管課	教育委員会事務局健康教育課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	13	取組名称	児童・思春期事例検討会の開催
取組目的	児童期、思春期における精神保健上の特徴や課題について学ぶとともに、その対応力を高め、また、対応における連携を深めることにより、相談支援体制の充実をはかる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>児童・思春期の支援事例に関して、児童精神科医のスーパーバイズのもと、関係機関とともに事例検討を行った。</p> <p>●実施回数</p> <p>6回</p> <p>●参加機関</p> <p>各区のスクールソーシャルワーカー、児童家庭課職員、児童家庭支援センター、児童相談所、障害者センター</p> <p>●参加人数（延べ）</p> <p>113名</p>	<p>●概要</p> <p>心身ともに変化が著しく、精神保健上の課題を抱える可能性がある児童・思春期の支援について、支援者のスキルアップを図り、多機関、多職種による連携を深めることを目的に、児童精神科医のスーパーバイズのもと、児童・思春期支援事例について、関係機関とともに事例検討を行った。</p> <p>表出している困難や行動の背景についてのアセスメント（見立て）や対応方針について、専門家の助言の元で検討を進めることにより、支援内容の質の向上を図った。</p> <p>●実施回数</p> <p>12回</p> <p>●参加機関</p> <p>各区のスクールソーシャルワーカー、児童家庭課職員、地域みまもり支援センター職員、障害者支援係職員、障害者センター職員、児童相談所職員、児童家庭支援センター職員等</p> <p>●参加人数（延べ）</p> <p>141人</p>	<p>●事業概要</p> <p>① 精神保健上の課題等を抱える児童・思春期の相談支援を行っている支援者のスキルアップおよび多機関、多職種連携の強化を目的に、児童・思春期相談支援事例の児童精神科医によるスーパーバイズを伴う事例検討会を開催した。</p> <p>② 当事者、保護者あるいは親子と児童精神科医が面接を行い、表出している行動、困難さの背景のアセスメント（見立て）や支援・配慮の助言等を行う医療相談を開催した。</p> <p>●実施回数</p> <p>12回</p> <p>●参加機関</p> <p>みまもり支援センター（スクールソーシャルワーカー含む）、スクールカウンセラー、県立高校スクールソーシャルワーカー、児童相談所、児童家庭支援センター、高齢・障害課障害者支援係、保護課、障害者センター（南部地域支援室含む）、等</p> <p>●参加人数（延べ）</p> <p>84人</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	14	取組名称	学校出前講座（教職員対象）の実施
取組目的	児童生徒のこころの健康や、困難を抱えた際の対応方法について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防をはかり、またこころ健康教育はかることで児童生徒の将来の自殺予防の一助とすることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●概要</p> <p>川崎市内の小中高等学校において、教職員対し、学校の求めに応じて、メンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。</p> <p>●実施校数</p> <p>8校（生徒を中心的な対象とした3校を含む）</p>	<p>●概要</p> <p>川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討した。</p> <p>●実施校数</p> <p>1校（平成28年9月15日実施） 中原区内の中学校</p> <p>●実施内容（テーマ）</p> <p>自殺関連行動の理解と対応、思春期の理解と関わり方、寄り添い方、不安や悩みとの付き合い方、こころからだを大切にす健康教育教職員および保護者を対象とした。</p>	<p>●事業概要</p> <p>川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</p> <p>●実施校数</p> <p>1校（平成30年2月20日実施） 麻生区内の小・中学校 31人参加</p> <p>●実施内容（テーマ）等</p> <p>○テーマ 「子どもの成長と、親の立場からのかかわり方や対応」</p> <p>○内容 3部構成での講演。 「Ⅰ.子どものかかわり」 「Ⅱ.子どもの生きている世界」 「Ⅲ.現代を生きる」</p> <p>○対象 保護者及び教職員等</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	15	取組名称	市職員の人材育成
取組目的	各市民サービスの中に自殺対策の視点を含めることにより、市民サービスの様々な場面において、自殺のリスクにつながる要因に気づき、必要な支援につなぐことで、自殺予防をはかることを目的とする。		
取組実績		取組実績	取組実績
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度
<p>●庁内全体の取組</p> <p>○階層別研修 新任課長研修において、メンタルヘルス、自殺予防に関する講義を実施。</p> <p>○管理職研修 受講人数 83人</p> <p>●個別取組 各区役所の保健福祉関係者に自殺対策の基礎知識の説明とともに、意見交換を行った。 実施回数 7回(各区1回) 参加人数 39人</p>	<p>●庁内全体の取組</p> <p>階層別研修の新人課長研修や障害者支援関係新任・新人研修において、行政における自殺対策の必要性について講義を行った。 また、南部・中部・北部の障害者センターを会場に、地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を3回開催した。</p> <p>●参加者数 管理職研修 127人 障害福祉関係新任・新人研修 46人 障害者センター研修(南部・中部・北部) 63人</p>	<p>●庁内全体の取組</p> <p>新任課長研修において、行政における自殺対策の必要性についての講義を行った。 また、その他の自殺対策関係研修等においても自殺予防につながる人材育成を行った。</p> <p>●参加者数 新任課長研修 119人 公立中学校生徒指導担当研修 52人 生活保護地域担当員研修 76人 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修※1 53人※2 自殺予防セミナー 33人※ ※1 南部、中部、北部にて全3回実施 ※2 市職員参加者数</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	16	取組名称	自殺対策相談支援研修
取組目的	自殺予防の知識や、リスクを抱えた人への対応について学ぶとともに、対応における連携を深め、またこの相談支援の中核となりうる人材を確保することにより、相談支援体制の充実をはかる。		
取組実績		取組実績	取組実績
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度
<p>●精神保健福祉従事者基礎研修 市内の保健福祉に関する従事者を対象とした、精神保健福祉に関する研修において、精神疾患や対応の基礎知識とともに、自殺予防の基礎知識について研修を行った。 開催回数 1回 参加人数 34名</p> <p>●地域連携 職種を問わず、庁内各機関を対象に、自殺対策の基礎知識について講義するとともに、グループ演習を取り入れた連携のための事例検討を行った。 開催回数 1回 参加人数 47人</p>	<p>●地域連携 全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築と地域リハビリテーションセンターの整備を踏まえ、川崎市における自殺対策の一層の推進を図ることを目的として開催した。日頃の支援の中で、死にたい気持ちを抱えた方の対応について戸惑ったり、難しさを感じるがある中で、どのように支援していったらよいか考える機会とした。 開催回数 3回(南部、中部、北部各障害者センター) 参加人数 63人</p>	<p>●地域連携 日頃の支援の中で、死にたい気持ちを抱えた方の対応について戸惑ったり、難しさを感じるがある中で、どのように支援していったらよいか考える機会とした。</p> <p>●地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修</p> <p>○目的 ・全ての住民に対応した地域包括システムの考え方が自殺対策と密接につながることを理解するため。 ・川崎市の自殺対策の実態と対策の全体像を理解するため。 ・川崎市における自殺対策の一層の推進を図るため。</p> <p>○開催実績 ・平成29年9月14日 J A セレサみなみビル 22人参加 ・平成29年10月23日 北部リハビリテーションセンター 30人参加 ・平成29年11月10日 中部リハビリテーションセンター 34人参加</p> <p>○内容 講義①「川崎市の自殺対策—特徴と発展可能性」 講義②「複雑・困難な背景を有する人々を支援するために」 講義③「民間組織や宗教関係者との連携について」(第3回のみ) 情報交換</p> <p>●自死遺族電話相談員研修 自死遺族電話相談「ほっとライン」の相談員等対象に、自殺遺族支援の知識や自死遺族の置かれている現状についての理解を深め、相談技術の向上を図ることを目的に開催。 平成30年2月24日 19人参加 内容 ①川崎市の自殺対策について ②自死遺族の方のお話し ③話し合い・まとめ</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上																									
取組番号	17	取組名称	ゲートキーパー講習の実施																									
取組目的	自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において、自殺につながる要因に気づき、必要な支援につながることを増やし、また、異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防をはかることを目的とする。																											
取組実績																												
平成27年度		平成28年度																										
<p>●事業概要</p> 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割について、また「つなぐ」ことができるよう異なる立場の役割について講座を開催した。 <p>●開催回数及び参加人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般市民 (身近な人のゲートキーパー)</td> <td>3回</td> <td>292人</td> </tr> <tr> <td>職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)</td> <td>2回</td> <td>128人</td> </tr> <tr> <td>教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象※</td> <td>26回</td> <td>679人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31回</td> <td>1,099人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※相談支援に関する他報告との重複有</p>		対象者	開催回数	参加人数	一般市民 (身近な人のゲートキーパー)	3回	292人	職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)	2回	128人	教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象※	26回	679人	合計	31回	1,099人	<p>●事業概要</p> 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修、講演に併せて実施した。 <p>●開催回数及び参加人数 開催回数合計 15回</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般市民 (身近な人のゲートキーパー)</td> <td>264人</td> </tr> <tr> <td>職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)</td> <td>163人</td> </tr> <tr> <td>教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象</td> <td>325人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>752人</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	参加人数	一般市民 (身近な人のゲートキーパー)	264人	職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)	163人	教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象	325人	合計	752人
対象者	開催回数	参加人数																										
一般市民 (身近な人のゲートキーパー)	3回	292人																										
職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)	2回	128人																										
教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象※	26回	679人																										
合計	31回	1,099人																										
対象者	参加人数																											
一般市民 (身近な人のゲートキーパー)	264人																											
職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)	163人																											
教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象	325人																											
合計	752人																											
平成29年度		<p>●事業概要</p> 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修、講演に併せて実施した。 <p>●開催回数及び参加人数 開催回数合計 19回</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般市民 (身近な人のゲートキーパー)</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象※</td> <td>355人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>835人</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	参加人数	一般市民 (身近な人のゲートキーパー)	180人	職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)	300人	教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象※	355人	合計	835人															
対象者	参加人数																											
一般市民 (身近な人のゲートキーパー)	180人																											
職域・サービス業等対象 (職務上関わる人のゲートキーパー)	300人																											
教育、医療、保健、福祉相談支援等 事業者対象※	355人																											
合計	835人																											
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター																											

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	18	取組名称	関係機関との連携のための事例検討会の実施
取組目的	希死念慮や自殺念慮の高い人を支援する可能性が高い医療保健福祉従事者が、希死念慮・自殺念慮に対する基本的対応を学ぶとともに、関係機関と連携することにより自殺予防をはかることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●自殺予防セミナーにおける事例検討</p> 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、希死念慮や自殺関連行動を伴う事例について、職種や各機関の主たる支援対象や内容の違いを活かした事例検討を行った。 開催回数 2回 参加人数 71人(延べ人数)		<p>●自殺予防セミナーにおける事例検討</p> 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、事例検討を行った。希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。 <p>●開催回数及び参加者数 開催回数 3回 参加人数 158人(延べ人数)</p> <p>○内容</p> 第1回(平成28年7月11日) 「自殺予防ゲートキーパーという役割」 ～相談者の『死にたい気持ち』に気づいて向きあう～ 第2回(平成28年10月31日) 「自殺予防ゲートキーパーという役割」 ～いつきく? 何きく? どうつなぐ?～ 第3回(平成29年2月23日) 「自殺のリスク評価と対応～早期から継続的に～」	
平成29年度		<p>●自殺予防セミナーにおける事例検討</p> 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、事例検討を行った。希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。 <p>●開催回数及び参加者数 開催回数 3回 参加人数 137人(延べ人数)</p> <p>○内容</p> 第1回 平成29年7月4日 59人 「自殺予防ゲートキーパーという役割」 ～相談者の『死にたい気持ち』に気づいて向きあう～ 第2回 平成29年11月2日 41人 「自殺予防ゲートキーパーという役割」 ～いつきく? 何きく? どうつなぐ?～ 第3回 平成30年2月20日 37人 「自殺リスク評価と対応」 ～身近なゲートキーパーとして～ <p>●川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会 開催回数 6回 参加人数 44人(延べ人数)</p> <p>○内容</p> 個別相談支援において、自殺関連行動や疾患、自殺未遂に関する事例を構成機関参加者が報告し、支援内容や支援経過を振り返ること、支援技術の向上と、参加者が共に同じ課題を共有することを通して、顔の見える関係性の構築を図る。 ※構成機関 主に川崎区、幸区の医療機関、地域包括支援センター、障害者更生相談所南部地域支援室等	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	19	取組名称	地域における自殺対策の連携に向けた人材育成
取組目的	地域における自殺対策事業の企画、調整、事業の推進を担う人材を育成することを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●研修派遣 内閣府、自殺予防総合対策センターの主催する自殺総合対策に関する研修に参加した。</p> <p>●参加者数 自殺総合対策企画研修（自殺予防総合対策センター開催） 1人 自殺対策連携人材養成研修（内閣府開催） 1人</p>	<p>●研修派遣 自殺総合対策推進センターの主催する自殺総合対策に関する研修参加に参加し情報を収集した。</p> <p>●参加者 自殺総合対策企画研修（自殺総合対策推進センター主催） 1人</p> <p>●研修協力 「日本うつ病センター（JDC）」が、厚生労働省の採択を受け実施した平成28年度自殺防止事業「ワンストップ支援のための情報プラットフォームづくり」に協力し、参加した。</p> <p>○成果物 —複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き—</p>	<p>●研修派遣 自殺総合対策推進センターの主催する自殺総合対策に関する研修参加に参加し情報を収集した。</p> <p>●人材育成テキストの作成 国立精神・神経医療研究センター協力のもと、精神保健福祉基礎テキストを作成した。</p> <p>●地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修 「日本うつ病センター（JDC）」が作成した「複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き」をテキストとした研修を、本市の自殺対策研修のプログラムに取り入れた。</p> <p>○目的 ・全ての住民に対応した地域包括システムの考え方が自殺対策と密接につながること理解するため。 ・川崎市の自殺対策の実態と対策の全体像を理解するため。 ・川崎市における自殺対策の一層の推進を図るため。</p> <p>○開催実績 ・平成29年9月14日 JAセシサみなみビル 22人参加 ・平成29年10月23日 北部リハビリテーションセンター 30人参加 ・平成29年11月10日 中部リハビリテーションセンター 34人参加</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上																								
取組番号	20	取組名称	緩和ケア研修会の開催																								
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材を養成し、その資質を向上させる。																										
取組実績																											
平成27年度	平成28年度	平成29年度																									
<p>●緩和ケア研修会の開催 川崎市立井田病院では、地域がん診療連携拠点病院として、地域の緩和ケアに関する医師・医療従事者のための緩和ケア研修会を開催している。がんに伴うつらい身体症状を緩和するためのスキル習得やがん患者とその家族の心のケア等の研修会を開催した。今年度は、新しい取り組みとして、がん体験者からの講演も取り入れた。</p> <p>○単位型緩和ケア研修会（5月、7月、11月、12月の各1日） 【内容】 「患者の視点を取り入れた全人的緩和ケア」 「がん緩和ケアにおけるコミュニケーションの講義とワークショップ」 「不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケア」 「身体的苦痛の緩和」 「精神心理的苦痛の緩和」等</p> <p>○緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会（6回開催） 【内容】 「がん治療への緩和ケア早期介入」 「告知の問題」「精神心理的苦痛の緩和と症例」 「家族のケア、グリーフケア」 「がん患者の社会的支援」 「がん患者、私の本音」 「がん患者の鎮静・DNR・倫理」等</p> <p>●平成27年度緩和ケア研修会参加人数（職種別参加延べ人数）</p> <table border="1"> <tr><td>医師</td><td>417人</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>277人</td></tr> <tr><td>その他の医療従事者</td><td>129人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>823人</td></tr> </table>	医師	417人	看護師	277人	その他の医療従事者	129人	合計	823人	<p>●緩和ケア研修会の開催 川崎市立井田病院では、地域がん診療連携拠点病院として、地域の緩和ケアに関する医師・医療従事者のための緩和ケア研修会を開催している。がんに伴うつらい身体症状を緩和するためのスキル習得やがん患者とその家族の心のケア等の研修会を開催した。また、昨年度に引き続き、がん闘病中の患者の思いを知っていただくために「がん患者、私の本音」と題して、がん体験者の方の講演を行った。</p> <p>○単位型緩和ケア研修会（6月、7月の各1日） 【内容】 「がん患者、私の本音」 「がん疼痛に対する治療と具体的な処方（ワークショップ）」 「患者視点の全人的緩和ケア」 「身体的苦痛の緩和」 「精神心理的苦痛の緩和」等</p> <p>○緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会（6回開催） 【内容】 「告知の問題」 「がん患者の心のとらえ方、支え方」 「がん患者の家族のケア、グリーフケア」 「がん患者の社会資源」等</p> <p>●平成28年度緩和ケア研修会参加人数（職種別参加延べ人数）</p> <table border="1"> <tr><td>医師</td><td>416人</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>349人</td></tr> <tr><td>その他の医療従事者</td><td>69人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>834人</td></tr> </table>	医師	416人	看護師	349人	その他の医療従事者	69人	合計	834人	<p>●緩和ケア研修会の開催 川崎市立井田病院では、地域がん診療連携拠点病院として、地域の緩和ケアに関する医師・医療従事者のための緩和ケア研修会を開催している。がんに伴うつらい身体症状を緩和するためのスキル習得やがん患者とその家族の心のケア等の研修会を開催した。</p> <p>○単位型緩和ケア研修会（4月、5月の各1日） 【内容】 「患者の視点を取り入れた全人的緩和ケア」 「苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和」 「身体的苦痛の緩和」 「精神心理的苦痛の緩和」 「がん緩和ケアにおけるコミュニケーション」等</p> <p>○緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会（5回開催） 【内容】 「がん疼痛コントロールの実際」 「がん患者のQOL評価」 「がん患者と家族の心のケア」 「コミュニケーション（意思決定支援）」等</p> <p>●平成29年度緩和ケア研修会参加人数（職種別参加延べ人数）</p> <table border="1"> <tr><td>医師</td><td>242人</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>197人</td></tr> <tr><td>その他の医療従事者</td><td>68人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>507人</td></tr> </table>		医師	242人	看護師	197人	その他の医療従事者	68人	合計	507人
医師	417人																										
看護師	277人																										
その他の医療従事者	129人																										
合計	823人																										
医師	416人																										
看護師	349人																										
その他の医療従事者	69人																										
合計	834人																										
医師	242人																										
看護師	197人																										
その他の医療従事者	68人																										
合計	507人																										
所管課	病院局井田病院																										

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	21	取組名称	モデル地区における支援者の育成
取組目的	地域の実情に応じた支援者の育成を進めることにより、より適切な支援がなされ、自殺予防につながることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>地域ごとの人材養成や連携を進める体制を整えるため、事例検討や事例検討場面におけるファシリテート研修を通して、地域の相談支援の中核となる人材の養成を進めた。</p> <p>●開催回数</p> <p>事例検討会 3回 ファシリテート研修 3回</p>	<p>●事業概要</p> <p>川崎市中部地区の関係団体や有識者を交えて意見交換を行うことにより、自殺未遂をした本人および家族に対する川崎中部地区における支援の在り方の検討や支援体制の構築を行った。また、日本医科大学武蔵小杉病院における自殺企図による救急搬送事例の事例検討を行うことにより、対応方法や連携についてなどのスキルを学んだ。</p> <p>また、高齢者の自殺死亡率の高い川崎区を中心に、高齢者の支援に携わる人材を中心に研修や事例検討を行った。事例検討においては、多機関の連携を必要とする要支援者の支援について検討を進め、さらに他の支援者の相談に応じられる人材の養成も狙いとしました。</p> <p>●開催回数</p> <p>意見交換会 5回 事例検討会 6回</p>	<p>●事業概要</p> <p>「川崎市中部における自殺未遂をした本人・家族等を対象にした地域支援とフォローアップモデル意見交換会」を実施し、自殺未遂をした本人および家族に対する川崎中部地区における支援の在り方の検討や支援体制の構築を行った。その中で日本医科大学武蔵小杉病院における自殺企図による救急搬送事例や、井田障害者センター、中原区役所・高津区役所の事例の検討を行うことにより、対応方法や連携についてなどのスキル等を学んだ。更に、自殺未遂者支援の地域連携を進めている、他都市（滋賀県及び大阪府堺市）を講師に招いての意見交換も行った。</p> <p>また、高齢者の自殺死亡率の高い川崎区や幸区等の川崎市南部地域を中心に、支援に携わる多職種人材を対象に事例検討を行った。事例検討においては、多機関の連携を必要とする要支援者の支援について検討を進め、さらに他の支援者の相談に応じられる人材の養成も狙いとしました。</p> <p>●開催回数</p> <p>○中部地区意見交換会 5回 平成29年 4月17日、6月19日、8月21日、10月16日、12月18日 平成30年 2月19日 ○川崎南部事例検討会 6回 平成29年 5月9日、7月11日、9月12日、11月14日 平成30年 1月9日、3月6日</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	22	取組名称	かかりつけ医うつ病対応力向上研修
取組目的	精神疾患の初期段階に接する可能性の高いかかりつけ医等の、うつ病や自殺に関する知識や対応技術を高め、より適切に対応することにより、自殺予防をはかることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすいことや、精神的な不調を自覚しても始めの段階で精神科や心療内科等を受診する人は少ないことから、かかりつけ医等身体科医師を対象に、早い段階でうつ病等の精神的疾患に気づき、早期の段階で治療につながる（かかりつけ医による初期対応、専門医への紹介、連携）を目的に、4 県市協働体制の研修を行った（平成20年度より実施）。</p> <p>●開催回数及び参加者数</p> <p>○開催回数 1回（県内全5回） ○参加人数 川崎市会場 45人（うち、川崎市内在事者 30人） 県内5会場総数 290人</p>	<p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。</p> <p>早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。</p> <p>研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。</p> <p>●開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数 1回（県内全5回） 参加者数 川崎市会場 49人（うち、川崎市内在事者 20人） 県内5会場総数 240人</p>	<p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。</p> <p>研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。</p> <p>●開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数 1回（県内全5回） 参加者数 川崎市会場 59人（うち、川崎市内在事者 25人） 県内5会場総数 274人</p> <p>●研修資料の作成</p> <p>他県市と協力し、研修講師及び受講者用の資料の作成や準備を行った。</p> <p>●活用状況調査</p> <p>平成28年度研修受講者及び精神科紹介受入れ協力医療機関宛てにアンケート調査（研修の有効性、精神科への紹介システムの活用状況など）を行い、結果を集計した。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	23	取組名称	遺児支援者向け研修
取組目的	深刻な影響を受けた自死遺族をケアすることが自殺予防につながることから、遺児の自尊心や人生の回復を支援するための人材を養成し、その資質を向上させる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●冊子の配布状況</p> <p>国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター発行の「児童相談所における自死遺児等支援の手引き」を各児童相談所に配布した。また、各区役所児童家庭課心理職に、電子データにて配布した。</p> <p>●冊子の活用状況</p> <p>児童相談所相談支援係長に対して、冊子を基に研修を実施した。児童相談所職員及び区役所児童家庭課心理職が遺児の支援にあたり、冊子の内容を参考にした。</p>	<p>●取組内容</p> <p>区役所保健福祉センター地域支援担当、児童相談所、児童養護施設等の職員を対象に、保護者との相談の中で、精神疾患や精神的不調の端緒をつかみ、その対応方法を学び、支援に生かせるようになること、また、不幸にも亡くなってしまった親の遺族へのケアについて学ぶことを目的に研修を実施した。</p> <p>研修参加人数 49名</p>	<p>●取組内容</p> <p>区役所保健福祉センター地域支援担当の職員を対象に、精神疾患や精神的不調のある保護者等の社会・心理・医学的知識を学び、保護者との相談の中で、支援に活かせるようになることを目的に研修を実施した。</p> <p>研修参加人数 164名</p>	
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	24	取組名称	事後対応に係る支援者向け手引きの作成
取組目的	自殺により遺された人や影響を受けた人への適切な対応のできる支援者を養成する。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>自殺企図が発生した際に、支援者と支援についての振り返りを行うとともに、周囲の人との協力体制の構築を含めた今後の対応方法について個別検討を行った。これらの対応の積み重ねを踏まえ、手引きの内容について、検討を進めた。</p>	<p>●事業概要</p> <p>自殺企図が発生した際に、支援者と支援についての振り返りを行うとともに、周囲の人たちの協力体制の構築を含めた今後の対応方法について個別検討を行った。</p> <p>また、NPO法人自死遺族総合支援センターや川崎自死遺族の会（カーネーションの集い）と情報交換会を開催し、お互いの活動内容について共有するとともに、遺族向けリーフレットの改定に際し意見を聴取し、その意見を参考に4年ぶりにリーフレットの改定を行い、関係機関・関係部署に送付した。</p>	<p>●事業概要</p> <p>自殺企図が発生した際に、支援者と支援についての振り返りを行うとともに、周囲の人たちの協力体制の構築を含めた今後の対応方法について個別検討を行った。</p> <p>また、NPO法人自死遺族総合支援センターと自死遺族の集いの運営について、開催の都度、内容等の確認を行った。</p> <p>平成28年度末に作成したリーフレット「大切な人を亡くされた方へ・・・」を関係各所へ再度送付するとともに、神奈川県警を通じて市内8署の警察署へ新たに配布した。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	25	取組名称	自殺未遂者支援についての研修
取組目的	自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者に対し、再度の自殺企図を防ぐための支援にあたる人材を養成することを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査等をおして、消防本部、救急救命医療機関と、自殺未遂者支援について意見交換を行い、再度の自殺企図を防ぐための支援にあたる人材の養成のための基盤を整備した。</p>	<p>●事業概要</p> <p>自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査結果等を通して、消防本部、救急救命医療機関と、自殺未遂者支援について意見交換を行い、その内容を研修に反映した。</p> <p>ゲートキーパー養成講座の中でも、保健・医療・福祉・教育関係職員対象等の研修会については、未遂者支援、自殺再企図防止の視点も盛り込んだ。</p>	<p>●事業概要</p> <p>自損事故救急搬送事例調査を通して、消防本部、市内三次救急医療機関と、連携を密にし、調査の中間報告や、最終報告等を行った。自殺未遂者支援について意見交換を行い、その内容を研修に反映した。</p> <p>「川崎市中部における自殺未遂をした本人・家族等を対象にした地域支援とフォローアップモデル意見交換会」においては、平成29年4月17日、一般社団法人医療経済研究・社会保険福祉協会奥村泰之先生を講師に「過量服薬の再発予防に向けた臨床疫学研究」をテーマに研修を開催。また、平成29年12月18日には、滋賀県精神保健福祉センターや大阪府堺市のとの意見交換を行い、既に自殺未遂者支援に取り組んでいる自治体の取組内容等を学ぶ機会となった。</p> <p>ゲートキーパー養成講座の中でも、保健・医療・福祉・教育関係職員対象等の研修会については、未遂者支援、自殺再企図防止の視点も盛り込んだ。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組番号	26	取組名称	教職員向け研修の開催
取組目的	いじめ等の問題への対応について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防を図ることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>いじめ暴力行為問題対策協議会において、いじめ・暴力行為防止に関する研修会を行っており、川崎市内の私学教職員が参加している。</p> <p>また、教育相談研修において、スクールカウンセラーを対象とした情報交換と研修を行っており、川崎市内の私学スクールカウンセラーが参加している。</p>	<p>●事業概要</p> <p>神奈川県私立中学高等学校協会において、協会加盟校の教職員を対象にいじめ等防止に関する研修会を行った。</p> <p>●内容</p> <p>人権・同和研修 「教育現場における発達障害児・者への対応について」 いじめ問題対策研修会 「インターネットトラブルから子どもを守るために」</p>	<p>●事業概要</p> <p>神奈川県私立中学高等学校協会において、協会加盟校の教職員を対象に、いじめ等防止に関する研修会を実施した。</p> <p>●内容</p> <p>○人権・同和研修会（平成29年8月24日実施） 「外国につながる児童・生徒の教育について」 ○いじめ問題対策研修会（平成30年3月8日実施） 「いじめに関する学校の注意義務について」</p>	
所管課	神奈川県私立中学高等学校協会		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	27	取組名称	学校出前講座の実施（児童・生徒対象）
取組目的	児童生徒自身がこころの健康保持や、困ったときの相談行動について学習することで、現在や将来の自殺予防につながることを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要 市内公立学校（県立含む）に対し、自殺予防を目的とした出前講座を実施した。 児童・生徒対象の主な内容としては、ストレスや不安の対処、困った時の相談行動の促しについて、心理学的見地や当事者の体験談を通したものとなっている。</p> <p>●開催校数（児童・生徒対象） 3校</p>	<p>●事業概要 市内公立学校（県立含む）に対し、自殺予防を目的とした出前講座を実施した。 主な内容としては、ストレスや不安の対処、困った時の相談行動の促しについて、心理学的見地や当事者の体験を通したものとなっている。 また、地域自殺総合対策推進連絡会議において、学校出前講座の事業説明を行い、普及啓発に努めた。</p> <p>●開催校数 平成28年度は、該当実施なし。</p>	<p>●事業概要 市内公立学校（県立含む）に対し、自殺予防を目的とした出前講座を実施した。 主な内容としては、ストレスや不安の対処、困った時の相談行動の促しについて、心理学的見地や当事者の体験を通したものである。</p> <p>●開催校数 平成29年度は児童・生徒を対象とした開催はなく、対象保護者・教職員を対象に麻生区内の小・中学校で開催した。 自殺関連行動の理解と対応、思春期の理解と関わり方、寄り添い方、不安や悩みとの付き合い方、こころとからだを大切に健康教育等について講座を行った。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職場、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	28	取組名称	川崎市職員メンタルヘルス対策
取組目的	メンタルヘルス対策事業及び各種研修、療養支援の実施により、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●研修での取組内容とその件数</p> <p>○階層別研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長・係長級研修 管理監督者のメンタルヘルス研修（講義編） 114名 テーマ 職場におけるメンタルヘルス・本市におけるメンタルヘルス対策内容 講師には「事例」を多く取り入れ、また「パワハラ」の解説を入れ、職場マネジメントに活かせる内容とした。 課長・係長研修 管理監督者のメンタルヘルス研修（実践編） 93名（延べ人数） テーマ ①（日） 職場のメンタルヘルスとその対応、傾聴・応答訓練 ②（日） 事例検討、管理監督者の役割 内容 メンタルヘルス対策推進計画の実施の考え方である「4つのメンタルヘルスケア」の充実のために、「ラインによるケア」を確実に実施できる内容とした。 新規採用職員研修 「社会人としての健康管理」 238名 ・新任課長研修 「こころと身体の健康管理」 79名 ・新任係長研修 「こころと身体の健康管理」 180名 ・CSⅢ研修 「こころと身体の健康管理」 213名 ・第2回新規採用職員研修 「社会人としての健康管理」 25名 ・技能・業務職員研修 「40歳からのこころと身体の健康管理」 63名 ・CSⅡ研修（eラーニング） 「こころと身体の健康管理」 168名 <p>○セルフケア研修など「ストレスマネジメント」「リラクゼーション」「働く人のアルコール教室」 91名</p> <p>○各局区衛生委員会等のメンタルヘルス対策含む研修（講師：旧健康支援課職員） 「セルフケア、ラインによるケア、ストレスチェック」などの普及とパワハラ等の防止に対する取り組み 23回開催 818名</p> <p>●平成27年度の相談の傾向 相談件数は平成20年をピークに徐々に減少傾向にある。 要因として、これまで相談室で担ってきた復職相談支援をリワーク研修センターで行うようになったこと・精神科受診の敷居が低くなってきたこと・他の相談場が増えたことがあげられる。また、メンタルヘルス対策実施計画等に基づき、管理監督者への研修実施、対応の手引、セルフケアハンドブック等の作成配布より管理監督者の対応が早期に適切に行われるようになったことで一職員に対する連絡調整の頻度が少なくなっていること・1次予防～3次予防で職場が担う取組内容が周知されてきたこと等が一因と考える。 平成27年度新規相談室利用者の把握契機は本人が増え、職場と併せて8割に達していることや疾病内訳では、未受診と診断不明が64%ということからも、相談室の存在と役割が周知され早い段階での相談利用につながっていることが考えられる。</p> <p>●相談件数 相談者実数 229件、新規 113件、相談件数 2,028件</p> <p>○相談内容 主訴（症状 24件、対応の仕方 15件、人間関係 15件、職場復帰 15件、仕事内容・量 15件、家族・家庭 5件、異動に伴う不適応 5件、病氣・医療 1件、その他 14件）</p>		<p>●研修での取組内容と件数</p> <p>(1) メンタルヘルス関係研修</p> <p>① 階層別研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員研修 「社会人としての健康管理（4月6日）」 266名 ・新任係長研修 「こころと身体の健康管理（4月22日）」 185名 ・新任課長研修 「こころと身体の健康管理（4月27日）」 127名 ・新規採用職員研修 「社会人としての健康管理（10月6日）」 26名 ・技能・業務職員研修 「40歳からの心と身体の健康管理（10月21日）」 33名 ・中堅職員研修 「こころと身体の健康管理（11月7日）」 173名 ・係長（昇任前）研修 「こころと身体の健康管理（2月8日）」 189名 ・採用2年目eラーニング 「こころと身体の健康管理」 250名 <p>② 各局区衛生委員会等でのメンタルヘルス対策含む研修 33回開催 1,063名 セルフケアの一つとして労働安全衛生法の改正に伴い、今年度から全職員を対象としたストレスチェックの受検案内や結果の活用方法を内容に取り入れた。</p> <p>(2) 管理監督者メンタルヘルス研修（講義編） 対象者 局室区の課長・係長級職員 日程 平成28年5月25日（水）午前 参加者 114名 内容 講話 職場におけるメンタルヘルスの基礎知識とラインケア 講師 松本 桂樹（株式会社ジャパンEAPシステムズ） 講話 本市におけるメンタルヘルス対策推進計画について 講師 職員厚生課担当課長</p> <p>(3) 管理監督者メンタルヘルス研修（実践編） 対象者 局室区の課長・係長級職員 日程 課長級 平成28年10月28日（金）又は10月31日（月）の終日 係長級 平成28年10月6日（木）又は10月26日（水）の終日 参加者 課長級 20名、係長級 22名 内容 職場のメンタルヘルスとその対応、傾聴・応答訓練 講師 松本 桂樹氏（株式会社ジャパンEAPシステムズ）</p> <p>(4) 健康づくりセミナー「働く人のアルコール教室」 対象者 局室区での管理監督者及び安全衛生管理者、職員 日程 平成28年12月13日（火）午後 参加者 20名 内容 講話 なるべくからだに負担をかけないお酒との付き合い方 講師 瀧村 剛医師（独立行政法人久里浜医療センター）</p> <p>(5) セルフケア研修 対象者 職員 日程 平成28年12月8日（木）午後 参加者 24名 内容 講話・実習 リラクゼーション～からだをほぐして、心をほぐそう～ 講師 石井 千恵氏（藤沢病院）</p> <p>対象者 職員 日程 平成28年12月12日（月）午後 参加者 30名 内容 講話・実習 ストレスコントロールとコミュニケーション 講師 松本 桂樹氏（株式会社ジャパンEAPシステムズ）</p> <p>●平成28年度の相談の傾向 平成28年度は相談件数が増加しているが、これは組織改編でリワーク研修センターと職員保健相談室が一緒になったため、一般の精神保健相談と、リワークで行われていた復職支援相談が合算されており、平成27年度までの相談件数との単純な比較はできない。 相談の把握契機は保健相談員が増加しており、健康診断のフォロー面談等から精神保健相談へつなぐ等、連携が行われていると考えられる。 長期療養者のうち「精神および行動の障害」は、新規ケース、特に新規採用職員が長期療養に入るケースが増加した。</p> <p>●相談の件数、 相談者実数 342件、新規 153件、相談件数 5,581件</p>	
平成29年度		<p>●研修での取組内容と件数</p> <p>(1) メンタルヘルス関係研修</p> <p>① 階層別研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員研修 「社会人としての健康管理（4月7日）」 288名 ・新任課長研修 「こころと身体の健康管理（4月28日）」 118名 ・新規採用職員研修 「社会人としての健康管理（10月6日）」 38名 ・技能・業務職員研修 「40歳からの心と身体の健康管理（11月7日）」 32名 ・中堅職員研修 「こころと身体の健康管理（8月1日）」 218名 ・係長（昇任前）研修 「こころと身体の健康管理（2月8日）」 229名 ・採用2年目eラーニング 「こころと身体の健康管理」 275名 <p>② 各局区衛生委員会等でのメンタルヘルス対策含む研修 31回開催 866名</p> <p>(2) 管理監督者メンタルヘルス研修（講義編） 日程 平成29年5月31日（水） 参加者 129名 内容 講話 職場におけるメンタルヘルスの基礎知識とラインケア</p> <p>(3) 管理監督者メンタルヘルス研修（実践編） 日程 課長級 平成29年10月10日（火）・10月17日（火） 係長級 平成29年10月3日（火）・10月5日（木） 参加者 課長級 18名、係長級 19名 内容 職場のメンタルヘルスとその対応、傾聴・応答訓練</p> <p>(4) 健康づくりセミナー「働く人のアルコール教室」 日程 平成29年12月12日（火） 参加者 20名 内容 講話 お酒が減らせる健康教室</p> <p>(5) セルフケア研修 日程 平成29年12月14日（木）・12月19日（火） 参加者 17名・16名 内容 講話・実習 リラクゼーション～からだをほぐして、心をほぐそう～</p> <p>●ストレスチェックの実施 ○セルフケアの一つとして労働安全衛生法の改正に伴い、全職員を対象としたストレスチェックの受検案内や結果の活用方法を内容に取り入れた。 回収率 90.2%</p> <p>○職場環境改善への取り組み 全職場へは結果報告会、集団分析活用研修を実施。 20職場へ介入（内7職場は委託業者による職場環境改善の実施）</p> <p>●平成29年度の相談の傾向 平成29年度は、昨年度に比べ相談実数、新規件数、相談件数ともに増加している。相談の把握契機は、職場関係者、異動者面談、高ストレス面接から増加しており、ストレスチェックや異動者面談の実施により、早期に精神保健相談につながることができている。長期療養者のうち「精神および行動の障害」の新規ケースは、業務内容や量がきっかけで長期療養に入るケースが多く、横ばいで推移している。</p> <p>●相談の件数 相談者実数 412件、新規 186件、相談件数 6,699件</p>	
所管課	総務企画局職員厚生課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	29	取組名称	かわさき健康づくり21関連事業（再掲）
取組目的	積極的に休養し、ストレスを上手に解消することを目標に掲げ、十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等について推進し、休養・こころの健康について普及啓発する。また、働き世代へのこころの健康についても普及啓発する。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話を各区役所保健福祉センターが実施。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体健康保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>●実施回数</p> <p>○年代を特定しない衛生教育 592回 （テーマ：がん、健康増進、栄養、歯科等）</p> <p>○主に40～64歳を対象とした健康づくり事業 99回 （テーマ：栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等）</p>	<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話を各区役所保健福祉センターが実施。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体健康保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>3月の自殺対策強化月間に合わせて、かわさきFMで「こころの健康」をテーマにラジオ放送を実施するなど普及啓発の取組を実施した。</p> <p>●実施回数</p> <p>○年代を特定しない衛生教育 492回 （テーマ：がん、健康増進、栄養、歯科等）</p> <p>○主に40～64歳を対象とした健康づくり事業 209回 （テーマ：栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等）</p>	<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話を各区役所保健福祉センターが実施した。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体健康保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>3月の自殺対策強化月間に合わせて、かわさきFMで「こころの健康」をテーマにラジオ放送を実施するなど普及啓発の取組を実施した。</p> <p>●実施回数</p> <p>○年代を特定しない衛生教育 812回 17,690名 （テーマ：がん、健康増進、栄養、歯科等）</p> <p>○主に40～64歳を対象とした健康づくり事業 833回 1,338名 （テーマ：栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等）</p> <p>○学齢期向けに行う思春期教育 25回 3,804名</p> <p>●その他</p> <p>職域では、健康づくりの推進について覚書を交わしている、協会けんぽ神奈川支部と連携し、市内事業所の保健担当者向けにこころの健康についての講話を実施し、76名の参加があった。</p>	
所管課	健康福祉局健康増進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	30	取組名称	地域・職域連携推進事業
取組目的	職域、産業保健分野における支援と、地域保健における支援が連携して有機的になされることにより自殺予防をはかる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>平成27年7月27日開催の「神奈川メンタルヘルズ会議」（神奈川労働局主催）に出席し、情報共有を行った。</p>	<p>●事業概要</p> <p>職域との連携を目的に初めての取組として商工会議所とのセミナーを開催した。また、平成28年9月に神奈川労働局主催の「神奈川メンタルヘルズ対策連絡推進会議」へ出席し、医師会等の医療団体、労災病院、産業保健、障害者就労関係等の構成機関と各機関や団体のメンタルヘルズに関する取組、相談の動向などの情報共有を行い、課題の検討や連携について協議を行った。</p> <p>●川崎商工会議所との共催による「職場の安心・安全セミナー」</p> <p>○日時 平成29年2月27日（月）午後</p> <p>○内容 ・ストレスチェックの実際 あなたならどうする ・健康で働きがいのある職場づくりのために一過労死等防止対策推進法を目指すもの</p> <p>○参加者数 25人</p>	<p>●事業概要</p> <p>職域との連携を目的に平成28年度に商工会議所とのセミナーを初めての取組として開催し、平成29年度も内容を一部変更し開催した。</p> <p>また、平成29年9月に神奈川労働局主催の「神奈川メンタルヘルズ対策連絡推進会議」へ出席し、医師会等の医療団体、労災病院、産業保健、障害者就労関係等の構成機関と各機関や団体のメンタルヘルズに関する取組、相談の動向などの情報共有を図った。</p> <p>全国労働衛生週間川崎地区大会でのメンタルヘルズ普及のワンポイント講話や、全国健康保険協会神奈川支部・保健委員研修におけるメンタルヘルズ対策の講演など、関係機関・部署との連携により壮年期の対象へ働きかける機会を得ている。</p> <p>●川崎商工会議所との共催による「職場の安心・安全セミナー」</p> <p>○日時 平成29年11月13日（月） 14:00～17:00</p> <p>○場所 川崎商工会議所会議室</p> <p>○内容 ・うつと対人関係 ・みんなで作る働きやすい職場環境</p> <p>○参加人数 53人</p> <p>内訳 一般企業の社員・従業員 22人 地域保健や産業保健関係職員 15人 行政職員 10人 その他 6人</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備																																
取組番号	31	取組名称	がん患者やその家族への支援の取組																																
取組目的	支援情報や交流の場を提供することにより、がん患者やその家族が抱えている不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。																																		
取組実績																																			
平成27年度		平成28年度																																	
<p>●がんサロンの開催</p> <p>がん患者さんとそのご家族が、診察室以外の場所で、日常の悩みや不安、相談など自由に話れる場所の「がんサロン」を月に2回開催している。(毎月第2木曜日14時、第4木曜日18時から各1時間半)</p> <p>このサロンでは、複数のがん患者さんやそのご家族などが集まり、ご自身の体験談や悩みを話し合うことで、「同じ事でみんな悩んでいるんだ。」「自分はひとりじゃない。」と安心感を持てるようにしている。また、がん患者さんが、直接医師やがん専門看護師等にゆっくり時間をかけて悩みの相談などをする中で、ご自身が療養のヒントを得ることができるようにしている。</p> <p>●平成27年度がんサロン参加者人数(延べ数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者</th> <th>患者</th> <th>家族</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数(延べ数)</td> <td>54人</td> <td>10人</td> <td>64人</td> </tr> </tbody> </table> <p>●がん相談</p> <p>地域がん診療連携拠点病院である井田病院では、いつもがん専門相談員や医療ソーシャルワーカーが、がんに関する情報提供、治療に関する疑問、生活や経済面に対する不安等の相談を面接や電話で受け付けている。また、がん看護専門看護師が、毎週月・火曜日の14時30分～16時に直接相談を受け付けている。</p> <p>●平成27年度 院外からのがん相談件数(延べ数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者</th> <th>患者</th> <th>家族</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数(延べ数)</td> <td>48人</td> <td>251人</td> <td>299人</td> </tr> </tbody> </table>		参加者	患者	家族	合計	人数(延べ数)	54人	10人	64人	参加者	患者	家族	合計	人数(延べ数)	48人	251人	299人	<p>●がんサロンの開催</p> <p>がん患者さんとそのご家族が、診察室以外の場所で、日常の悩みや不安、相談など自由に話れる場所の「がんサロン」を月に2回開催している。(毎月第2木曜日14時、第4木曜日18時から各1時間半)</p> <p>このサロンでは、医師、看護師、ボランティアと複数のがん患者さんやそのご家族などが集まり、ご自身の体験談や悩みを話し合うことで、「みんなと話すことで気持ちが楽になった。」「診療中に医師に聞けなかったことが、解決してよかった。」などと安心感を持てるようにしている。また、がん患者さんが、直接医師やがん専門看護師等にゆっくり時間をかけて悩みの相談などをする中で、ご自身が療養のヒントを得ることができるようにしている。</p> <p>●平成28年度がんサロン参加者人数(延べ数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者</th> <th>患者</th> <th>家族</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数(延べ数)</td> <td>89人</td> <td>9人</td> <td>98人</td> </tr> </tbody> </table> <p>●がん相談</p> <p>地域がん診療連携拠点病院である井田病院では、いつも認定がん専門相談員や医療ソーシャルワーカー兼緩和ケアコーディネーターが、がんに関する情報提供、治療に関する疑問、生活や経済面に対する不安等の相談を面接や電話で受け付けている。また、がん看護専門看護師が、毎週月・火曜日の14時30分～16時に直接相談を受け付けている。</p> <p>●平成28年度 院外からのがん相談件数(延べ数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者</th> <th>患者</th> <th>家族</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数(延べ数)</td> <td>20人</td> <td>208人</td> <td>228人</td> </tr> </tbody> </table>		参加者	患者	家族	合計	人数(延べ数)	89人	9人	98人	参加者	患者	家族	合計	人数(延べ数)	20人	208人	228人
参加者	患者	家族	合計																																
人数(延べ数)	54人	10人	64人																																
参加者	患者	家族	合計																																
人数(延べ数)	48人	251人	299人																																
参加者	患者	家族	合計																																
人数(延べ数)	89人	9人	98人																																
参加者	患者	家族	合計																																
人数(延べ数)	20人	208人	228人																																
<p>●がんサロンの開催</p> <p>がん患者とその家族が、診察室以外の場所で、日常の悩みや不安、相談など自由に話れる場所として「がんサロン」を月に2回開催している。(毎月第2木曜日14時から15時半、第4木曜日18時から各1時間半)</p> <p>このサロンでは、医師、看護師、がん相談員、ボランティアと複数のがん患者やその家族が集まり、ご自身の体験談や悩みを語り合うことで、「みんなと話をすることで気持ちが楽になった」「診療中に医師に聞けなかったことが解決して良かった」など安心感につながったり、直接医師や看護師にゆっくり時間をかけて相談することで、療養のヒントを得たり、不安の軽減につながっている。</p> <p>●平成29年度がんサロン参加者人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者</th> <th>患者</th> <th>家族</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数(延べ数)</td> <td>137人</td> <td>14人</td> <td>151人</td> </tr> </tbody> </table> <p>●がん相談の実施</p> <p>川崎市立井田病院では、地域がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターとして、認定がん専門相談員、緩和ケアコーディネーター、看護師、医療ソーシャルワーカーが、がんに関する情報提供、治療に関する疑問、生活や経済面に対する不安等の相談に対応している。</p> <p>●平成29年度がん相談件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者</th> <th>電話</th> <th>面接</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(延べ数)</td> <td>1,626件</td> <td>91件</td> <td>1,717件</td> </tr> </tbody> </table>		参加者	患者	家族	合計	人数(延べ数)	137人	14人	151人	参加者	電話	面接	合計	相談件数(延べ数)	1,626件	91件	1,717件																		
参加者	患者	家族	合計																																
人数(延べ数)	137人	14人	151人																																
参加者	電話	面接	合計																																
相談件数(延べ数)	1,626件	91件	1,717件																																
所管課	病院局井田病院																																		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	32	取組名称	アルコール関連問題への対策
取組目的	自殺リスクを高める可能性のある飲酒についての正しい認識や、アルコール依存症に関する支援を行う。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●アルコールに関する啓発物、リーフレットの配布</p> <p>アルコール依存症の早期発見につながるよう、アルコール依存症や健康飲酒についての基礎知識を掲載したリーフレットや、相談窓口を案内する相談カードを作成、配布した。</p> <p>●アルコール関連問題についての相談支援</p> <p>各区役所の健康相談や精神保健福祉相談において、アルコール関連問題について相談支援を行っている。精神保健福祉センターにおいては、各区役所の従事者等からの相談に対応、また直接の相談支援や集団認知行動療法として「だるま〜ぶ(SMAR Pの川崎市改編版)」を行っている。</p>		<p>●アルコールに関する啓発物、リーフレットの配布</p> <p>アルコール依存症の早期発見につながるよう、アルコール依存症や健康飲酒についての基礎知識を掲載したリーフレットや、相談窓口を案内する相談カードをアクションフォーラム等で配布した。</p> <p>●アルコール関連問題についての相談支援(個別およびグループ)</p> <p>各区役所の健康相談や精神保健福祉相談において、アルコール関連問題について相談支援を行った。また、精神保健福祉センターにおいても相談支援を行っており、アルコール関連問題の背景が複雑な場合を中心に、各区役所の従事者等からの相談にも対応、状況に応じて連携して支援を行った。</p> <p>また、認知行動療法的プログラム「だるま〜ぶ(SMAR Pの川崎市版)」を実施した。</p> <p>●精神保健福祉センターにおけるアルコール関連相談件数</p> <p>136件(実人員112件) 内訳 電話相談 116件 面接相談 20件</p> <p>●アルコール問題に悩む家族のためのセミナーの開催</p> <p>年間2コース(前期・後期 各6日間)開催 参加人数 延べ128人</p> <p>●認知行動療法的プログラム「だるま〜ぶ」</p> <p>川崎マックからの協力を得て、10回1コースとして2コース開催 参加人数 延べ126人</p>	
<p>●アルコールに関する啓発物、リーフレットの配布</p> <p>アルコール依存症の早期発見につながるよう、アルコール依存症や健康飲酒についての基礎知識を掲載したリーフレットや、相談窓口を案内する相談カードをアクションフォーラム等で配布した。</p> <p>●アルコール関連問題についての相談支援(個別およびグループ)</p> <p>各区役所の健康相談や精神保健福祉相談において、アルコール関連問題について相談支援を行った。また、精神保健福祉センターにおいても相談支援を行っており、アルコール関連問題の背景が複雑な場合を中心に、各区役所の従事者等からの相談にも対応、状況に応じて連携して支援を行った。</p> <p>また、認知行動療法的プログラム「だるま〜ぶ(SMAR Pの川崎市版)」を実施した。</p> <p>●精神保健福祉センターにおけるアルコール関連相談件数</p> <p>128件(実人員107件) 内訳 電話相談 121件 面接相談 7件</p> <p>●アルコール問題に悩む家族のためのセミナーの開催</p> <p>年間2コース(前期・後期 各6回)開催 参加人数 延べ83人</p> <p>●認知行動療法的プログラム「だるま〜ぶ」</p> <p>川崎マックからの協力を得て、10回1コースとして2コース開催 参加人数 延べ126人</p>			
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	33	取組名称	こころの電話相談
取組目的	こころの健康や病気の悩みについて、1人で抱えず相談できる体制を整え、自殺予防をはかる。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度
<p>●事業概要</p> <p>市民を対象に匿名電話相談として、こころの健康や病気の悩みについて、一人で抱えることを防ぎ、その悩みの解決に向けた「こころの電話相談事業」を行っている。</p> <p>平成14年設置開始においては、9:00～16:00の開設であったが、平成26年度より夜間へ時間を拡大した。</p> <p>開設時間の拡大から2年目である平成27年度は、拡大初年度よりもさらに相談件数が増加しており、周知が進んでいるものと思われる。</p> <p>当相談を知った経路としては、インターネットの割合が高く、前年度からもやや増加している。</p> <p>●開設時間及び相談数</p> <p>開設時間 土日、祝日、年末年始を除く月～金曜日 9:00～21:00</p> <p>相談件数 延べ5,015件</p>	<p>●事業概要</p> <p>市民を対象に匿名電話相談として、こころの健康や病気の悩みについて、一人で抱え込むことを防ぎ、その悩みの解決に向けた対処方法の一つとして「こころの電話相談事業」を行っている。</p> <p>平成14年設置開始においては、開設時間は9:00～16:00であったが、平成26年度より夜間へ時間を拡大した。</p> <p>相談内容は、精神科治療中の方が最も多いが、こころの健康に関する相談も全体の約1割を占め、また全体の中で自殺関連の相談が153件あった。</p> <p>相談者別では、本人からの相談が約95%を占めている。</p> <p>当相談を知った経路としては、インターネットの割合が高く、前年度からもやや増加している。</p> <p>●開設時間及び相談数</p> <p>開設時間 土日、祝日、年末年始を除く月～金曜日 9:00～21:00</p> <p>相談件数 延べ4,649件</p>	<p>●事業概要</p> <p>市民を対象に匿名電話相談として、こころの健康や病気の悩みについて、一人で抱え込むことを防ぎ、その悩みの解決に向けた対処方法の一つとして「こころの電話相談事業」を行っている。</p> <p>平成14年設置開始においては、開設時間は9:00～16:00であったが、平成26年度より夜間へ時間を拡大した。</p> <p>相談内容は、対人関係や心理的な事、精神的な病気や障害に関する事、福祉や制度に関する事など、こころの健康から病気の事まで多岐に渡る相談に対応している。また全体の中で自殺関連の相談は192件あった。</p> <p>相談者別では、本人からの相談が約95%を占めている。</p> <p>当相談を知った経路としては、インターネットの割合が高く、増加傾向にある。</p> <p>●開設時間及び相談数</p> <p>開設時間 土日、祝日、年末年始を除く月～金曜日 9:00～21:00</p> <p>相談件数 延べ4,609件</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	34	取組名称	社会的ひきこもり相談
取組目的	社会的ひきこもりの状態にあることで、生じる孤立や精神保健上の課題を支援することにより、本人と家族の孤立を防ぎ困難の解消をはかる。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度
<p>●事業概要</p> <p>社会的ひきこもりの状態にある人その家族へ、電話、面接、訪問、グループ活動、家族懇談会を通し、それぞれが抱える精神保健的課題について支援を行った。</p> <p>●相談者数等</p> <p>継続相談者実数182人（新規実数45人） 延べ支援回数1,485回</p> <p>他、単発の電話相談、情報提供のみ123人 本人グループ開催回数93回、参加実人数25人、延べ261人 家族懇談会4回、参加実家族数47世帯、延べ51世帯</p>	<p>●事業概要</p> <p>社会的ひきこもりの状態にある人およびその家族へ、電話、面接、訪問、グループ活動、家族懇談会を通し、それぞれが抱える精神保健的課題について支援を行った。</p> <p>●相談者数等</p> <p>新規相談件数215件（うち継続相談件数45件） 延べ支援回数1,460回 前年度継続件数116件 本人グループ開催回数94回、参加実人数23人、延べ320人 家族懇談会5回、参加者実家族数26世帯、延べ54人</p>	<p>●事業概要</p> <p>社会的ひきこもり当事者およびその家族へ電話、面接、訪問、グループ活動、同行支援、家族教室等を実施し、精神保健的課題について支援を行った。</p> <p>●相談者数等</p> <p>新規相談件数163件（うち継続相談件数44件） 延べ支援回数912回 前年度継続件数72件 当事者グループ活動開催回数68回、参加実人数20人、延べ229人 家族グループ3回、参加実家族数12世帯、延べ27人 ※家族グループは家族教室・家族懇談会</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	35	取組名称	うつ病家族セミナー
取組目的	うつ病治療中の人に身近に接している家族がうつ病やその回復について理解を深め、また疑問や不安を解消をはかり家族を支援する。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●開催概要</p> <p>うつ病治療中の人の家族を対象として、うつ病の基礎知識や療養中の対応方法について学ぶ。質問や意見交換の時間も設け、個別の状況に応じた対応方法について参加者自身が考えたり、他の家族から学ぶ場となっている。</p> <p>●開催回数</p> <p>全5回シリーズを3回、単発開催を2回実施 延べ参加者数122人</p>		<p>●開催概要</p> <p>うつ病治療中の方の家族を対象として、うつ病の基礎知識や療養中の対応方法について学ぶセミナーを開催した。質問や意見交換の時間も設け、個別の状況に応じた対応方法について参加者自身が考えたり、他の家族から学ぶ場となった。</p> <p>●開催回数</p> <p>全5回を1コースとして2コース（前期・後期）開催 延べ参加人数49人 夜間の開催として2日間1コースでの開催 延べ参加人数20人</p>	
平成29年度		<p>●開催概要</p> <p>うつ病治療中の方の家族を対象として、うつ病の基礎知識や療養中の対応方法について学ぶセミナーを開催した。質問や意見交換の時間も設け、個別の状況に応じた対応方法について参加者自身が考えたり、他の家族から学ぶ場となった。</p> <p>●開催回数</p> <p>全5回を1コースとして2コース（前期・後期）開催 延べ参加人数78人</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備																								
取組番号	36	取組名称	介護予防関連事業																								
取組目的	介護予防活動の育成・支援により、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。																										
取組実績																											
平成27年度		平成28年度																									
<p>●「暮らしの元気度チェック」の配布件数及び回収数、</p> <p>配布件数 49,418件 回収件数 24,439件</p> <p>●二次予防事業実施回数及び参加者数</p> <p>実施回数 503回 参加者数 563人</p> <p>●一次予防事業実施回数及び延べ参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施回数</th> <th>延べ参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及啓発事業</td> <td>2,772回</td> <td>31,044人</td> </tr> <tr> <td>指導・育成事業</td> <td>94回</td> <td>1,936人</td> </tr> <tr> <td>グループ支援事業</td> <td>3,116回</td> <td>51,654人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、上記「暮らしの元気度チェック」、一斉発送、「二次予防事業」、「一次予防事業」については、平成27年度末をもって廃止となった。</p>		事業名	実施回数	延べ参加者数	普及啓発事業	2,772回	31,044人	指導・育成事業	94回	1,936人	グループ支援事業	3,116回	51,654人	<p>●取組の概要</p> <p>高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>介護予防は、「運動」「栄養」「口腔」といった身体機能の向上だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や地域の中でのいきがいつくり等の活動を通じて、見守りや支え合えるような地域づくりを目指す。</p> <p>●一般介護予防事業実施回数及び延べ参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施回数</th> <th>延べ参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防教室等実施事業</td> <td>303回</td> <td>8,367人</td> </tr> <tr> <td>地域介護予防活動支援事業（団体支援）</td> <td>822回</td> <td>15,591人</td> </tr> <tr> <td>地域介護予防活動支援事業（その他）</td> <td>92回</td> <td>2,727人</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	実施回数	延べ参加者数	介護予防教室等実施事業	303回	8,367人	地域介護予防活動支援事業（団体支援）	822回	15,591人	地域介護予防活動支援事業（その他）	92回	2,727人
事業名	実施回数	延べ参加者数																									
普及啓発事業	2,772回	31,044人																									
指導・育成事業	94回	1,936人																									
グループ支援事業	3,116回	51,654人																									
事業名	実施回数	延べ参加者数																									
介護予防教室等実施事業	303回	8,367人																									
地域介護予防活動支援事業（団体支援）	822回	15,591人																									
地域介護予防活動支援事業（その他）	92回	2,727人																									
平成29年度		<p>●取組の概要</p> <p>高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>介護予防は、「運動」「栄養」「口腔」といった身体機能の向上だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や地域の中でのいきがいつくり等の活動を通じて、見守りや支え合えるような地域づくりを目指す。</p> <p>●各区が主体となる一般介護予防事業実施回数及び延べ参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施回数</th> <th>延べ参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防教室等実施事業</td> <td>251回</td> <td>7,571人</td> </tr> <tr> <td>地域介護予防活動支援事業（団体支援）</td> <td>799回</td> <td>16,088人</td> </tr> <tr> <td>地域介護予防活動支援事業（その他）</td> <td>86回</td> <td>1,768人</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	実施回数	延べ参加者数	介護予防教室等実施事業	251回	7,571人	地域介護予防活動支援事業（団体支援）	799回	16,088人	地域介護予防活動支援事業（その他）	86回	1,768人												
事業名	実施回数	延べ参加者数																									
介護予防教室等実施事業	251回	7,571人																									
地域介護予防活動支援事業（団体支援）	799回	16,088人																									
地域介護予防活動支援事業（その他）	86回	1,768人																									
所管課	健康福祉局保健所健康増進課																										

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	37	取組名称	いこい元気広場事業
取組目的	介護予防・健康づくりにより、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●市内48か所の老人いこいの家での開催回数、延べ参加者数 開催回数 2,347回 延べ参加者数 18,550人</p>	<p>●取組の概要 広く介護予防を普及啓発し、高齢者が要介護・要支援状態等となることを防ぐことを目的とする。 事業参加者が、外出や運動などの習慣を身につけるとともに、仲間づくりや地域で行われている様々な活動にも参加できるようになることを目指し、そのきっかけ作りとなるような通いの場として、事業を実施する。</p> <p>●対象者 虚弱高齢者、介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援1・2の認定を受けている者</p> <p>●市内48か所の老人いこいの家での開催回数、延べ参加者数 開催回数 2,333回 延べ参加者数 14,660人</p>	<p>●取組の概要 広く介護予防を普及啓発し、高齢者が要介護・要支援状態等となることを防ぐことを目的とする。 事業参加者が、外出や運動等の習慣を身につけるとともに、仲間づくりや地域で行われている様々な活動にも参加できるようになることを目指し、そのきっかけ作りとなるような通いの場として、事業を実施する。</p> <p>●対象者 虚弱高齢者、介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援1・2の認定を受けている者</p> <p>●市内48か所の老人いこいの家での開催回数、延べ参加者数 開催回数 2,317回 延べ参加者数 20,395人</p>	
所管課	健康福祉局健康増進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	38	取組名称	高齢者ふれあい型デイサービス事業
取組目的	介護予防・生きがいがづくりにより、地域住民の現在及び将来の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●介護予防・生きがいがづくりに向けた支援体制の整備状況 介護予防・生きがいがづくりの観点から、小学校の空き教室等を利用して、市内に5か所のふれあいデイサービスセンターを整備し、市内に居住する外出機会の確保、地域との交流等に支援を必要とする要介護高齢者で、要介護認定を受けていない方を対象に、デイサービスを提供した。</p> <p>●参加者数 平成27年度末時点における延べ利用者数は、25,240人だった。</p>	<p>●介護予防・生きがいがづくりに向けた支援体制の整備状況 介護予防・生きがいがづくりの観点から、小学校の空き教室等を利用して、市内に5か所のふれあいデイサービスセンターを整備し、市内に居住する外出機会の確保、地域との交流等に支援を必要とする要介護高齢者で、要介護認定を受けていない方を対象に、区役所とも協力してデイサービスを提供した。</p> <p>●参加者数 平成28年度末時点における延べ利用者数は、22,038人だった。</p>	<p>●介護予防・生きがいがづくりに向けた支援体制の整備状況 介護予防・生きがいがづくりの観点から、小学校の空き教室等を利用して、市内に5か所のふれあいデイサービスセンターを整備し、要介護高齢者で要介護認定を受けていない方を対象に、区役所と連携・協力を行いながらデイサービスを提供した。</p> <p>●参加者数 平成29年度末時点における延べ利用者数は、21,559人だった。</p> <p>※第6期介護保険制度改正において、要支援者に加えてより軽度な者も対象とする「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業という）」が創設されたことに伴い、「高齢者ふれあい型デイサービス事業」についても介護予防事業の見直しを行い、平成28年度から段階的に「総合事業」への移行を図り、平成29年度末をもって事業を廃止した。</p>	
所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	39	取組名称	スクールソーシャルワーカーの配置
取組目的	情報提供や地域のサポート資源を紹介することで、困難を抱えた家庭の保護者や子どもの不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備する。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●スクールソーシャルワーカー活動状況 区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、課題解決や環境改善のため教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒の支援をしている。</p> <p>●スクールソーシャルワーカーとして雇用了実人数 8名</p> <p>●スクールソーシャルワーカーの対象学校数及び対応学校数 対象学校数 178校 対応学校数 137校</p> <p>●支援の対象となった児童生徒数 592名</p> <p>●訪問活動の回数 延べ1,370回</p>		<p>●スクールソーシャルワーカー活動状況 区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、課題解決や環境改善のため教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒の支援をしている。</p> <p>●スクールソーシャルワーカーとして雇用了実人数 8名</p> <p>●スクールソーシャルワーカーの対象学校数及び対応学校数 対象学校数 178校 対応学校数 123校</p> <p>●支援の対象となった児童生徒数 357人</p>	
平成29年度		<p>●スクールソーシャルワーカー活動状況 区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、課題解決や環境改善のため教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒の支援をしている。</p> <p>●スクールソーシャルワーカーとして雇用了実人数 8名</p> <p>●スクールソーシャルワーカーの対象学校数及び対応学校数 対象学校数 177校 対応学校数 91校</p> <p>●支援の対象となった児童生徒数 213人</p>	
所管課	教育委員会事務局教育改革推進担当		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備												
取組番号	40	取組名称	スクールカウンセラーの配置												
取組目的	不登校やいじめの問題などにおける相談活動を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。														
取組実績															
平成27年度		平成28年度													
<p>●スクールカウンセラーの業務内容 市立中学校には全校配置、市立小学校は要請に応じて、高等学校へは週1回程度、学校巡回カウンセラーを派遣した。 ・児童生徒、保護者、教職員に対する相談 ・児童生徒に関するアセスメント（情報収集・見立て） ・教職員に対するコンサルテーション（専門的な指導・助言を含めた検討） ・心理に関する校内研修等の実施 等</p> <p>●相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数 18,920人 *内訳</p> <table border="1"> <tr><td>小学校</td><td>590人</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>17,168人</td></tr> <tr><td>高等学校</td><td>1,162人</td></tr> </table>		小学校	590人	中学校	17,168人	高等学校	1,162人	<p>●スクールカウンセラーの業務内容 市立中学校には全校配置、市立小学校、特別支援学校は要請に応じて、高等学校へは週1回程度、学校巡回カウンセラーを派遣した。 ・児童生徒、保護者、教職員に対する相談 ・児童生徒に関するアセスメント（情報収集・見立て） ・教職員に対するコンサルテーション（専門的な指導・助言を含めた検討） ・心理に関する校内研修等の実施 等</p> <p>●相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数 19,174人 *内訳</p> <table border="1"> <tr><td>小学校・特別支援学校</td><td>690人</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>17,256人</td></tr> <tr><td>高等学校</td><td>1,228人</td></tr> </table>		小学校・特別支援学校	690人	中学校	17,256人	高等学校	1,228人
小学校	590人														
中学校	17,168人														
高等学校	1,162人														
小学校・特別支援学校	690人														
中学校	17,256人														
高等学校	1,228人														
平成29年度		<p>●スクールカウンセラー等の業務内容 市立中学校にはスクールカウンセラーを全校に配置、市立小学校、特別支援学校は要請に応じて、高等学校へは週1回程度、学校巡回カウンセラーを派遣した。 ・児童生徒、保護者、教職員に対する相談 ・児童生徒に関するアセスメント（情報収集・見立て） ・教職員に対するコンサルテーション（専門的な指導・助言を含めた検討） ・心理に関する校内研修等の実施 等</p> <p>●相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数 22,290人 *内訳</p> <table border="1"> <tr><td>小学校・特別支援学校</td><td>753人</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>20,303人</td></tr> <tr><td>高等学校</td><td>1,234人</td></tr> </table>		小学校・特別支援学校	753人	中学校	20,303人	高等学校	1,234人						
小学校・特別支援学校	753人														
中学校	20,303人														
高等学校	1,234人														
所管課	教育委員会事務局総合教育センター														

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備																			
取組番号	41	取組名称	各区精神保健相談																			
取組目的	社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談や精神科嘱託医によるクリニックの実施により、市民の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。																					
平成27年度		平成28年度		平成29年度																		
<p>●事業概要</p> 各区保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。 <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,748人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>191人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>107人</td> </tr> </table>		一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,748人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	191人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	107人	<p>●事業概要</p> 各区役所保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。 <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,613人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>147人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>85人</td> </tr> </table>		一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,613人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	147人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	85人	<p>●事業概要</p> 各区役所保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。 <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,312人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>148人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>86人</td> </tr> </table>	一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,312人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	148人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	86人
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,748人																					
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	191人																					
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	107人																					
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,613人																					
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	147人																					
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	85人																					
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,312人																					
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	148人																					
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	86人																					
所管課	健康福祉局精神保健課																					

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	
取組番号	42	取組名称	学校こころの緊急支援事業	
取組目的	重大な事件・事故および災害後のメンタルヘルス対策、心的外傷後の回復支援を行うことにより、PTSDやうつ病等精神疾患の発症リスクを低減させ、また、発症時の早期対応を行うことで、心の健康を保持する。			
平成27年度		平成28年度		平成29年度
<p>●事業内容</p> 専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重なるため、平成27年度に事業を統合した。		<p>●事業内容</p> 専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重なるため、平成27年度に事業を統合した。		<p>●事業内容</p> 専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重なるため、平成27年度に事業を統合した。
所管課	教育委員会事務局健康教育課			

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組番号	43	取組名称	中小企業における産業保健活動への支援
取組目的	メンタルヘルス対策に企業単独では取り組みにくい中小企業に対する支援を行うことで、労働者のこころの健康保持をはかり、自殺を予防する。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●メンタルヘルスに関する研修 主な内容 職場のメンタルヘルス対策の取り組み方、予防、事例、傾聴法、復職支援、県内のメンタルヘルス事業場外資源ガイドブックの活用等について ※ストレスチェック制度について</p> <p>○研修会開催回数 7回(171人) ※31回(813人)ストレスチェック</p> <p>○メンタルヘルス促進員による小規模事業場へのメンタルヘルス対策実施支援(派遣) 派遣事業場数 175(川崎市内派遣数 38事業場)</p> <p>○地域産業保健センター(川崎北、川崎南)における相談 相談数 288回(2,504人) うち、メンタルヘルス関連相談数 4回 4人</p>		<p>●メンタルヘルスに関する研修 主な内容 職場のメンタルヘルス対策の取り組み方、予防、事例、傾聴法、復職支援、県内のメンタルヘルス事業場外資源ガイドブックの活用等について ※ストレスチェック制度について</p> <p>○研修会開催回数 13回(407人) ※18回(614人)ストレスチェック</p> <p>○メンタルヘルス促進員による小規模事業場へのメンタルヘルス対策実施支援(派遣) 派遣事業場数 154(川崎市内派遣数 31事業場)</p> <p>○地域産業保健センター(川崎北、川崎南)における相談 相談数 474回(4,213人) うち、メンタルヘルス関連相談数 19回 66人</p>	
平成29年度		<p>●神奈川産業保健総合支援センター事業概要 ・事業場がメンタルヘルス対策を取組む上で生じる様々な問題や悩みに、産業保健相談員(産業医、産業看護職、臨床心理士、社会保険労務士等)による相談対応 ・産業保健関係者を対象とした「メンタルヘルス研修会」の開催 ・中小規模事業場を対象としたメンタルヘルス教育(管理監督者に対してメンタルヘルス教育のデモンストレーション・若年層の自殺防止対策のためセルフケアを促進するための教育研修)及び心の健康づくり計画の策定、ストレスチェック制度の導入及び職場復帰支援プログラムの作成支援による事業場訪問支援</p> <p>○研修会開催回数 13回(445人) ※11回(398人)ストレスチェック</p> <p>○メンタルヘルス対策促進員による事業場訪問支援 事業場数 205(川崎市内は件数30事業所)</p> <p>●地域産業保健センター事業概要 (川崎南・川崎北)地域産業保健センターでは、小規模事業場を対象とした「①労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談」、「②健康診断の結果についての医師からの意見聴取」、「③長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」、「④個別訪問による産業保健指導の実施」による支援</p> <p>○地域産業保健センター(川崎南、川崎北)における相談 相談数 489回(5,006人) うち、メンタルヘルス関連相談数 11回 24人</p>	
所管課	神奈川産業保健総合支援センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	44	取組名称	子ども・子育て支援
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、保護者や子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施し、対応するための体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●子どもやその家族に対する相談体制の整備状況 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 また、各区役所保健福祉センター、各支所健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、保育士、こども教育相談員が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。</p> <p>●相談回数 平成27年度の児童相談所における相談件数は3,716件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は5,461件であった。 平成27年度の区役所、支所における相談件数は2,773件であった。</p>		<p>●取組内容 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 また、各区役所保健福祉センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、保育士、こども教育相談員が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 相談内容により、関係機関等と密に連携を図りながら対応している。</p> <p>●相談回数 平成28年度の児童相談所における相談件数は4,194件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は5,553件であった。 平成28年度区役所、支所における相談件数は4,688件であった。</p>	
平成29年度		<p>●取組内容 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 また、各区役所保健福祉センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、こども教育相談員等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 相談内容により、関係機関等と密に連携を図りながら対応している。</p> <p>●相談回数 平成29年度の児童相談所における相談件数は4,154件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は6,697件であった。 平成29年度区役所、支所における相談件数は5,489件であった。</p>	
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	45	取組名称	子ども専用・いじめ電話相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●電話相談の実施内容</p> <p>相談者は匿名でも相談できる。市立小・中学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。</p> <p>○一般電話相談</p> <p>○子ども専用電話相談</p> <p>○24時間子供SOS電話相談</p> <p>●電話相談数</p> <p>一般電話相談・子ども専用電話相談 628件</p> <p>24時間子供SOS電話相談 349件</p>		<p>●電話相談の実施内容</p> <p>相談者は匿名でも相談できる。市立小・中学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。</p> <p>○電話相談（教育一般）</p> <p>○子ども専用電話相談</p> <p>○24時間子供SOS電話相談</p> <p>●電話相談数</p> <p>電話相談（教育一般）・子ども専用電話相談 856件</p> <p>24時間子供SOS電話相談 276件</p>	
		<p>●電話相談の実施内容</p> <p>相談者は匿名でも相談できる。市立小・中学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。</p> <p>○電話相談（教育一般）</p> <p>○子ども専用電話相談</p> <p>○24時間子供SOS電話相談</p> <p>●電話相談数</p> <p>電話相談（教育一般）・子ども専用電話相談 611件</p> <p>24時間子供SOS電話相談 274件</p>	
所管課	教育委員会事務局総合教育センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	46	取組名称	インターネット問題相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、ネット、携帯電話等に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●電話・メール相談の実施状況</p> <p>1日を2人で分担して業務に従事することで、相談受付時間を長く設定している。相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介するなど、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。相談者については、児童生徒本人からの相談は少なく、学校や保護者からの相談が多い。</p> <p>●トラブル防止のための取組状況</p> <p>学校裏サイト、掲示板等を常時ネットパトロールとして監視している。トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、相談者に解決の手立て等を伝えるとともに、家庭内で情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあたっている。昨今はLINEでのトラブルが多いが、閉鎖的な環境のため監視できない状況にある。その背景から、リーフレット及び相談カードを小学校4年生から高校3年生までの全児童・生徒及び学校教職員に配布することで、未然防止に力を入れた啓発をしている。</p> <p>●電話・メール相談数</p> <p>電話及びメールでの相談件数 77件</p>		<p>●電話・メール相談の実施状況</p> <p>1日を2人で分担して業務に従事することで、相談受付時間を長く設定している。相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介するなど、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。相談者については、児童生徒本人からの相談は少なく、学校や保護者からの相談が多い。</p> <p>●トラブル防止のための取組状況</p> <p>学校裏サイト、掲示板等を常時ネットパトロールとして監視している。トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、相談者に解決の手立て等を伝えるとともに、家庭内で、情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあたっている。昨今は、LINEのトラブルが多いが、閉鎖的な環境のため監視できない状況にある。また、Twitterでのトラブルが多く発生してきているのが特徴であり、そのような背景から、未然防止、啓発を目的とするリーフレットの発行を行っている。平成27年度までは、小学校4年生からの配付であったが、平成28年度から配布対象者を小学校1年生から引き下げ、高校3年生まで全員と、当該学校の全職員にも配付を行っている。また、情報・視聴覚センターとの連携において、情報モラルの出前研修も数多く行うようになってきた。</p> <p>●電話・メール相談数</p> <p>電話及びメールでの相談件数 83件</p>	
		<p>●電話・メール相談の実施状況</p> <p>1日を2人で分担して業務に従事することで、相談受付時間を長く設定している。相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介するなど、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。相談者については、児童生徒本人からの相談は少なく、学校や保護者からの相談が多い。</p> <p>●トラブル防止のための取組状況</p> <p>学校裏サイト、掲示板等を常時ネットパトロールとして監視している。トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、相談者に解決の手立て等を伝えるとともに、家庭内で、情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあたっている。昨今、Twitter等SNSでのトラブルが多く発生してきており、そのような背景から、小学校1年生から高等学校3年生までの保護者向けに、未然防止、啓発を目的とするリーフレットの発行を行っている。教職員への情報モラル教育の推進として、当該学校の教職員にもリーフレットを配布し、情報・視聴覚センター指導主事による、情報モラルのリクエスト（出前）研修も数多く行っている。</p> <p>●相談数</p> <p>ネットにかかわる電話及びメールでの相談件数 40件</p>	
所管課	教育委員会事務局総合教育センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	47	取組名称	児童・青少年電話相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、青少年の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●電話相談の実施体制の整備状況 おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を実施している。</p> <p>●電話相談数 平成27年度の相談件数は、679件であった。</p>	<p>●取組内容 おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を実施している。 開設時間は平日9時～20時</p> <p>●電話相談数 平成28年度の相談件数は、795件であった。</p>	<p>●取組内容 おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を実施している。 開設時間は平日9時～20時</p> <p>●電話相談数 平成29年度の相談件数は、233件であった。</p>	
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	48	取組名称	コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難を解消するよう、社会参加や職業的自立を目指す若者を支援する体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●制度の仕組 「コネクションズかわさき」は、15歳～39歳で就労しておらず、家事も通学もしていない若年無業者等に対して、1人ひとりの状況に応じた就業支援メニューの提供や適切な支援機関への誘導など、若年無業者等の職業的自立に向けて、個別・継続的な支援を行う「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、本市独自事業として若年無業者等の職業的自立に必要な心理カウンセリング、職業人セミナー・職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。</p> <p>●支援メニューごとの実施回数 利用者数 3,600人 登録者数 449人 ○心理カウンセリング 96回 相談件数257件 ○職業人セミナー 10回 参加者数62人 ○職場体験 21回 参加者数80人 ○社会参加継続支援セミナー 2回 参加者数43人 ○保護者等を対象にしたセミナー 4回 参加者数72人</p> <p>●就労実績 就職者数 238人 (内訳：正社員51人、契約社員33人、派遣社員19人、パート・アルバイト134人、その他1人。※その他、職業訓練、進学等の進路決定者数は39人。)</p>	<p>●制度の仕組 「コネクションズかわさき」は、若年無業者等の職業的自立に向けて、国事業の「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、心理カウンセリング、職業人講話、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。</p> <p>●支援メニューごとの参加実績 登録者数 386人 ○心理カウンセリング 86回 ○職業人セミナー 25回 ○職場体験 85回 ○社会参加継続支援セミナー 2回 ○家族セミナー 4回</p> <p>●就労実績 進路決定者数 285人（内訳：就職269人、進学等16人）</p>	<p>●制度の仕組 「コネクションズかわさき」は、若年無業者等の職業的自立に向けて、国事業の「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。</p> <p>●支援メニューごとの参加実績 登録者 329人 ○心理カウンセリング 96回 ○職業人セミナー 22回 ○職場体験 86回 ○社会参加継続支援セミナー 2回 ○保護者向けセミナー 3回</p> <p>●就労実績 進路決定者数 172人（内訳：就職150人、進学等22人）</p>	
所管課	経済労働局労働雇用部		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	49	取組名称	市民相談の実施
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●相談内容</p> <p>○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり、日常生活での困り事などの相談に応じる。</p> <p>○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。</p> <p>(平成27年度特別相談：法律相談、相続・遺言・成年後見相談(司法書士/行政書士)、クレジット・サラ金、相続・遺言等相談、交通事故相談(専門相談員/弁護士)、労働相談、税務相談、宅地建物相談、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談、シルバー人材・いきいき相談、人権相談、行政相談)</p> <p>●市民相談の件数 市民生活・市政等相談件数 9,737件(全区合計件数) 特別相談件数 8,428件(全区合計件数)</p>		<p>●相談内容</p> <p>○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり、日常生活での困り事などの相談に応じる。</p> <p>○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。</p> <p>(平成28年度特別相談：弁護士相談、司法書士相談、司法書士相談(クレジット・サラ金相談含む予約制)、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、交通事故相談(専門相談員/弁護士)、労働相談、税務相談(税理士/税務相談員)、宅地建物相談、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談、シルバー人材・いきいき相談、人権相談、行政相談)</p> <p>●市民相談の件数 市民生活・市政等相談件数 6,345件(全区合計件数) 特別相談件数 7,618件(全区合計件数)</p>	
平成29年度		<p>●相談内容</p> <p>○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり、日常生活での困り事などの相談に応じる。</p> <p>○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。</p> <p>(平成29年度特別相談：弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、交通事故相談(専門相談員/弁護士)、労働相談、税務相談(税理士/税務相談員)、宅地建物相談、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談・難聴者相談、シルバー人材・いきいき相談、人権相談、行政相談)</p> <p>●市民相談の件数 市民生活・市政等相談件数 10,434件(全区合計件数) 特別相談件数 8,213件(全区合計件数)</p>	
所管課	市民文化局市民活動推進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	50	取組名称	人権オンズパーソンによる相談等の実施
取組目的	子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談及び救済の申立てへの適切な対応。 人権オンズパーソン制度や相談窓口を、幅広く周知するための広報・啓発。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●相談及び救済の申立てへの適切な対応</p> <p>新規の相談件数267件で、子どもの権利の侵害にかかわる相談が171件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が52件、その他の相談が44件で、救済の申立ては、平成27年度の受付件数は3件であった。相談及び救済の申立てに対し、それぞれ適切な対応を行った。</p> <p>●制度や相談窓口の広報・啓発</p> <p>人権オンズパーソン子ども教室は、小学校8校、中学校4校で実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通して全児童生徒に相談カードを配布した。また、男女共同参画センターと連携した高校生対象の人権学習の実施など、広報・啓発に努めた。</p>		<p>●取組内容</p> <p>子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図った。</p> <p>●相談及び救済の申立てへの適切な対応</p> <p>新規の相談件数は182件で、そのうち、子どもの権利侵害にかかわる相談が118件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が29件、その他の相談が35件だった。救済の申立ては6件であり、相談及び救済の申立てについて、それぞれ適切な対応を行った。</p> <p>●制度や相談窓口の広報・啓発</p> <p>人権オンズパーソン子ども教室を、小学校8校、中学校4校などで実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通して全児童・生徒に相談カードを配布した。また、男女共同参画センターと協働で高校生対象の人権学習を実施するなど、広報・啓発に努めた。</p>	
平成29年度		<p>●取組内容</p> <p>子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図った。</p> <p>●相談及び救済の申立てへの適切な対応</p> <p>新規の相談件数は202件で、そのうち、子どもの権利侵害にかかわる相談が110件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が32件、その他の相談が60件だった。救済の申立ては13件であり、相談及び救済の申立てについて、それぞれ適切な対応を行った。</p> <p>●制度や相談窓口の広報・啓発</p> <p>人権オンズパーソン子ども教室を、小学校8校、中学校4校などで実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通して全児童・生徒に相談カードを配布した。また、男女共同参画センターと協働で高校生対象の人権学習を実施するなど、広報・啓発に努めた。</p>	
所管課	市民オンズマン事務局人権オンズパーソン担当		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	51	取組名称	男女共同参画センターにおける総合相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●相談体制</p> <p>○ハロー・ウィメンズ110番（電話相談） 日曜 12:00～17:00 月～木曜 10:00～15:00 金曜 15:00～20:00</p> <p>○面接相談 ※要予約 第1・3木曜 10:00～12:00 第4金曜 16:00～20:00</p> <p>○法律相談 ※要予約 第1・3木曜 13:00～16:00 ※相談事業は祝日及び年末年始は休み。</p> <p>●男性相談の取組状況 平成27年10月21日から12月16日の期間で試行実施を行い、計13件（無言電話8件を除く）の相談があった。試行実施を踏まえ、平成28年4月27日から常設化した。</p> <p>●相談のカテゴリごとの件数 ハロー・ウィメンズ110番（電話相談） 4,057件 面接相談 57件 法律相談 69件</p>	<p>●制度の概要</p> <p>【女性のための総合相談】 ○ハローウィメンズ110番（電話相談）：こころ、からだ、性差別、家族、夫婦、子育て、女性に対する暴力、生き方、人間関係などの悩みの相談 ○面接相談：夫婦、子育て、家族、生き方などの悩みの相談 ○法律相談：女性弁護士による法律相談</p> <p>【男性のための電話相談】（平成28年4月27日から常設） 男性相談員による、男性が抱える生き方、働き方、人間関係（家族、夫婦、親子、職場）などの悩みの相談（秘密厳守・匿名）</p> <p>●相談体制</p> <p>【女性のための総合相談】 ○ハローウィメンズ110番（電話相談） 日曜 12:00～17:00 月～木曜 10:00～15:00 金曜 15:00～20:00</p> <p>○面接相談 ※要予約 第1・3木曜 10:00～12:00 第4金曜 16:00～20:00</p> <p>○法律相談 ※要予約 第1・3木曜 13:00～16:00</p> <p>【男性のための電話相談】 水曜 18:00～21:00 ※相談事業は祝日及び年末年始は休み</p> <p>●相談のカテゴリごとの件数</p> <p>【女性のための総合相談】 ハローウィメンズ110番（電話相談） 4,333件 面接相談 59件 法律相談 70件</p> <p>【男性のための電話相談】 相談件数 104件</p>	<p>●制度の概要</p> <p>【女性のための総合相談】 ○ハローウィメンズ110番（電話相談）：こころ、からだ、性差別、家族、夫婦、子育て、女性に対する暴力、生き方、人間関係などの悩みの相談 ○面接相談：夫婦、子育て、家族、生き方などの悩みの相談 ○法律相談：女性弁護士による法律相談 ○相談員 10名 （社会福祉士、産業カウンセラー、精神保健福祉士、心理士、その他経験者）</p> <p>【男性のための電話相談】（平成28年4月27日から常設） ○男性相談員による、男性が抱える生き方、働き方、人間関係（家族、夫婦、親子、職場）などの悩みの相談（秘密厳守・匿名） ○相談員 5名 （社会福祉士、産業カウンセラー、精神保健福祉士、心理士、キャリアコンサルタント、その他経験者）</p> <p>●相談体制</p> <p>【女性のための総合相談】 ○ハローウィメンズ110番（電話相談） 日曜 12:00～17:00 月～木曜 10:00～15:00 金曜 15:00～20:00</p> <p>○面接相談 ※要予約 第1・3木曜 10:00～12:00 第4金曜 16:00～20:00</p> <p>○法律相談 ※要予約 第1・3木曜 13:00～16:00</p> <p>【男性のための電話相談】 ○水曜 18:00～21:00 ※相談事業は祝日及び年末年始は休み</p> <p>●相談のカテゴリごとの件数</p> <p>【女性のための総合相談】 ハローウィメンズ110番（電話相談） 4,731件 面接相談 48件 法律相談 63件</p> <p>【男性のための電話相談】 相談件数 103件</p>	
所管課	市民文化局人権・男女共同参画室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実																																										
取組番号	52	取組名称	多重債務を含む消費生活相談																																										
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、多重債務等の様々な消費者トラブルの解消に向けて、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。																																												
取組実績																																													
平成27年度	平成28年度	平成29年度																																											
<p>●制度の仕組み</p> <p>商品やサービスなどに関する消費生活全般の苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の消費生活相談員が受け付け、公正な立場であつせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者事故や脆弱な自己管理等の理由により生活が困窮してしまったという様な内容のものも含まれる。</p> <p>●相談件数</p> <p>○多重債務に関する消費生活相談件数 92件 ○多重債務者特別相談会 1件 （多重債務者相談強化キャンペーン2015期間中）</p> <p>●処理結果件数内訳</p> <p>○多重債務に関する消費生活相談件数</p> <table border="1"> <tr><td>他機関紹介</td><td>0件</td></tr> <tr><td>助言（自主交渉）</td><td>54件</td></tr> <tr><td>その他情報提供</td><td>34件</td></tr> <tr><td>斡旋解決</td><td>3件</td></tr> <tr><td>斡旋不調</td><td>1件</td></tr> <tr><td>斡旋不能</td><td>0件</td></tr> <tr><td>処理不要</td><td>0件</td></tr> </table> <p>○多重債務者特別相談会 弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員が本人からのヒアリングを基に現状を分析し、問題の解決方法を助言するとともに法テラスの案内及び予約を行った。</p>	他機関紹介	0件	助言（自主交渉）	54件	その他情報提供	34件	斡旋解決	3件	斡旋不調	1件	斡旋不能	0件	処理不要	0件	<p>●制度の仕組み</p> <p>商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であつせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者事故や脆弱な自己管理等の理由により生活が困窮してしまったという様な内容のものも含まれる。</p> <p>●相談件数</p> <p>○多重債務に関する消費生活相談件数 84件 ○多重債務者特別相談会 0件 （多重債務者相談強化キャンペーン2016期間中）</p> <p>●処理結果件数内訳</p> <p>○多重債務に関する消費生活相談件数</p> <table border="1"> <tr><td>他機関紹介</td><td>1件</td></tr> <tr><td>助言（自主交渉）</td><td>45件</td></tr> <tr><td>その他情報提供</td><td>32件</td></tr> <tr><td>斡旋解決</td><td>5件</td></tr> <tr><td>斡旋不調</td><td>1件</td></tr> <tr><td>斡旋不能</td><td>0件</td></tr> <tr><td>処理不要</td><td>0件</td></tr> </table> <p>○多重債務者特別相談会 弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員が本人からのヒアリングを基に現状を分析し、問題の解決方法を助言するとともに法テラスの案内及び予約を行った。</p>	他機関紹介	1件	助言（自主交渉）	45件	その他情報提供	32件	斡旋解決	5件	斡旋不調	1件	斡旋不能	0件	処理不要	0件	<p>●制度の仕組み</p> <p>商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であつせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者事故や脆弱な自己管理等の理由により生活が困窮してしまったという様な内容のものも含まれている。</p> <p>●相談件数</p> <p>○多重債務に関する消費生活相談件数 99件 ○多重債務者特別相談会 0件 （多重債務者相談強化キャンペーン2017期間中）</p> <p>●処理結果件数内訳</p> <p>○多重債務に関する消費生活相談件数</p> <table border="1"> <tr><td>他機関紹介</td><td>0件</td></tr> <tr><td>助言（自主交渉）</td><td>47件</td></tr> <tr><td>その他情報提供</td><td>50件</td></tr> <tr><td>斡旋解決</td><td>2件</td></tr> <tr><td>斡旋不調</td><td>0件</td></tr> <tr><td>斡旋不能</td><td>0件</td></tr> <tr><td>処理不要</td><td>0件</td></tr> </table> <p>○多重債務者特別相談会 弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員が本人からのヒアリングを基に現状を分析し、問題の解決方法を助言するとともに法テラスの案内及び予約を行った。</p>	他機関紹介	0件	助言（自主交渉）	47件	その他情報提供	50件	斡旋解決	2件	斡旋不調	0件	斡旋不能	0件	処理不要	0件	
他機関紹介	0件																																												
助言（自主交渉）	54件																																												
その他情報提供	34件																																												
斡旋解決	3件																																												
斡旋不調	1件																																												
斡旋不能	0件																																												
処理不要	0件																																												
他機関紹介	1件																																												
助言（自主交渉）	45件																																												
その他情報提供	32件																																												
斡旋解決	5件																																												
斡旋不調	1件																																												
斡旋不能	0件																																												
処理不要	0件																																												
他機関紹介	0件																																												
助言（自主交渉）	47件																																												
その他情報提供	50件																																												
斡旋解決	2件																																												
斡旋不調	0件																																												
斡旋不能	0件																																												
処理不要	0件																																												
所管課	経済労働局消費者行政センター																																												

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	53	取組名称	キャリアサポートかわさき
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
平成27年度		平成28年度	
●制度の仕組 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、総合相談窓口を開設し、就職に関する相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、その他労働相談や生活・住居の相談、臨床心理士による心理カウンセリング等を実施している。	●制度の仕組 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施している。	●制度の仕組 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施している。	
●相談実施件数 全体の相談件数 延べ3,634件	●相談実施件数 全体の相談件数 延べ3,291件	●相談件数 全体の相談件数 延べ2,752件	
●心理カウンセリング実施件数 臨床心理カウンセリング実施件数 延べ66件	●心理カウンセリング実施件数 臨床心理カウンセリング実施件数 延べ71件	●心理カウンセリング 臨床心理カウンセリング実施件数 延べ74件	
所管課	経済労働局労働雇用部		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	54	取組名称	中小企業の融資相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、経営に関する悩みや困難が解消されるよう、相談や申請を受け付けるための体制を整備する。		
平成27年度		平成28年度	
●取組内容 経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付け、認定を行った。 また、中小企業の経営や融資等に関する相談に対し、市融資制度をはじめ関連する情報を提供し、事業者の課題解決に向けた支援を実施した。	●取組内容 経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付け、認定を行った。 また、中小企業の経営や融資等に関する相談に対し、市融資制度をはじめ関連する情報を提供し、事業者の課題解決に向けた支援を行った。	●取組内容 経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付けし認定を行った。 また、中小企業の経営や融資等に関する相談に対し、市融資制度をはじめ関連する情報を提供し、事業者の課題解決に向けた支援を行った。	
●相談件数 1,145件	●相談件数 883件	●相談件数 767件	
●認定件数 195件	●認定件数 157件	●認定件数 107件	
所管課	経済労働局金融課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	55	取組名称	生活困窮者への支援
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施することにより、その者の社会的経済的な自立に資する。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●相談体制</p> <p>川崎駅前にあるだいい JOB センターにおいて、失業を中心に、住まい、債務、メンタルについてなど生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住・家計支援員等相談支援員を含む15名を配置し、相談支援を行っている。また、センターでは神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会と連携し、専門相談も実施している。</p> <p>●関係機関との連携体制整備状況</p> <p>生活保護、国民健康保険等各区役所の関係窓口をはじめとした関係機関に対する定期的な広報物の発行やチラシの配架を行うことにより、だいい JOB センターの来所者の約50%がこれらの関係機関をおとして相談に訪れている。</p> <p>また関係機関と連携して相談者の支援を行うにあたっては、相談者の了解のもと事前の情報共有や、窓口への同行を行い、引継ぎを行うなど寄り添い型支援を実施し、緊密な連携を図っている。</p> <p>●相談支援者数</p> <p>新規相談者数 1,494人 (1日平均6人) 延べ相談件数 5,016件 (1日平均20件)</p>		<p>●相談体制</p> <p>川崎駅前にあるだいい JOB センターにおいて、失業を中心に、住まい、債務、メンタルについてなど生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住・家計支援員などの相談支援員を16名配置し、相談支援を行っている。また、センターでは神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会と連携し、専門相談も実施している。</p> <p>●関係機関との連携体制整備状況</p> <p>生活保護、国民健康保険等各区役所の窓口をはじめとした関係機関に対する定期的な広報物の発行やチラシの配架を行うことにより、だいい JOB センターの来所者の52%がこれらの関係機関をおとして相談に訪れている。</p> <p>また、関係機関と連携して相談者の支援を行うにあたっては、相談者の了解のもと事前の情報共有や、窓口への同行を行い、引継ぎを行うなど、寄り添い型支援を実施し、緊密な連携を図っている。</p> <p>●相談支援者数</p> <p>新規相談者数 1,409人 (1日平均6人) 延べ相談件数 4,468件 (1日平均18件)</p>	
平成29年度		<p>●相談体制</p> <p>中高年事業団やまて企業組合への委託により、川崎駅前にある川崎市生活自立・仕事相談センター(だいい JOB センター)において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前10時から午後6時まで相談窓口を開設し、失業を中心に、住まい、債務、メンタルについてなど生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住・家計支援員などの相談支援員を16名配置し、個々の状況に合わせた就労支援などを行っている。</p> <p>また、センターでは神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会と連携し、専門相談も実施している。</p> <p>なお、高津区役所及び麻生区役所において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで出張相談を実施している。</p> <p>●関係機関との連携体制整備状況</p> <p>生活保護、国民健康保険等各区役所の窓口をはじめとした関係機関に対する定期的な広報物の発行やチラシの配架を行うことにより、だいい JOB センターの来所者の56%がこれらの関係機関をおとして相談に訪れている。</p> <p>また、関係機関と連携して相談者の支援を行うにあたっては、相談者の了解のもと事前の情報共有や、窓口への同行を行い、引継ぎを行うなど、寄り添い型支援を実施し、緊密な連携を図っている。</p> <p>●相談支援者数</p> <p>新規相談者数 1,322人 (1日平均5人) 延べ相談件数 4,081人 (1日平均17件)</p>	
所管課	健康福祉局生活保護・自立支援室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	56	取組名称	生活保護制度による支援
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活保護対象者の悩みや困難が解消されるよう、支援を行うための体制を整備し、充実させる。		
取組実績			
平成27年度		平成28年度	
<p>●相談体制の整備状況</p> <p>市内9箇所の福祉事務所にて、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。</p> <p>●生活保護相談件数</p> <p>全市年間延べ 9,900件(見込み)</p> <p>●訪問回数</p> <p>全市年間延べ 80,500件(見込み)</p>		<p>●相談体制の整備状況</p> <p>市内9箇所の福祉事務所にて、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。</p> <p>●生活保護相談件数</p> <p>全市年間延べ 9,795件</p> <p>●訪問回数</p> <p>全市年間延べ 83,140件</p>	
平成29年度		<p>●相談体制の整備状況</p> <p>市内9箇所の福祉事務所にて、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。</p> <p>●生活保護相談件数</p> <p>全市年間延べ 9,429件</p> <p>●訪問回数</p> <p>全市年間延べ 84,607件</p>	
所管課	健康福祉局生活保護・自立支援室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	57	取組名称	ホームドア等の設置支援
取組目的	物理的・心理的障壁を設けることが自殺予防につながることから、ホームドア等の設置支援を行うための体制を整備し、充実させる。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度
<p>●設置補助制度の概要</p> <p>鉄道駅舎におけるホームドア等の整備に対して、その整備を促進させることにより、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>●補助件数</p> <p>1件（東急大井町線溝の口駅）</p>		<p>●設置補助制度の概要</p> <p>鉄道駅舎におけるホームドア等の整備に対して、その整備を促進させることにより、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>●補助件数</p> <p>0件 平成29年度設置に向けた協議調整（東急田園都市線溝の口駅）</p>	
所管課	まちづくり局交通政策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	58	取組名称	地域見守りネットワーク事業
取組目的	地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日頃から周囲を気かけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を築く。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度
<p>●支援体制の整備状況</p> <p>協力事業者と行政機関、関係機関等は見守りネットワークの構築に取り組み、相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり、何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して、適切な支援や対応を行っている。</p> <p>●民間事業者等協定数</p> <p>平成27年度において、新たに協力事業者となった数は、訪問型7社、店舗型1社であり、合計で訪問型39社、店舗型8社となっている。</p>		<p>●支援体制の整備状況</p> <p>協力事業者と行政機関、関係機関等は見守りネットワークの構築に取り組み、相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり、何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して、適切な支援や対応を行っている。</p> <p>●民間事業者等協定数</p> <p>平成28年度において、新たに協力事業者となった数は、訪問型6社、店舗型3社であり、合計で訪問型45社、店舗型11社となっている。</p> <p>●通報件数（件数は暦年）</p> <p>27件</p>	
<p>●支援体制の整備状況</p> <p>協力事業者と行政機関、関係機関等は見守りネットワークの構築に取り組み、相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり、何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して、適切な支援や対応を行っている。</p> <p>●民間事業者等協定数</p> <p>平成29年度において、新たに協力事業者となった数は、訪問型6社、店舗型3社（再掲含む）であり、合計で訪問型51社、店舗型14社となっている。</p> <p>●通報件数（件数は暦年）</p> <p>40件</p>			
所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域包括ケア推進室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	59	取組名称	介護者への支援
取組目的	家族の介護による負担を軽減し、困難を家族のみで抱える孤立を防ぎ、介護疲れ等による自殺予防を目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●認知症家族介護教室 各区役所保健福祉センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催している。認知症や介護方法、支援制度等の理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会としている。</p> <p>●開催回数及び参加人数 開催回数 93回 参加人数(延) 666人</p> <p>●地域包括支援センターにおける支援 家族からの相談に対応。また、状況に応じて、各センターにおいても介護教室などを開催している。</p>	<p>●認知症家族介護教室 各区役所保健福祉センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催している。認知症や介護方法、支援制度等の理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会としている。</p> <p>●開催回数及び参加者数 開催回数 68回 参加人数(延) 398人</p> <p>●地域包括支援センターにおける支援 家族からの相談に対応。また、状況に応じて、各センターにおいても介護教室などを開催している。</p> <p>●認知症コールセンターにおける支援 家族会、介護経験者が家族からの相談対応。また、訪問相談にも対応。月に一度、精神科医を招き、医療的な相談会を設けている。</p>	<p>●認知症家族介護教室 各区役所保健福祉センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催している。認知症や介護方法、支援制度等の理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会としている。</p> <p>●開催回数及び参加者数 開催回数 56回 参加人数(延) 435人</p> <p>●地域包括支援センターにおける支援 家族からの相談に対応。状況に応じて、各センターにおいて介護教室などを開催している。また、区役所や他の地域包括支援センターと協力しながら、地域住民に対して認知症の理解の啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催している。</p> <p>●認知症コールセンターにおける支援 家族会、介護経験者が家族からの相談対応。また、訪問相談にも対応。月に一度、精神科医を招き、医療的な相談会を設けている。</p>	
所管課	健康福祉局地域包括ケア推進室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組番号	60	取組名称	児童支援コーディネーターの専任化の推進
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、児童一人ひとりの悩みや困難な状況を早期に発見し、解消に向けた校内支援体制の中心的役割を担う「児童支援コーディネーター」を全校で専任化し、その機能を充実させる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●児童支援コーディネーターの活動状況 【コーディネーターの機能】 ①相談の窓口 いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。 ②課題の早期発見 校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。 ③支援の継続 担任が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。</p> <p>●支援を必要とする児童の課題改善率等 ○専任化された小学校における支援を必要とする児童の課題改善率 ⇒93% ○専任化された小学校における支援を必要とする児童の支援未実施率(支援が必要であるが支援ができなかった児童の割合) ⇒1% ※参考 専任化されていない学校の課題改善率 ⇒75% 専任化されていない学校の支援未実施率⇒11%</p> <p>●専任化した校数 65校(小学校113校中)</p>	<p>●児童支援コーディネーターの活動状況 【コーディネーターの機能】 ①相談の窓口 いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。 ②課題の早期発見 校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。 ③支援の継続 担任が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。</p> <p>●支援を必要とする児童の課題改善率等 ○専任化された小学校における支援を必要とする児童の課題改善率 ⇒95.8% ○専任化された小学校における支援を必要とする児童の支援未実施率(支援が必要であるが支援ができなかった児童の割合) ⇒0.5% ※参考 専任化されていない学校の課題改善率 ⇒68.9% 専任化されていない学校の支援未実施率⇒18.9%</p> <p>●専任化した校数 79校(小学校113校中)</p>	<p>●児童支援コーディネーターの活動状況 【コーディネーターの機能】 ①相談の窓口 いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。 ②課題の早期発見 校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。 ③支援の継続 担任が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。</p> <p>●支援を必要とする児童の課題改善率等(平成29年12月) ○小学校における支援を必要とする児童の課題改善率 ⇒94.6% ○小学校における支援を必要とする児童の支援未実施率(支援が必要であるが支援ができなかった児童の割合) ⇒0.6%</p> <p>●専任化した校数 全市立小学校113校</p>	
所管課	教育委員会事務局指導課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
取組番号	63	取組名称	かながわ自殺対策会議の設置
取組目的	神奈川県内の自殺対策を多角的に検討し、総合的な対策として推進することを目的とする。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることに鑑み、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、学識関係者や司法、報道、医療、労働、福祉、教育などの様々な関係機関や民間団体、行政機関により構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県、横浜市、相模原市とともに開催した。</p> <p>各機関の取組とともに、自殺の実態（統計）、ゲートキーパー養成、地域ごとの取組について共有を図った。</p> <p>●実施回数</p> <p>2回（平成27年7月7日、平成28年3月9日）</p>	<p>●事業概要</p> <p>自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることに鑑み、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、学識関係者や司法、報道、医療、労働、福祉、教育などの様々な関係機関や民間団体、行政機関により構成される「かながわ自殺対策会議」を平成19年度から設置している。会議は神奈川県、横浜市、相模原市とともに4県市で連携し、開催した。</p> <p>対策会議は自殺対策に係る情報の共有に関すること、自殺対策に係る協議及び連携に関すること等を目的としており、その趣旨に基づき、自殺の実態（統計）、ゲートキーパー養成、自殺予防街頭キャンペーンなど地域ごとの取組について共有を図った。</p> <p>●開催回数</p> <p>1回（平成28年6月7日）</p>	<p>●事業概要</p> <p>自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることに鑑み、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、学識関係者や司法、報道、医療、労働、経済、福祉、教育などの様々な関係機関や民間団体、行政機関により構成される「かながわ自殺対策会議」を平成19年度から設置している。会議は神奈川県、横浜市、相模原市とともに4県市で連携し、開催した。</p> <p>対策会議は自殺対策に係る情報の共有に関すること、自殺対策に係る協議及び連携に関すること等を目的としており、その趣旨に基づき、自殺の実態（統計）、ゲートキーパー養成、自殺予防街頭キャンペーンなど地域ごとの取組について共有を図った。</p> <p>4県市協同開催の他に、神奈川県計画「かながわ自殺対策計画」の策定に向けた協議のため、県独自開催をさらに2回実施された。</p> <p>●開催回数</p> <p>○4県市共同開催 1回（平成29年6月7日） ○神奈川県独自開催 2回（平成29年11月22日、平成30年2月7日）</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
取組番号	64	取組名称	市民向け講演会の共催
取組目的	自殺やこころの健康、病気についての知識を広く普及、理解をはかり、身近な人の不調への気づきやゲートキーパー役割について関心を深める。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>幅広く市民を対象に、こころの健康や精神疾患、自殺予防について、川崎いのちの電話との共催により、市民向け講演会を行っている。平成27年度については、「いきる いかす いかしあう」をテーマに、精神疾患の症状悪化や自殺未遂について、当事者の体験談をもとに、身近な人による支えについて、また一方的に支えられる存在ではなく、ともに支えあう関係性について「こころの健康セミナー」を開催した。</p> <p>講演会に先行し、精神疾患の基礎知識や傾聴についての学習会も行った。</p> <p>●開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数 1回 参加人数 210人 事前学習会 75人</p>	<p>●事業概要</p> <p>幅広く市民を対象に、こころの健康や精神疾患、自殺予防について、川崎いのちの電話との共催により、市民向け講演会を行っている。平成28年度については、「あなたにも知ってほしい。生きたいというきもち」というテーマで講演会が行われた。</p> <p>第1部では、帝京大学医学部附属溝口病院の張賢徳教授を講師にゲートキーパー講座を、第2部では、ノンフィクション作家の石井光太氏を講師に「危機の構造—ひとは危機をどう乗り越えるのか—」という内容で講演が行われた。その後、指定発言者や来場者とのデスクッションも行い内容を深めた。</p> <p>●開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数 1回 参加人数 186人</p>	<p>●事業概要</p> <p>幅広く市民を対象に、こころの健康や精神疾患、自殺予防について市民向け講演会を行った。</p> <p>●川崎いのちの電話との共催による 「こころの健康セミナー」</p> <p>○日時 平成29年10月7日（土）午後</p> <p>○場所 高津市民館</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部 「いきること・ささえるもの」 講師 石井 光太（ルボライター） 杉山 春（ルボライター） 島蘭 進（上智大グリーンケア研究所） ・第2部 語り合い「ひとを生かすもの」 第1部講師に加えて 指定発言者 大塚 俊弘（国立精神・神経医療研究センター） 張 賢徳（帝京大学医学部附属溝口病院精神神経科） コーディネーター 竹島正（川崎市精神保健福祉センター） <p>○参加人数 210人</p> <p>○広報 市政だよりへの掲載、セミナーチラシを各区役所、市民館、図書館等に配布したほか、ポスターを市内563カ所の広報掲示板及び南武線・鶴見線の車内に掲示した。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
取組番号	65	取組名称	川崎いのちの電話運営補助
取組目的	民間団体が行う自殺予防を目的とした取組への支援を行う。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度
<p>●事業概要</p> <p>精神的危機に直面し、助け、慰め、励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減、または解放を図り、健全な社会人として生活できるよう支援することを目的として電話相談事業を行う社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び相談員ボランティアの資質の向上を図るため補助を行い、社会福祉の増進に努めた。</p> <p>また、活動の周知等のために行うチャリティーイベントや相談員募集講座、定期刊行物の広報協力も行った。</p> <p>●新規相談員認定数 9名</p>		<p>●事業概要</p> <p>精神的危機に直面し、助け、慰め、励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減、または解放を図り、健全な社会人として生活できるよう支援することを目的として電話相談事業を行う社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び相談員ボランティアの資質の向上を図るため補助を行い、社会福祉の増進に努めた。</p> <p>また、活動の周知等のために行うチャリティーイベントや相談員募集講座、定期刊行物の広報協力も行った。</p> <p>●新規相談員認定数 5名</p>	
所管課	健康福祉局精神保健課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
取組番号	66	取組名称	かかりつけ医うつ病対応力向上研修（再掲）
取組目的	うつ病の早期発見・早期治療や、適切な機関との連携により、自殺予防をはかる。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度
<p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすいことや、精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科等を受診する人は少ないことから、かかりつけ医等身体科医師を対象に、早い段階でうつ病等の精神的疾患に気づき、早期の段階で治療につながる（かかりつけ医による初期対応、専門医への紹介、連携）を目的に、4市市協働体制の研修を行った（平成20年度より実施）。</p> <p>●開催回数及び参加者数 ○開催回数 1回（県内全5回） ○参加人数 川崎市会場 45人（うち、川崎市内在職者 30人） 県内5会場総数 290人</p>		<p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神的疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。</p> <p>研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。</p> <p>●開催回数及び参加者数 開催回数 1回（県内全5回） 参加者数 川崎市会場 49人（うち、川崎市内在職者 20人） 県内5会場総数 240人</p>	
		<p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神的疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。</p> <p>研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。</p> <p>●開催回数及び参加者数 開催回数 1回（県内全5回） 参加者数 川崎市会場 59人（うち、川崎市内在職者 25人） 県内5会場総数 274人</p> <p>●研修資料の作成 他県市と協力し、研修講師及び受講者用の資料の作成や準備を行った。</p> <p>●活用状況調査 平成28年度研修受講者及び精神科紹介受入れ協力医療機関宛てにアンケート調査（研修の有効性、精神科への紹介システムの活用状況など）を行い、結果を集計した。</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備																			
取組番号	67	取組名称	各区精神保健相談（再掲）																			
取組目的	社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談や精神科嘱託医によるクリニックの実施により、市民の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。																					
平成27年度		平成28年度		平成29年度																		
<p>●事業概要</p> 各区保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。 <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,748人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>191人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>107人</td> </tr> </table>		一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,748人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	191人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	107人	<p>●事業概要</p> 各区役所保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。 <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,613人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>147人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>85人</td> </tr> </table>		一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,613人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	147人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	85人	<p>●事業概要</p> 各区役所保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。 <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,312人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>149人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>86人</td> </tr> </table>	一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,312人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	149人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	86人
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,748人																					
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	191人																					
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	107人																					
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,613人																					
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	147人																					
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	85人																					
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,312人																					
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	149人																					
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	86人																					
所管課	健康福祉局精神保健課																					

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	
取組番号	68	取組名称	精神科医療体制の整備	
取組目的	自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制を整備する。			
平成27年度		平成28年度		平成29年度
<p>●事業の概要及び流れ</p> 精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介及び確保について、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市が協調体制で、24時間365日の相談体制を整備している。 <p>○初期救急：外来診療が必要な場合に診療所等を紹介 ○二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介 ○三次救急：警察官等の通報による措置入院</p> <p>●対応件数</p> <p>○初期救急・二次救急相談件数 977件（初期救急紹介19件、二次救急紹介63件） ○三次救急通報件数 201件（うち、診察実施件数123件）</p>		<p>●事業の概要及び流れ</p> 精神科救急患者の円滑な医療および保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介および確保について、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の4県市が協調で24時間365日の相談体制を整備している。 <p>○初期救急：外来診療が必要な場合に診療所等を紹介 ○二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介 ○三次救急：警察官等の通報による措置診察</p> <p>●対応件数</p> <p>○初期救急・二次救急相談件数 889件（初期救急紹介12件、二次救急紹介69件） ○三次救急通報件数 239件（うち、診察実施件数172件）</p>		<p>●事業の概要及び流れ</p> 精神科救急患者の円滑な医療および保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介および確保について、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の4県市が協調で24時間365日の相談体制を整備している。 <p>○初期救急：外来診療が必要な場合に診療所等を紹介 ○二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介 ○三次救急：警察官等の通報による措置診察</p> <p>●対応件数</p> <p>○初期救急・二次救急相談件数 869件（初期救急紹介11件、二次救急紹介35件） ○三次救急通報件数 310件（うち、診察実施件数183件）</p>
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター			

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
取組番号	69	取組名称	自殺未遂者の救急搬送
取組目的	自殺未遂者を早期かつ適切に救急医療に搬送するための体制を整備する。		
平成27年度		平成28年度	
<p>●救急搬送体制の整備状況</p> <p>市内全救急事案に対して、27 隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。</p> <p>●搬送件数</p> <p>平成 27 年中の出場件数は、65,825 件であり、うち自損行為の出動は 588 件 (0.89%)、そのうち搬送人員は 461 件 (0.7%) であった。</p>		<p>●救急搬送体制の整備状況</p> <p>市内全救急事案に対して、27 隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。</p> <p>●搬送件数</p> <p>平成 28 年中の出場件数は、68,439 件であり、うち自損行為の出動は 570 件 (0.83%)、そのうち搬送人員は 439 件 (0.64%) であった。</p>	
平成29年度		<p>●救急搬送体制の整備状況</p> <p>市内全救急事案に対して、27 隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。</p> <p>●搬送件数</p> <p>平成 29 年中の救急出場は、69,318 件であり、うち自損行為の出動は 629 件 (0.9%)、そのうち搬送人員は 470 件 (0.68%) であった。</p>	
所管課	消防局救急課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺未遂者に対する支援												
取組番号	70	取組名称	各区精神保健相談（再掲）												
取組目的	社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談や精神科嘱託医によるクリニックの実施により、市民の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。														
平成27年度		平成28年度													
<p>●事業概要</p> <p>各区保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。</p> <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,748 人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>191 人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>107 人</td> </tr> </table>		一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,748 人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	191 人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	107 人	<p>●事業概要</p> <p>各区役所保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。</p> <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,613 人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>147 人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>85 人</td> </tr> </table>		一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,613 人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	147 人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	85 人
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,748 人														
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	191 人														
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	107 人														
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,613 人														
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	147 人														
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	85 人														
平成29年度		<p>●事業概要</p> <p>各区役所保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。</p> <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <td>一般精神保健福祉相談（各区・常時）</td> <td>15,312 人</td> </tr> <tr> <td>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>148 人</td> </tr> <tr> <td>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）</td> <td>86 人</td> </tr> </table>		一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,312 人	一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	148 人	高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	86 人						
一般精神保健福祉相談（各区・常時）	15,312 人														
一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	148 人														
高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）	86 人														
所管課	健康福祉局精神保健課														

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺未遂者に対する支援
取組番号	71	取組名称	精神科医療体制の整備（再掲）
取組目的	自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制を整備する。		
平成27年度		平成28年度	
<p>●事業の概要及び流れ</p> <p>精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介及び確保について、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市が協議体制で、24時間365日の相談体制を整備している。</p> <p>○初期救急：外来診療が必要な場合に診療所等を紹介</p> <p>○二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介</p> <p>○三次救急：警察官等の通報による措置入院</p> <p>●対応件数</p> <p>○初期救急・二次救急相談件数 977件（初期救急紹介19件、二次救急紹介63件）</p> <p>○三次救急通報件数 201件（うち、診察実施件数123件）</p>		<p>●事業の概要及び流れ</p> <p>精神科救急患者の円滑な医療および保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介および確保について、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の4県市が協議で24時間365日の相談体制を整備している。</p> <p>○初期救急：外来診療が必要な場合に診療所等を紹介</p> <p>○二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介</p> <p>○三次救急：警察官等の通報による措置診察</p> <p>●対応件数</p> <p>○初期救急・二次救急相談件数 889件（初期救急紹介12件、二次救急紹介69件）</p> <p>○三次救急通報件数 239件（うち、診察実施件数172件）</p>	
平成29年度		<p>●事業の概要及び流れ</p> <p>精神科救急患者の円滑な医療および保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介および確保について、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の4県市が協議で24時間365日の相談体制を整備している。</p> <p>○初期救急：外来診療が必要な場合に診療所等を紹介</p> <p>○二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介</p> <p>○三次救急：警察官等の通報による措置診察</p> <p>●対応件数</p> <p>○初期救急・二次救急相談件数 869件（初期救急紹介11件、二次救急紹介35件）</p> <p>○三次救急通報件数 310件（うち、診察実施件数183件）</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺未遂者に対する支援
取組番号	72	取組名称	自殺企図児童に対する支援
取組目的	再企図の危険性が高い自殺企図のあった児童に、再企図防止のための支援を実施する。		
平成27年度		平成28年度	
<p>●再企図防止のための支援状況</p> <p>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもとの相談を実施している。</p> <p>学校や家庭で自殺企図があった児童について、保護者からの依頼、また、学校や教育委員会からの気づきがあった事例を含めて、その連携の下、再企図の防止を図っている。</p>		<p>●再企図防止のための支援状況</p> <p>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもとの相談を実施している。</p> <p>学校や家庭で自殺企図があった児童について、保護者からの依頼、また、学校や教育委員会からの気づきがあった事例を含めて、その連携の下、再企図の防止を図っている。</p>	
平成29年度		<p>●再企図防止のための支援状況</p> <p>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもとの相談を実施している。</p> <p>学校や家庭で自殺企図があった児童について、保護者からの依頼、また、学校や教育委員会からの気づきがあった事例を含めて、その連携の下、再企図の防止を図っている。</p>	
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺未遂者に対する支援
取組番号	73	取組名称	自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布
取組目的	自殺未遂者・家族等に最も早い段階で接する救急隊から相談を案内することにより、抱える困難に対する支援につながり再度の自殺企図を防ぐ。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>自損事故による救急搬送において、相談を案内するリーフレットを本人または家族に渡すことができるよう、作成している。救急搬送の現場では、渡すことのできない状況も多く、今後の実施方法の検討を進めている。</p>	<p>●事業概要</p> <p>自損事故による救急搬送において本人または家族に渡す相談案内のリーフレットは既に作成しているが、救急搬送の現場ではお渡しすることのできない状況も多く活用が図られていない。既存のリーフレットの今後の活用方法や、救急搬送を受け入れた医療機関で活用できるリーフレットについての検討を行った。</p>	<p>●事業概要</p> <p>自損事故による救急搬送において本人または家族に渡す相談案内のリーフレットは既に作成しているが、救急搬送の現場ではお渡しすることのできない状況も多く、活用が図られていない。「川崎市における自殺未遂をした本人および家族等を対象とした地域支援とフォローアップモデル意見交換会」を隔月で開催し、その中で、救急搬送を受け入れた医療機関で活用できるリーフレットについても必要性について検討した。</p> <p>○自殺未遂者支援に特化したものではないが、毎年更新作成している4県市（神奈川県・横浜市・相模原市）協調の自殺予防リーフレット「あなたに知ってほしい」（相談先一覧）を平成29年度も作成・配布した。</p> <p>配布実績 各区役所、公共機関への配架等 約1,000部</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺未遂者に対する支援
取組番号	74	取組名称	自殺未遂者及びその家族への支援
取組目的	自殺リスクの高いとされる自殺未遂者及びその家族に対する支援及びその体制の充実をはかり、再度の自殺企図を防ぐ。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>各区の精神福祉相談において、自殺未遂者やその家族への支援を行っている。</p> <p>また、救命直後等早い段階での相談につながるよう、救命救急医療機関との連携体制について、消防本部、救命救急医療機関とともに、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」と並行して検討を進めた。</p>	<p>●事業概要</p> <p>各区役所の精神保健相談において、自殺未遂やその家族への支援を行っている。</p> <p>また、「川崎市における自損事故救急搬送事例調査」の実施を通して消防本部や各消防署、三次救急医療機関（市立川崎病院、日本医科大学武蔵小杉病院、聖マリアンナ医科大学病院）等との連携を深めた。</p> <p>また、日本医科大学武蔵小杉病院における自殺企図による救急搬送事例の検討を行うことにより、川崎市中部地区における自殺企図の特色や地域支援を行う上での課題等について意見交換を行い事例により把握した特色や地域課題等を参考に、川崎市中部地区における地域連携支援モデル活動構築に向けた意見交換を行った。</p> <p>●意見交換会の開催 5回</p>	<p>●事業概要</p> <p>各区役所の精神保健相談において、自殺未遂やその家族への支援を行っている。</p> <p>また、「川崎市における自損事故救急搬送事例調査（平成29年1月～12月）」の実施を通して消防本部や各消防署、三次救急医療機関（市立川崎病院、日本医科大学小杉病院、聖マリアンナ医科大学病院）等との連携を深めた。調査の結果を報告書冊子にまとめ、ホームページにも掲載した。</p> <p>「川崎市中部における自殺未遂をした本人および家族を対象とした地域支援とフォローアップモデル意見交換会」を区役所（中原区・高津区）の高齢・障害課や地域みまもり支援センター、井田障害者センター、帝京大学医学部附属溝口病院、日本医科大学武蔵小杉病院等と2か月に1回開催し、自殺企図による三次救急医療機関搬送事例の検討、地域（障害者センターや区役所）で関わりのある事例、精神科救急で取り扱われた自殺企図事例についての検討を、双方向から行いの情報共有を図った。その中で把握した特色や課題等を参考に川崎市中部における地域連携支援モデル活動構築に向けて意見交換を行った。</p> <p>地域連携を進めている他都市（滋賀県、大阪府堺市）を招いての意見交換も開催した。</p> <p>●意見交換会の開催 6回</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事 項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援	
取組番号	75	取組名称	学校こころの緊急支援事業（再掲）	
取組目的	重大な事件・事故および災害後のメンタルヘルス対策、心的外傷後の回復支援を行うことにより、PTSDやうつ病等精神疾患の発症リスクを低減させ、また、発症時の早期対応を行うことで、心の健康を保持する。			
取組実績				
平成27年度		平成28年度		平成29年度
<p>●事業内容 専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重なるため、平成27年度に事業を統合した。</p>		<p>●事業内容 専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重なるため、平成27年度に事業を統合した。</p>		<p>●事業内容 専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重なるため、平成27年度に事業を統合した。</p>
所管課	教育委員会事務局健康教育課			

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組番号	76	取組名称	遺児支援における連携
取組目的	遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、関係機関が連携して遺児支援を実施する。		
平成27年度		平成28年度	
<p>●現時点での連携の視点</p> <p>緊急時には、スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やその親族等の心のケアにあたるとともに、教職員と情報を共有しながら支援をすすめる。必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用して関係機関と連携して支援を実施する。</p>		<p>●現時点での連携の視点</p> <p>遺児支援に当たっては、スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やその親族等の心のケアにあたるとともに、教職員と情報共有しながら支援をすすめる。必要に応じて区・教育担当、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携して支援を実施する体制を整えた。</p>	
平成29年度			
所管課	教育委員会事務局企画課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組番号	76	取組名称	遺児支援における連携
取組目的	遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、関係機関が連携して遺児支援を実施する。		
平成27年度		平成28年度	
<p>●相談状況</p> <p>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。</p> <p>平成27年度の遺児に関する相談は、11件であった。</p> <p>●連携の状況</p> <p>遺児については、児童養護施設に入所したり、里親に委託されることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。施設入所や、里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と、児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行う体制となっている。</p>		<p>●相談状況</p> <p>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。</p> <p>平成28年度の遺児に関する相談は、40件だった。</p> <p>●連携の状況</p> <p>遺児については、児童養護施設に入所したり、里親に委託されることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。施設入所や、里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親、児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行う体制となっている。</p>	
平成29年度			
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組番号	77	取組名称	自死遺族に対する市民法律相談
取組目的	自死遺族の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、自死遺族が抱える問題に関する相談を実施する。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●相談内容及び法律相談件数 法律相談の相談内容：弁護士が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、法律問題全般の相談に応じる。 法律相談件数 4,347件（全区合計件数）</p> <p>その他、市民相談事業としては、各区役所地域振興課において、市民生活・市政等相談として市職員及び市民相談員が、日常生活での困り事などの相談に応じたり、特別相談として弁護士をはじめ、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じる特別相談も行ってあり、いずれも遺族の方も相談できる。</p>	<p>●相談内容及び法律相談件数 弁護士相談の相談内容：弁護士が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、法律問題全般の相談に応じる。 弁護士相談件数 4,067件（全区合計件数）</p> <p>その他、市民相談事業としては、各区役所地域振興課において、市民生活・市政等相談として市職員及び市民相談員が、日常生活での困り事などの相談に応じたり、特別相談として弁護士をはじめ、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じる特別相談も行ってあり、いずれも遺族の方も相談できる。</p>	<p>●相談内容及び法律相談件数 弁護士相談の相談内容：弁護士が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、法律問題全般の相談に応じる。 弁護士相談件数 4,243件（全区合計件数）</p> <p>その他、市民相談事業としては、各区役所地域振興課において、市民生活・市政等相談として市職員及び市民相談員が、日常生活での困り事などの相談に応じたり、特別相談として弁護士をはじめ、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じる特別相談も行ってあり、いずれも遺族の方も相談できる。</p>	
所管課	市民文化局市民活動推進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組番号	78	取組名称	自死遺族支援リーフレット等の配布
取組目的	自死遺族の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、自死遺族に遺族支援のリーフレットやチラシ等を配布する。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●取組内容 取組なし</p> <p>●配布数 配布なし</p>	<p>●取組内容 ○ポスター掲示 ○平成29年3月の自殺対策強化月間に「職員月報れいんぼう」で啓発</p> <p>●配布数 配布なし</p>	<p>●取組内容 ○ポスター掲示 ○チラシを職員保健相談室のカウンターに配架</p> <p>●配布数 配布なし</p>	
所管課	総務企画局職員厚生課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組番号	79	取組名称	自死遺族の集いの開催
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>2ヶ月に1回、自殺により遺された人相互の分かち合いの場を開催している。グループでの話し合いを基本としているが、状況により個別相談を案内・対応するなど、個別支援も行っている。</p> <p>●実施回数及び参加者数</p> <p>年間実施回数 6回 延べ参加人数 12人（延べ人数）</p>	<p>●事業概要</p> <p>大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語ることのできる場の提供を行うとともに、自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等の支援を行う。</p> <p>○対象</p> <p>川崎市内在住（他都市在住でも可）で大切な人を自死で亡くされた方</p> <p>○開催日時</p> <p>奇数月の第1木曜日 ※変則あり 14:00～16:00（受付13:45～） ※NPO法人全国自死遺族総合支援センターの協力あり</p> <p>●自死遺族の集いの実施回数</p> <p>年間実施回数 6回 延べ参加人数 11人（新規参加者 7人）</p> <p>●自死遺族支援事業担当連絡会議</p> <p>自死遺族の集いを定期的に開催している神奈川県内および近隣自治体加えた8自治体が参加。最近の動向や課題等の情報交換・意見交換を実施した。</p> <p>○実施回数及び開催場所</p> <p>年間実施回数 1回（平成28年10月31日） 相模原市精神保健福祉センターにて開催 （神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市の4県市持ち回りで開催）</p>	<p>●事業概要</p> <p>大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語ることのできる場の提供を行うとともに、自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等の支援を行う。</p> <p>○対象</p> <p>川崎市内在住（他都市在住でも可）で大切な人を自死で亡くされた方</p> <p>○開催日時</p> <p>偶数月 木曜日 ※変則あり 14:00～16:00（受付13:45～） ※NPO法人全国自死遺族総合支援センターの協力あり</p> <p>●自死遺族の集いの実施回数</p> <p>年間実施回数 6回 延べ参加人数 10人（新規参加者 3人）</p> <p>●自死遺族支援事業担当連絡会議</p> <p>自死遺族の集いを定期的に開催している神奈川県内および近隣自治体加えた8自治体が参加。最近の動向や課題等の情報交換・意見交換を実施した。</p> <p>○実施回数及び開催場所</p> <p>年間実施回数 1回（平成29年11月10日） 神奈川県精神保健福祉センターにて開催 （神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市の4県市持ち回りで開催）</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組番号	80	取組名称	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。		
取組実績			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<p>●事業概要</p> <p>自殺により遺された人等が安心して話せる、あるいは必要な情報を得られる機会として、電話相談を実施した。</p> <p>●開設回数及び実績</p> <p>開設回数 24回 利用実績 18人</p>	<p>●事業概要</p> <p>自殺に対する社会的偏見が残る中、誰にも話せずに悲しみや無力感を抱えることによりうつ病等の重篤な状態に陥る場合もあるため、支援が必要である。</p> <p>また、来所による相談には多くの時間を要するため支援が行き届かない場合も想定されることから、電話による相談事業を展開することで必要な情報を提供し、併せて遺族の孤立を防止することが必要であり、自殺により遺された人々が安心して話せる電話相談支援を行い、必要な情報提供も併せて実施した。</p> <p>●開設回数及び実績</p> <p>月2回（第2・4木曜日） 12:00～16:00 利用実績 14件 相談対応時間 9分～75分（平均相談時間 32分）</p>	<p>●事業概要</p> <p>自殺に対する社会的偏見が残る中、誰にも話せずに悲しみや無力感を抱えることによりうつ病等の重篤な状態に陥る場合もあるため、支援が必要である。</p> <p>また、来所による相談には多くの時間を要するため支援が行き届かない場合も想定されることから、電話による相談事業を展開することで必要な情報を提供し、併せて遺族の孤立を防止することが必要であり、自殺により遺された人々が安心して話せる電話相談支援を行い、必要な情報提供も併せて実施した。</p> <p>●開設回数及び実績</p> <p>月2回（第2・4木曜日） 12:00～16:00 相談実績 14件 受信件数 16件 未受信（留守電着信） 3件</p>	
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見

本報告書は、条例第11条1項に基づき、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価及び市の自殺の概要についてとりまとめ、議会に提出するとともに、公表することを目的に作成した。

本報告書を作成するにあたり、平成30年9月5日に開催した川崎市自殺対策評価委員会より、条例第11条2項に基づいて、以下の意見が出された。

- (1) 年齢階級の人口に対する自殺死亡率を見ることによって、若年者や高齢者の特徴などを記載すべき
- (2) 第1次川崎市自殺対策総合推進計画の総括にあたり、端的に成果を記載すべき
- (3) 第1次川崎市自殺対策総合推進計画において、計画推進体制の整備が大きく進んだことは評価できる

なお、第1章「3 人口動態統計を活用した地域における自殺の実態分析例」については、評価委員会委員の山内氏の提供によるものである。深く感謝申し上げたい。

「川崎市自殺対策の推進に関する条例」抜粋

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講じるものとする。

～中略～

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策の関する定量的な目標を定めるものとする。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

資料

川崎市自殺対策の推進に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日条例第 75 号

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等（国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に係る者をいう。以下同じ。）相互の密接な連携の下に行われるものとする。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。
- 3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス等を提供する者の責務)

第5条 保健医療サービス、福祉サービス等（以下「保健医療サービス等」という。）を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校その他これに類する教育機関（以下「学校等」という。）は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という。）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
- (5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (7) 自殺未遂者に対する支援
- (8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
- (9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
 - ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割

イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割

(3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第 11 条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第 9 条第 2 項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。
(自殺対策評価委員会)

第 12 条 前条第 2 項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(連携のための仕組みの整備)

第 13 条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例(平成25年条例第75号)に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者(以下「委員」という。)で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議(部会に関する事項にあっては、部会)で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	機 関 ・ 団 体 名
学識経験者	精神保健福祉関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市教育委員会事務局学校教育部
	川崎市区役所保健福祉センター

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

(組織及び構成)

第3条 庁内連携会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連携会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 庁内連携会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 庁内連携会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。なお、各区役所においては幹事2名のうち、単年度ごとに1名を代表幹事とすることができる。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 庁内連携会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱（平成19年10月31日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (庁内連携会議)

1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	経済労働局	経済労働局長
5	環境局	環境局長
6	こども未来局	こども未来局長
7	まちづくり局	まちづくり局長
8	建設緑政局	建設緑政局長
9	港湾局	港湾局長
10	臨海部国際戦略室	臨海部国際戦略室本部長
11	会計室	会計管理者
12	川崎区役所	川崎区長
13	幸区役所	幸区長
14	中原区役所	中原区長
15	高津区役所	高津区長
16	宮前区役所	宮前区長
17	多摩区役所	多摩区長
18	麻生区役所	麻生区長
19	上下水道局	上下水道事業管理者
20	交通局	交通局長
21	病院局	病院局長
22	消防局	消防局長
23	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局長
24	教育委員会事務局	教育次長
25	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
26	監査事務局	監査事務局長
27	人事委員会事務局	人事委員会事務局長
28	議会局	議会局長
29	健康福祉局	健康福祉局長

別表2（幹事会）

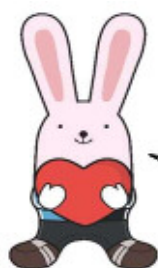
1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	経済労働局	産業政策部庶務課長
6	環境局	総務部庶務課長
7	こども未来局	総務部企画課長
8	まちづくり局	総務部庶務課長
9	建設緑政局	総務部企画課長
10	港湾局	港湾振興部庶務課長
11	臨海部国際戦略室	臨海部事業推進部担当課長
12	会計室	審査課長
13	川崎区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
14	川崎区役所	保健福祉センター地域みまもり支援センター地域支援担当課長
15	幸区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
16	幸区役所	保健福祉センター地域みまもり支援センター地域支援担当課長
17	中原区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
18	中原区役所	保健福祉センター地域みまもり支援センター地域支援担当課長
19	高津区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
20	高津区役所	保健福祉センター地域みまもり支援センター地域支援担当課長
21	宮前区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
22	宮前区役所	保健福祉センター地域みまもり支援センター地域支援担当課長
23	多摩区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
24	多摩区役所	保健福祉センター地域みまもり支援センター地域支援担当課長
25	麻生区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
26	麻生区役所	保健福祉センター地域みまもり支援センター地域支援担当課長
27	上下水道局	総務部庶務課長
28	交通局	企画管理部庶務課長
29	病院局	経営企画室経営企画担当課長
30	消防局	警防部救急課長
31	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局担当課長
32	教育委員会事務局	総務部企画課長
33	選挙管理委員会事務局	選挙部選挙課長
34	監査事務局	監査事務局行政監査課長
35	人事委員会事務局	人事委員会事務局調査課長
36	議会局	総務部庶務課長
37	健康福祉局	総務部企画課長

平成27～29年度 川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者	(公財) 東京都医学総合研究所 精神保健看護研究室	主席研究員	中西 三春
	日本社会事業大学	准教授	贄川 信幸
	東京慈恵会医科大学	環境保健医学講座 助教	山内 貴史
医師	東邦大学	医学部 講師	井原 一成
市職員	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇

平成30年度 川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者	新潟大学	法学部 教授	南島 和久
	日本社会事業大学	社会福祉学部 准教授	贄川 信幸
	東京慈恵会医科大学	環境保健医学講座 助教	山内 貴史
医師	自治医科大学	精神医学講座 助教	加藤 梨佳
市職員	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇



川崎市自殺対策推進キャラクター
「うさっぴー」です

川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(平成29年度版)

—第1次計画のまとめ—

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-2430
FAX：044-200-3932
e-mail：40seisin@city.kawasaki.jp